

て小學校の教科用圖書は文部大臣の檢定したるものにつき小學校圖書審査委員に於て審査し府縣知事の許可を受けたるものに限るとしたが、圖書の審査採用に關して種々の弊害續出し收拾すべからざる有様であつたので、三十六年の改正となつた譯である。

## 二、義務教育年限の延長

明治三十三年の改正小學校令に於ては小學校の修業年限は四年に改正するに止められた、「尋常小學校の修業年限は之を延長するの要あるに似たれども國度民情に考へ義務教育普及の實況を察すれば未だ遽かに四年以上に延長するを許さざる事情あり」故に將來に之が實行を期することとし其準備として尋常小學校に修業年限二箇年の高等小學校を併置すること奨励するに止めたり、爾來義務教育は著しく普及するに至れるのみならず尋常小學校に高等小學校を併置したるもの亦大に増加し今や時機既に熟せるを認めて明治四十年三月小學校令を改正して尋常小學校の修業年限を六箇年に延長した。是我國の初等教育史上一新紀元を劃するものである。

## 三、市町村義務教育費國庫負擔法

學制及び明治十二年の教育令は共に小學教育國庫補助の制度を認めて居たが、明治十三年の教育令に於て廢止され爾來久しく其跡を斷つて居た。然るに明治四十年に義務教育年限が延長せられ、市町村の教育費が著しく激増するに及び其負擔に苦しむ全國各地の市町村は帝國議會に請願し政府に事情を開申する等あらゆる手段を盡して教育費の支出を國庫に移し、市町村の負擔を軽減す可く運動を試みたので、大正七年三月「法律第十八號」を以つて「市町村義務教育費國庫負擔法」が公布された。

## 四、中學校令の改正

時勢の要求に應じて明治三十二年二月勅令を以て中學校令を改正した。改正の要旨は、(一)舊令に於て中學校の目的を「實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スル者に須要ナル教育」云々とあるを改めて單に「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ授」けるにあると改めた。(二)尋常中學校を中學校と改稱したこと。これ明治二十七年六月高等學校令の公布以來高等中學校の名稱が廢止せられた結果である。(三)一箇年以内の補習科を置き三月中學校を卒業して九月高等學校に入學する者の便宜をはかつたこと。(四)日清戰役後著しく増した入學希望者を收容する爲に各府縣をして一箇以上の中

學校を設立す可しと命じた事、明治十九年の中學校令に於ては府縣立(地方稅支辨)の中學校は一箇に限るものとしたが、二十四年土地の情況に依り文部大臣の許可を得て數校を設置することを得と改正し、更に今回の改正に依り是等の制限を撤廢したのである。(五)中學校令第十二條に於て認められた専修科は是を廢止した。普通教育機關に於て實業専門の教育を施すは適當ならずと認められた爲であらう。

## 五、高等女學校令

明治三十二年二月勅令を以て高等女學校令を公布した。本令の特色は、(一)郡市町村、町村學校組合及び私人にも高等女學校の設置を許したこと。(二)修業年限四箇年を本體とし從來よりも二箇年を減じたる代りに入學資格を高めた事(尋常小學校卒業を高等小學校第二學年の課程を終つたものと改む)等である。

明治四十三年十月高等女學校令を改正して、主として家政に關する學科目を修めようとする者の爲に高等女學校に實科をおき又實科のみを置く高等女學校の設立を許し、實科のみを置く高等女學校と稱せしめた。

## 六、帝國大學に關する規程

本規程の中で重要なものは明治四十年三月法律を以て公布せられた「帝國大學特別會計法」であるこれより先帝國大學の獨立を唱へる者が甚だ多かつたので政府に於ては本法を制定して東京帝國大學及京都帝國大學は資金を所有し、政府の支出金資金より生ずる收入授業料寄附金及其他の收入を以て一切の歳出に充てることを許し特別の會計を立てしめた。帝國大學は三十年六月東京帝國大學と改稱し三十年九月京都帝國大學を、四十年六月東北帝國大學、四十三年九州帝國大學を創設した。

## 七、高等學校に關する規程

明治四十四年七月勅令を以て新に高等中學校令を公布した。高等中學校は中學校を終了したものに對し更に精密なる程度に於て高等普通教育を爲すを以て目的とし學科を分ちて文科理科とした。高等中學校は官立とし其數は全國を通じて二十校以内とした、本令の施行と共に高等學校令は之を廢し以前の高等學校は高等中學校と改稱するものとした。然し大正二年三月其施行期日に關する規定改正の結果無期延期となり其中新に「高等學校令」の公布により廢滅に歸し、四十四年の高等中學校令は實施に至らなかつた。



明治二十七年の高等學校令に依れば専門學科を教授する所として帝國大學に入學する者の爲に大學豫科をおくことを得るものとしたが、明治三十三年第三高等學校工學部を廢し三十四年各高等學校の醫學部は獨立して醫學專門學校となり三十九年五高の工學部は熊本高等工業學校となつた。こゝに於て高等學校は再び大學豫備教育を主とするに至つた。

### 第二節 實業教育法令

#### 一、實業學校令制定の經過

明治二十七年實業學校教育費國庫補助法の制定を導火線とし産業界の革命的躍進と呼應しつゝ、從來不振を極めた實業教育は是に急激なる發展を告げ、全国各地に工農商各種實業學校が盛に創設せらるゝに至つた。然るに實業教育の異常なる發展にも拘らず、實業學校の據るべき準則は殆どなく僅に徒弟學校規程、實業學校規程、簡易農學校規程の如き低き程度に過ぎず、實業教育全般に關する統一的規程を缺いて居た。唯、中等程度の實業學校規程として明治十七年の商業學校通則があつたが、時勢の進展には適切ならざるものありその生命を失つて居た様である。是に於て政府は此等の諸學校を整頓し統一するの必要を感じ茲に實業學校令制定の事を決し案を具して三十一年十月、之を高等教育會議の諮問に付した。これが三十二年二月勅令第二十九號を以て公布された實業學校令及び本令に基き省令を以て制定された各種の實業學校令及び諸種の關係法規である。

實業學校令の規程の對象を爲せるものは公私立實業學校であるが、前述の如く二十七年を境として公私立實業學校が急激なる膨脹をなしたるに對し之を統一することが本令の目的であつたと解する。從て原則としては中等實業學校が本令の對象をなすものであつたらう。當時實業專門學校と稱すべきものは未だ存しなかつた。本令に基いて制定せられた各種實業學校規程の規定するところは皆中等程度のもので、只例外的に更に高等實業學校の設置を認めたるにすぎない。三十六年三月の專門學校令の制定と共に實業學校令を改正し、第二條の次に「實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス、實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル」と追加して附則十七條を削除した。同月專門學校令第四條に基き、省令を以て公私立專門學校規程を制定し、茲に實業學校令の目的とする所は殆ど中等程度以下の實業學校なることを明白ならしめた。

左に實業學校令制定に先ち、三十一年十月、案を具して之を高等教育會議の諮問に附した當時の會議の經過狀況を略述してみやう、先づ文部省提出の議案は左の如きものであつた。

#### 文部省提出議案 (第二號案 勅令案)

##### 實業學校令

- 第一條 實業學校ハ工業、農業、商業等ノ實業ニ須要ナル教育ヲ施ス所トス
- 第二條 實業學校ハ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校及實業補習學校トス
- 第三條 實業學校、山林學校、獸醫學校、及水産學校ハ農業學校ト看做ス、徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス
- 第三條 北海道及各府縣ニ於テハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ヲ設立スヘシ
- 但實業補習學校ハ道府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル
- 前項實業學校ノ種類及校數ハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ定ム
- 第四條 前條實業學校ノ經費ハ、北海道及沖繩縣ヲ除クノ外府縣稅若クハ地方稅ノ負擔トス
- 第五條 郡市町村又ハ、町村學校組合(北海道ニ於テハ區沖繩縣ニ於テハ區及間切島)ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其區域内小學教育ノ施設上妨ケナキ場合ニ限リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 私人ハ本會ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七條 國庫又ハ府縣稅若クハ地方稅ノ補助ヲ受クル郡市立以下公立又ハ農工商組合立ノ實業學校ニシテ道府縣立實業學校ニ代用スルニ足ルヘキモノアルトキハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ之ト同一學科ノ學校ニ限リ、第三條ノ實業學校ヲ設置セサルコトヲ得
- 第八條 工業學校、農業學校、商業學校、及商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ定ム
- 第九條 公立工業學校、農業學校、商業學校、及商船學校ノ位置ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定メ郡市立以下公立實業補習學校ノ位置ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ郡市町村長又ハ之ニ準スヘキモノ之ヲ定ム
- 第十條 實業學校ノ學科及其程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十一條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム
- 第十二條 實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム



- 第十三條 實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十四條 公立實業學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルコトヲ得
- 第十五條 公立實業學校職員ノ俸給費其他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長官之ヲ定ム
- 第十六條 公立實業補習學校職員ノ名稱待遇及任免ニ關シテハ公立小學校ノ例ニ依ル
- 但道廳府縣立實業補習學校職員ノ任免ハ地方長官之ヲ專行ス
- 第十七條 公立實業學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者ヲ以テ商議員トナシ其學校ニ關スル重要ノ事項ヲ商議セシムルコトヲ得
- 前項ノ商議員ハ地方長官之ヲ命シ又ハ囑託ス
- 第十八條 本令施行ノ爲メ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

- 第十九條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
- 但地方長官ハ土地ノ情況ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ本令施行ノ日ヨリ三ヶ年間第三條ノ設置ヲ延期スルコトヲ得
- 第二十條 本令ハ官立學校ニ適用セス
- 第二十一條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ實業學校ト改正シタルモノトス
- 第二十二條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル事項ハ本令施行ノ日ヨリ總テ削除ス

これに對し賛否交々の有様で非常の論戰が闘されたことは左の記録に徴しても明である。

「三十一年十月九日、引續いて高等教育會議が開會せられ、先づ第七號即ち學校系統の議案を議題としたが、木下廣次氏は開議劈頭先づ動議を提出して一斯る大問題は到底僅少の日子を以て議了し去るは難事なれば、議題を變更せられんことを望む」と述べ（中略）種々議論が出たが結局學校系統案は後廻しとなり、いよいよ第二號案「實業學校令」に移る。高田高等學務局長は先づ提出の理由と實業教育現時の狀況とを述べ、終に是等諸學校の整頓を計るは、自然の結果にして、又本案規定の如く各府縣に、一實業學校を設立するも地方の負擔は差したる増加を來さざるべきことを説明した。

江原素六氏は透さず「各府縣に一の實業學校を設立すべしとは強迫の意味か」と問へば高田氏は然りと答へた。之より質問又質問の態にて續々として引きも切らず、議長は此の光景を見て取りてか林君を宣告した。休憩後本會に臨時議員として鈴木内務次官も出席し、實業學校増設の結果は地方に於て克く其の維持負擔に堪へ得べきや否や等の質問に對し、「此案の外にも地方の負擔に掛るものもあれば、何れ詳細は文部當局と相談の上答辯すべし」と述べ、續いて鎌田氏の本案廢棄論、鈴木次官の決議延期説、湯本氏の廢案反對説、嘉納氏の逐條審議説、長谷川氏の調査委員附託説等續出したけれども、結局引續き會議することに決して散會した。

翌十日も前日の如く午後一時開議、前日に引續き「實業學校令」の議事に入つたのであるが、河原一郎、伊澤脩二、長谷川泰、中澤岩太郎の諸氏より質問出で、當局者之に答へ、將に第二讀會に移らんとするや鈴木内務次官來り昨日の質問に答辯せんとして、先づ地方經濟上相互の關聯もあればと諸學校に要する新入費を訊ね、福原參事官は實業學校費は種類に依りて八千圓より六萬圓の間を昇降すれば平均三萬圓と看做し全國の補充増設六校の總費額十八萬圓にして中學校は經常費概年九萬圓、臨時費九萬九千八百圓であると答へ、嘉納氏は高等女學校の擴張費は經常費年十四萬圓臨時費十五萬圓なれども、該校は私立にても代用を許す答なれば此豫算額は要せざるべしと述べれば、鈴木次官は十八萬圓位ならば、地方經濟上に於ても堪へ得べければ、他家と合算する時は、堪ゆべからざるに至るやも測りがたし、若しかゝる場合ともならば本員等も之に抗せざるを得ずと述べ、谷子、穂積氏等鎌田氏の廢案説に賛成したので鎌田氏の廢案説に成立し、臨時議員榮農商務次官も廢案説に賛成したが、少數にて遂に消滅し、議長は暫時休憩を宣告した。休憩後該案を逐條審議することとし、これを伊澤脩二氏より第三條第一項の末文を「設置セシムルコトヲ得」に修正し、第三項は削除するの議出で、賛否交々起つたが結局伊澤氏の修正並に削除説に、その他は原案に決し次で四、五、六條以下逐條審議せしに孰れも二三の質問あり、後伊澤氏は第七條削除説、河原一郎氏は第二條「商業學校及」の下に「北海道廳實業補習學校」の文字を加入せんとする説を、鎌田榮吉氏は附則第十九條第二項但書の削除説を出したが、第七條及び第十九條第二項は削除に、その他は總て原案に決し、第三讀會に於ても右同様可決確定した。議長は明日の議事日程は諮問案第五號商業學校、農業學校、工業學校等の規程を議し次に秘密會議を開く旨を告げて散會。

翌十一日も例開議、第五號案商農工商三校規程は直に議事の上り、議長は議事便宜のために順次一校づつ議せんと宣告するや、菊池大蔵氏は動議を提出して會期切迫せるが故に此該案は打ち棄て、他家に移らんことに就き賛成を求めたが、鎌田氏の賛成、岡田氏の反對、嘉納氏の賛成等ありたれど遂に消滅し、議事は更に進んで、「商業學校規程」に入つた。

此の商業學校規程の議事に於ては、質問に質問相次ぎ何時果つべしとも見えず、之に加ふるに當局者の答辯頗る冗長に失したので、伊澤氏の如きは益々氣を焦ら立て議長は止むなく暫時の休憩を告げた。休憩後議事を續行するや質問なほ止むところなく議場は益々沸騰したるため、谷子、江原氏等は兎に角、議事進行上大體につき賛否を決しては如何と云へば、伊澤氏は尙ほ大に質問すべしと主張し、長谷川氏之に賛し、井上氏は之を排したるに松浦氏は廢案説を主張した。伊澤氏亦松浦説に賛し、果ては現今の規程と對照して其の課目を朗讀し初めた。議員中には無用々々と叫ぶ者あり、議長も亦伊澤氏を制して、第二讀會開否の採決を爲せしに二讀會説大勝を占めた。此時伊澤氏は本員は少々差支あればとて席を離れて退場した。



案は漸く遂條審議に移り、結局松井氏提出の第七條乙種商業學校の入学資格「十年」を「十二年」に修正し、木下氏提出の第十八條を「商業學校ハ或學科ニ限リテ撰修セントスル者ノタメニ專習科ヲ置クコトヲ得」との修正説可決せし外、他は此の原案を可決し大窪氏の建議にて第三讀會は本案と關聯ある工業學校、農業學校規定議了の後之に移ることに決して散會した。(下略)

斯くして實業學校令は可決したのであるが確定發布された正文は左の通りである。

實業學校令 明治三十二年二月六日勅令第二十九號

- 第一條 實業學校ハ工業農商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校農商業學校商船學及實業補習學校トス
- 置業學校山林學校獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做ス
- 徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス
- 第三條 北海道及府縣ハ實業學校ヲ設置スル事ヲ得但シ道廳府縣立實業學校ハ他ノ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル
- 文部大臣ハ土地ノ情况ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ府縣ニ命スル事ヲ得
- 第四條 前條ノ實業學校經費ハ北海道及沖繩ヲ除ク外府縣ノ負擔トス
- 第五條 郡市町村(北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム)又ハ町村學校組合ハ土地ノ情况ニ依リ須要ニシテ其區域内小學校教育ノ施設上妨ケキ場  
合ニ限リ實業學校ヲ設置スル事ヲ得
- 第六條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七條 工業學校農商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第八條 實業學校ノ學科及其程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム
- 第十條 實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十一條 公立實業學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
- 第十二條 公立實業補習學校教員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル
- 第十三條 實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スル事ヲ得

第十五條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

- 第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
- 第十七條 本令ハ官立學校ニ適用セス
- 第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト看做ス
- 第十九條 明治二十三年勅令第二百五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ
- 註 三十五年勅令第三百三十二號ニヨリ第五條ニ左ノ一項ヲ加フ
- 市町村又ハ町村學校組合ハ前項ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲區ヲ設クルコトヲ得
- 尙ほ本期に於テ實業學校令中左の通改正せられた(明治三十六年三月二十六日勅令第六十二號) ことを附記しておく。

- 第二條ノ二 實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス
- 實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル
- 第三條第一項中「道廳」ヲ「道」ニ改メ第二項中「府縣」ノ上ニ「北海道又ハ」ヲ加フ
- 第四條 削除
- 第五條中「北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム」ヲ「北海道沖繩縣ノ區北海道一級町村二級町村沖繩縣間切島」ニ改ム
- 第七條第一項中「工業學校」及「實業補習學校」第二項中「實業學校」ノ上ニ「公立又ハ私立」ヲ第一項中「地方長官」ノ上ニ「道府縣立ニ係ルモノヲ除ク外」ヲ加フ
- 第八條中「學科」ヲ「修業年限學科目」ニ改ム
- 第十條中「實業學校教員」ノ上ニ「公立又ハ私立」ヲ加フ
- 第十一條中「俸給」ヲ削ル
- 第十三條中「實業學校」ノ上ニ「公立又ハ私立」ヲ加フ
- 第十七條 削除

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四期 實業學校令時代 第三章 實業教育制度



札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校及京都高等工藝學校ハ本令施行ノ日ヨリ實業專門學校トス

二、實業學校に關する規程

實業學校令の制定發布を了すると共に、政府は實業學校令第八條及第十三條に基き農工商其他各實業學校規定を定めて發布した。斯くして全國の實業學校夫々一定の制令の下に統一せられ、整然たる發展を遂げ總括的に實業教育の品質は改善せらるゝに至つたと共に一面より觀れば劃一の弊を誘致し夫々實狀に即する異色ある存在を失つたとして世評を蒙らざるを得なかつた。それは兎に角として我國としては産業教育政策上の大なる試みで爾來次第に改善を加へつゝ進んで行つたことに對する當局者の努力は大に認めなければならぬ。その經過は本篇第四章並に第五期第六期に述べる。

一、工業學校規程の制定

工業學校修業年限を三年とし一年以内延長することが出来る。年齢十四歳以上、修業年限四ケ年の高等小學校卒業又は之と同等以上の學力程度を以て入學資格とし、外國語も試験科目に加へ得ることとした。又修業年限二ケ年以内の豫科を附設することを得べく、又簡易の方法に依り、工業に必要な事項を教授する爲、別科を設くる事を得るものとした。而して卒業後特に工業に關する一科、若くは數科目を専攻せんとする者の爲に専攻科を置くことを得せしめた。

尙ほ徒弟學校規程は明治二十七年文部省令第二十號を明治三十七年文部省令第八號を以て修正したものである。實業學校及實業學校設置廢止規則等の公布に適應さす爲に改正したものであるが、根本的な點に於ては修正されてゐない。

工業學校規程（明治三十三年二月二十五日文部省令第八號）

- 第一條 工業學校ノ修業年限ハ三箇年トス但一箇月以内延長スルコトヲ得
- 第二條 工業學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ毎週二十七時（大正五年三十時ト改正）以内トス但實習時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ム
- 第三條 工業學校學科目ハ修身 讀書 作文 數學 物理 化學 圖書 體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但本項目ノ外地理 歴史 博物 外國語 經濟法規 簿記及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得
- 實業學校ニ關スル各學科ノ科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ
- 一 土木科 測量 應用力學 河海工 道路鐵道橋梁施工法 製圖等

- 一、金工科 應用力學 工場用具及製作法製造用諸機械大意 發動機大意 製圖等
  - 一、造船科 應用力學 工場用具及製作法 發動機大意 造船 製圖等
  - 一、電氣科 應用力學 工場用具及製作法 發動機大意 電氣及磁氣電氣工學 製圖等
  - 一、木工科 應用力學 家屋構造 工場用具及製作法 建築沿革施工法 配景法 製圖繪畫等
  - 一、鑛業科 地質 探鑛冶金 試金 應用力學 發動機大意 測量製圖及抗内演習等
  - 一、染織科 機械法 色染法 應用化學 應用機械學 分析製圖及繪畫等
  - 一、窯業科 窯業品製造 應用機械學 分析 製圖及繪畫等
  - 一、漆工科 漆器製造法 工藝史 繪畫 應用化學大意等
  - 一、圖案繪畫科 配景法 解剖大意 工藝史 建築沿革大意 繪畫應用化學大意 各種工藝品圖案等
- 前項ノ外特種工業ノ爲ニハ便宜管科ヲ設クルコトヲ得

- 第四條 工業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年令十四歳以上學力修業年限四ケ年（明治四十年二ケ年ト改正）ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試験科目ニ加フルコトヲ得
- 第五條 工業學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得
- 第六條 豫科ノ修業年限ハ二ケ年以内トス
- 第七條 豫科ノ授業時數ハ毎週三十時以内トス
- 第八條 豫科ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 算術 地理 歴史 理科 圖畫 體操トス但外國語ヲ加フルコトヲ得
- 第九條 豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年令十二年以上學力高等小學校第二學年（明治四十年尋常小學校卒業ト改正）終了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第十條 工業學校ニハ簡易ノ方法ニ依リ工業ニ必要ナル事項ヲ教授スル爲別科ヲ設クル事ヲ得
- 第十一條 工業學校ニ於テ卒業ノ後特ニ工業ニ關スル一科目若クハ教科目ヲ専攻セントスル者ノ爲ニ専攻科ヲ置ク事ヲ得（明治四十年省令二號ヲ以テ削除）
- 第十二條 専攻科ノ修業年限ハ二ケ年以内トス（明治四十年省令二號ヲ以テ削除）
- 第十三條 工業學校ノ學科及徒弟學校ノ學科ヲ一校内ニ併置スルコトヲ得（明治三十七年文部省令第七號ニ依リ削除）
- 第十四條 土地ノ情況ニ依リ本令規程ノ工業學校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル工業學校ヲ設置スル事ヲ得（明治三十六年省令十七號ヲ以テ削除）



除)参考——明治三十七年文部省令第七號

第十五條 工業學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス(大正二年省令十四號ヲ以テ削除)  
一、學校ノ目的 二、修業年限 三、授業日數 四、休業日 五、學科目及其程度 六、各學科目毎週授業時數 七、入學退學ノ規程 八、試験法 九、賞罰ノ規程 十、授業料規程(授業料ヲ徵集スル場合) 十一、寄宿舎規程(寄宿舎ヲ設クル場合) 十二、前各項ノ外學校管理上必要ノ事項

第十六條 工業學校ニ於テハ學科目、授業時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置ク事ヲ要ス

第十七條 工業學校ニ於テハ校地内若クハ其附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十八條 工業學校ニ於テハ通常教室、特別教室、工業實習場其他必要ノ諸室ヲ備フル事ヲ要ス

第十九條 工業學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖書器具機械標本、模型、實習用諸機械、體操用器具等ヲ備フルコトヲ要ス

第二十條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

徒弟學校規程改正(明治三十七年三月八日文部省令第八號)

第一條 徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 徒弟學校ノ修業年限ハ六箇月以上四箇年以下トス

第三條 徒弟學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十二年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ 但シ尋常小學校ヲ卒業セサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限リ特ニ入學セシムルコトヲ得

第四條 徒弟學校ノ教科目ハ修身 職業ニ直接ノ關係アル教科目 實習 圖畫 數學 理科 國語 體操ト前項教科目ノ外便宜他ノ教科目ヲ加設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

第五條 徒弟學校ノ教科目ハ修身、職業ニ直接ノ關係アル教科目、實習ヲ除ク外之ヲ缺キ又ハ隨意科目ト爲スコトヲ得、但シ尋常小學校ヲ卒業セシテ入學シタル者ニ就キテハ數學、國語ヲ缺クコトヲ得ス

第六條 徒弟學校ノ教科目ハ一種ノ職業ニ就キテ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第七條 徒弟學校ヲ卒業シタル者ニシテ既習ノ事項ヲ補習セントスル者アルトキハ之ヲ在學セシムルコトヲ得(大正五年削除)

第八條 現ニ職業ニ従事スル者等ニシテ職業ニ關スル教科目又ハ實習ヲ修メントスル者アルトキハ特ニ之ヲ入學セシムルコトヲ得

第九條 徒弟學校ハ工業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スルコトヲ得

第十條 徒弟學校ノ學則ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ(大正二年省令第十四號ニヨリ削除)  
一、學校ノ目的 二、修業年限ニ關スル事項 三、教授日數ニ關スル事項 四、休業日ニ關スル事項 五、教科目及其程度ニ關スル事項 六、各教科目毎週授業時數ニ關スル事項 七、入學退學ニ關スル事項 八、試験ニ關スル事項 九、賞罰ニ關スル事項 十、授業料等ニ關スル事項 十一、寄宿舎ニ關スル事項

第十一條 徒弟學校ニ於テハ教科目、教授時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第十二條 徒弟學校ニ於テハ教室其ノ他必要ノ諸室ヲ備ヘ又實習ノ爲ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

第十三條 女子ニ刺繡、織績及其ノ他ノ職業ヲ授クル爲ニ設クル所ノ女子職業學校ニシテ此ノ規定ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス

第十四條 本令ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

第十五條 明治二十七年文部省令第二十六號ハ之ヲ廢止ス

二、農業學校規程の制定

農業學校を分ちて甲乙の二種とし、甲種農業學校の修業年限、入學資格、豫科、別科、等凡て工業學校に同じ。之に反して乙種農業學校は修業年限三ヶ年以内、入學資格年齢十二歳以上、尋小卒業以上の學力を有するものに限ることとし。尚ほ本規程に依り井上文部大臣時代に制定された簡易農學校規程は廢止された。

農業學校規程 文部省令第九號(明治三十二年二月二十五日)

第一條 農業學校ハ甲乙ノ二種トス

土地ノ情况ニ依リ甲種農業學校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル農業學校ヲ設置スルコトヲ得

第四期 實業學校令時代 第三章 實業教育制度



第二條 甲種農業學校ノ修業年限ハ三箇年トス但一箇年以内延長スルコトヲ得

第三條 甲種農業學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ、毎週三十時以内トス、但實習時數ハ農事繁閑ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ(大正五年但季節等ノ關係ニ依リ實習ヲ課セサル場合ニハ三十三時迄之ヲ増加スルコトヲ得、實習時數ハ適宜之ヲ定ムヘシ)改正)

第四條 甲種農業學校ノ學科目ハ修身讀書 作文 數學 物理 化學 博物 經濟 體操並ニ實業ニ關スル科目及實習トス但本項科目ノ外地理 歴史 外國語 法規 簿記 圖畫及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル科目ハ土壤 肥料 作物 園藝 農産製造 畜産 養蠶 病蟲害 氣候 林學大意 獸醫學大意 水産學大意ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

第五條 甲種農業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十四年以上學力修業年限四箇年(明治四十年二年ト改正)ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得

第六條 乙種農業學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第七條 乙種農業學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ毎週二十七時以内トス但實習時數ハ農事ノ繁閑ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ(但季節等ノ關係ニ依リ實習ヲ課セサル場合ニハ三十時迄之ヲ増加スルコトヲ得實習時數ハ適宜之ヲ定ムヘシ——大正五年改正)

第八條 乙種農業學校ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 算術 理科 體操並ニ實業ニ關スル科目(ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ)但シ修身及實業ニ關スル科目ハ之ヲ缺ク事ヲ得ス——三十七年文部省令第五號ニ依リ改正)及實習トス但本項科目ノ外地理 歴史 經濟 圖畫及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目ヲ缺クコトヲ得

(前項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得——三十七年省令五號ニ依リ追加)

實業ニ關スル科目ハ土壤 肥料 作物 農産製造 家畜 養蠶 病蟲害 氣候等ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

第九條 乙種農業學校ニ入學スルモノノ資格ハ年齢十二年以上學力修業年限四箇年ノ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ(明治四十年省令二十七號ニ依リ「修業年限四箇年」ヲ削ル)

第十條 甲種農業學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第十一條 豫科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第十二條 豫科ノ授業時數ハ毎週三十時以内トス

第十三條 豫科ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 算術 地理 歴史 理科 圖畫 體操トス但外國語ヲ加フルコトヲ得

第十四條 豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ(明治四十年「高等小學校第二學年修了」ヲ尋常小學校卒業ト改正)

第十五條 農業學校ニハ簡易ノ方法ニ依リ農業ニ必要ナル事項ヲ教授スル爲別科ヲ設クルコトヲ得

第十六條 修業期一箇年以内ノ乙種農業學校ノ教場及別科ノ教場ハ隨時必要ノ地ニ分設スルコトヲ得

第十七條 甲種農業學校ニ於テ卒業ノ後特ニ農業ニ關スル一科目若クハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置キ又更ニ高等ノ農業學校ニ入ラントスル者ノ爲ニ補習科ヲ置クコトヲ得(明治四十年省令二號ヲ以テ削除)

第十八條 專攻科及補習科ノ修業年限ハ各二箇年以内トス(明治四十年省令二號ヲ以テ削除)

第十九條 甲乙兩種ノ農業學校ノ學科及第二十六條ノ學校ノ學科ヲ一校内ニ併置スルコトヲ得(明治三十七年省令第七號ヲ以テ削除)

第二十條 農業學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス(大正二年省令十四號ヲ以テ削除)

一、學校ノ目的 二、修業年限 三、授業時數 四、休業日 五、學科目及其程度 六、各學科目毎週授業時數 七、入學退學ノ規程 八、試驗法 九、賞罰ノ規程 十、授業料規程(授業料ヲ徴收スル場合) 十一、寄宿舎規程(寄宿舎ヲ設クル場合) 十二、前各號ノ外 學校管理上必要ノ事項

第二十一條 農業學校ニ於テハ學科目授業時數及學數數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條 農業學校ニ於テハ校地内若クハ其附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所及實習用ニ供スヘキ必要ノ農地ヲ設クルコトヲ要ス

第二十三條 農業學校ニ於テハ通常教室 特別教室 作業場 肥料場等ノ建物ヲ備フルコトヲ要ス

第二十四條 農業學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖書 器具 機械 農具 標本 體操用器具等ヲ備フルコトヲ要ス

第二十五條 農業學校山林學校 獸醫學學校 及水産學校ハ第四條第八條ノ外總テ前各條ニ準ス(「水産學校」ハ明治三十四年省令第十六號ヲ以テ削除)

第二十六條 蠶業學校 山林學校 獸醫學學校 及水産學校ノ學科目ハ左ノ如シ(明治四十四年省令十六號ニ依リ「水産學校」ヲ削除)

甲種ノ學校ニ在リテハ修身 讀書 作文 數學 物理 化學 博物 經濟 體操並ニ實業ニ關スル科目及實習トス但本項科目ノ外地理 歴史 外國語 法規 簿記 圖畫及其他ノ科目ヲ便宜加設 獸醫學學校ニ在リテハ數學 物理 博物 經濟ヲ缺クコトヲ得

乙種ノ學校ニ在リテハ修身 讀書 習字 作文 算術 理科並ニ實業ニ關スル科目及實習トス但本項科目ノ外地理 歴史 經濟 圖畫 體操及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目

體操及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目

體操及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目

體操及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目

體操及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目

體操及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情況ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及實業ニ關スル科目ノ外一科目若クハ數科目



缺クコトヲ得

甲乙兩種學校ノ各學科ノ實業ニ關スル科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

- 一 蠶業學校ニ在リテハ蠶體解剖 生理及病理 養蠶及製種 製絲 桑樹栽培 氣候 農學大意等
- 一 山林學校ニ在リテハ造林及森林保護 森林利用 森林測量及土木 湖樹術及林價算法 森林經理 氣候 農學大意等
- 一 獸醫學校ニ在リテハ解剖及組織 生理 藥物及調劑法 蹄鐵法及蹄病論 內科 外科 寄生動物 畜産 衛生 獸疫 産科 剖檢法等

一、水産學校ニ在リテハ水産動植物、漁撈、製造、養殖、地文及氣候、漁撈製造用諸機械大意、漁船構造及運用等（明治三十四年省令第十六號ニヨリ削除）

第二十七條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第二十八條 明治二十七年文部省令第十九號簡易農業學校規程ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

農業學校規程中改正（明治三十七年三月四日省令第五號）

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

乙種農業學校ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 數學 理科 體操並實業ニ關スル科目及實習ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身及實業ニ關スル科目ハ之ヲ缺ク事ヲ得ス

同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スル事ヲ得

二十六條第三項ヲ左ノ如ク改ム

乙種ノ學校ニアリテハ其學科目ハ修身 讀書 習字 作文 數學 理科 體操並實業ニ關スル科目及實習ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身及實業ニ關スル科目ハ之ヲ缺ク事ヲ得ス

同條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スル事ヲ得

### 三、商業學校規程の制定

商業學校亦甲乙二種とする。甲種商業學校の修業年限、入學資格、豫科等は工等學校に同じ。乙種商業學校は入學資格、修業年限等乙種農業學校に同じ。尙甲種商業學校には卒業の後、特に商業に關する一科目、若くは數科目を專攻せんとする者の爲に、專攻科を、又商業學校は或學科を限り專修せんとする者の爲に專修科を置くことを得るものとした。

商業學校規程（明治三十二年文部省令第十號）

第一條 商業學校ハ甲乙ノ二種トス

土地ノ情況ニ依リ甲種商業學校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル商業學校ヲ設置スルコトヲ得（三十六年第二項削除）

第二條 甲種商業學校ノ修業年限ハ三箇年トス、但シ一箇年以内延長スルコトヲ得

第三條 甲種商業學校ノ授業時數ハ每週三十三時以内トス

第四條 甲種商業學校ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 數學 地理 歴史 外國語 經濟 法規 簿記 商品 商事要項 商業實踐 體操トス 但本項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

第五條 甲種商業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十四年以上學力修業年限四箇年ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得

第六條 乙種商業學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第七條 乙種商業學校ノ授業時數ハ每週三十時以内トス（六、五、改正三十三時）

第八條 乙種商業學校ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 數學 地理 簿記 商事要項 體操トス 但本項科目外他ノ科目ノ便宜加設スルコトヲ得

第九條 乙種商業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十年以上學力修業年限四箇年ノ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明治四〇年修業年限四箇年削除 年令十二年ニ改正）

第十條 甲種商業學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第十一條 豫科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第十二條 豫科ノ授業時數ハ每週三十時以内トス

第十三條 豫科ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 算術 地理 歴史 外國語 理科 圖畫 體操トス 但本科ニ於テ理科及圖畫ヲ加設シタルトキハ之ヲ缺クコトヲ得

第十四條 豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ（明四〇改正尋常小學校卒業）



第十五條 甲種商業學校ニ於テ卒業ノ後時ニ商業ニ關スル一科目若クハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲メニ專攻科ヲ置クコトヲ得(明四〇省二七號削除)

第十六條 商業學校ハ或ル學科ニ限り專修セントスル者ノ爲ニ專修科ヲ置クコトヲ得

第十七條 專攻科及專修科ノ修業年限ハ各二箇年以内トス

第十八條 甲乙兩種ノ商業學校ノ學科及商船學校ノ學科ヲ一校内ニ併置スルコトヲ得(三七、文部省令第七號ニヨリ削除)

第十九條 商業學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス(大ニ省二號削除)  
一、學校ノ目的 二、修業年限 三、授業日數 四、休業日 五、學科目及其程度 六、各學科目每週授業時數 七、入學退學ノ規定 八、試験法 九、賞罰ノ規定 一〇、授業料規定(授業料ヲ徵集スル場合) 一一、寄宿舎規定(寄宿舎ノ設クル場合) 一二、前各號ノ外學校管理上必要ノ事項

第二十四條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第二十五條 明治十七年文部省達第一號商業學校通則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則

商業學校規程改正(大正三年三月二十三日 文部省令第七號)  
第八條ヲ左ノ如ク改ム

乙種商業學校ノ學科目ハ修身 讀書 習字 作文 數學 地理 簿記 商事要項 體操ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身 簿記及商事要項ハ之ヲ缺ク事ヲ得ス  
前項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

商業學校規程改正ニ關スル訓令(明治三十七年三月八日文部省訓令第五號)  
乙種商業學校及乙種商業學校ハ専ラ土地ノ情況ニ從ヒ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ施設スルコトヲ要シ彼ノ甲種商業學校ニ於テ略一定セル

修業年限入學資格及學科目ニ依リ中等程度ノ實業教育ヲ施スモノトハ固ヨリ其趣ヲ異ニセサルベカラス是ヲ以テ乙種實業學校トシテハ僅ニ義務教育ヲ終了シタル者ヲ收容シテ農業商業ノ一般ニ就キ低度ノ實業教育ヲ施スノ組織ヲモ要スヘシト雖年長者ニ對シテ當該地方ノ實業ニ最適切ナル特殊ナル事項例ヘハ養蠶、園藝、家禽、酪農、農産製造、踏鐵、造林、林産製造、銀行、保險、倉庫、運送等ノ一事項若ハ數事項ヲ主トシテ教授スルモノノ如キモ亦極メテ必要トスル所ナリ而シテ是等ノ學校ニ在リテハ其入學者ハ或ハ高等小學校ノ卒業生タルコトアルヘク或ハ中學校甲種實業學校ノ卒業生タルコトアルヘク其ノ程度ハ場合ニ依リ却テ甲種實業學校ヨリ高キコトナシトイフヘカラス從來ノ規程ニ於テ乙種實業學校ニ關シテハ其ノ組織程度等ヲ一定セス修業年限ハ唯其ノ最長限ノミヲ示シ入學資格ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ適宜之ヲ定ムルヲ得シメ學科目モ亦多少之ヲ取捨スルノ便ヲ與ヘタルハ即チ之カ爲ナリ而モ既往ノ實績ニ徴スルニ上述ノ趣旨未ダ普ク徹底セス乙種ノ農業學校及商業學校ハ殆ンド千篇一律尋常小學校ノ卒業生ヲ入學セシメ之ニ低度ノ實業教育ヲ授クルモノノミナルカ如キハ洵ニ遺憾トスル所ナリ是レ畢竟中等程度ノ實業教育ヲ施ス所ノ甲種實業學校ト相對シ乙種實業學校ヲ以テ初等ノ實業教育ヲ施スヘキモノナリトナスノ誤解ニ出ツルモノ多カルヘシト雖從來ノ規程カ乙種學校ノ學科目ニ就キ取捨ノ餘地ヲ存スルコト稍少カリシモノ亦世上ノ誤解ヲ起サシメタル原因タラスンハアラス仍テ今回本省令第五號及第六號ヲ以テ農業學校規程及商業學校規程中ニ改正ヲ加ヘ學科目ノ取捨選擇ノ範圍ヲ擴張シ以テ乙種實業學校ノ本旨ヲ達スルニ便ナラシメタリ地方長官ハ宜シク以上ノ趣旨ヲ體シ能ク地方ノ實況ニ鑑ミテ適當ナル施設ヲナシ斯種教育ノ實效ヲ舉クルニ於テ遺算ナカラシメンコトヲ期スヘシ

四、商船學校規程の制定

商船學校を分ちて甲乙二種とする。甲乙二種の構造は前三者と大差はない。商船學校には從來の海員にして技術免狀を有するもの、相當の海上若くは工場履歴を有するもの其他海事に關する學科目を專修せんとする者のために、專修科を置くことを得るものとしたる點に異色を見出すことが出来る。

商船學校規程(明治三十二年二月二十五日文部省令第十一號)  
第一條 商船學校ハ甲乙ノ二種トス

土地ノ情況ニ依リ甲種商船學校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル商船學校ヲ設置スルコトヲ得  
第二條 甲種商船學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス 但シ實習ヲ課スルコトキハ相當ノ期間之ヲ延長スルコトヲ得  
第三條 甲種商船學校ノ授業時數ハ實修ヲ除キ每週二十七時以内トス但實習時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ(大正五改正三十時)



第四條 甲種商船學校ノ學科目ハ修身讀書作文數學物理地理外國語圖畫體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但本項ハ科目ノ外

化學法規及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得實業ニ關スル各學科ノ科目ハ左ニ掲フル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、航渡科 運用術航海術機關術大意海上氣象學大意造船學大意等

二、機械科 機關術機械製圖力學應用力學電氣學大意等

第五條 甲種商船學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十四年以上學力修業年限四箇年ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得(明四〇改二箇年)

第六條 乙種商船學校ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第七條 乙種商船學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ毎週二十七時以内トス但實習時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第八條 乙種商船學校ノ學科目ハ修身讀書習字作文數學體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但本項科目ノ外他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル各學科ノ科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、航渡科 運用術大意航海術大意海上氣象學大意等

一、機關科 機關術大意機械製圖物理化學等

第九條 乙種商船學校ニ入學スルモノノ資格ハ年齢十一年以上學力修業年限四箇年ノ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ(明四〇年齢十二年トシ修業年限四箇年削除)

第十條 甲種商船學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第十一條 豫科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第十二條 豫科ノ授業時數ハ毎週三十時以内トス

第十三條 豫科ノ學科目ハ修身讀書習字作文算術地理歴史理科外國語圖畫體操トス

第十四條 豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ(明、四〇、尋常小學校卒業ト改正)

第十五條 商船學校ニ於テ從來ノ渡員ニシテ技術免狀ヲ有スル者相當ノ海上若クハ工場履歷ヲ有スル者其他海事ニ關スル學科目ヲ專修セントスル者ノ爲ニ專修科ヲ置クコトヲ得

第十六條 甲種商船學校ノ學科及乙種商船學校ノ學科ヲ一校內ニ併置スルコトヲ(明、三七、文部省令第七號ニ依リ削除)

第十七條 商船學校ノ學期ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス(大、二、省四號削除)

一、學校ノ目的 二、修業年限 三、授業日數 四、休業日 五、學科目及其程度 六、各學科目毎週授業時數 七、入學退學ノ規程

八、試驗法 九、賞罰ノ規程 十、授業料規程(授業料ヲ徴收スル場合) 十一、寄宿舎規程(寄宿舎ヲ設クル場合) 十二、前各號ノ外

學校管理上必要ノ事項

第十八條 商船學校ニ於テハ學科目授業時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十九條 商船學校ニシテ校舍ヲ陸上ニ設置シタルトキハ其校地内若クハ其ノ附近ニ於テ繋留船舶ヲ以テ校舍ニ代用スルトキハ陸上ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第二十條 商船學校ニ於テハ通常教室特別教室實習場其他必要ノ諸室ヲ備フルコトヲ要ス

第二十一條 商船學校ニ於テハ相等ノ教授用及參考用圖書器具機械標本模型實習用端舟及諸機械體操用具等ヲ備フルコトヲ要ス

附 則

第二十二條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

五、水産學校規程の制定

水産學校は實業學校令に於ては、農業學校として認められ、且つ三十二年の農業學校規程中に規定されてゐたが、明治三十四年省令を以て農業學校規程中の水産學校に關する部分を廢止し、別に水産學校規程を設けた。之に依ると水産學校本科の修業年限は三箇年、土地の情況に依つては二年乃至五箇年以内に於て伸縮することを得るものとした。入學資格は他の實業學校に同じ。水産學校には豫科、別科、選科生を置くことを得、土地の情況に依つては別科のみを置き、又は之を分設することを得ることとした。別科とは簡易の方法に依り水産に關し必要なる事項を教授する爲に設けられたものである。又水産學校には遠洋漁業に従事する者を養成するために、遠洋漁業科を架設し、土地の情況に依つては之のみを設置することを得。其修業年限は三年以内、本科に於て三ヶ年以上漁撈に關する學科を修めた者、又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめることを得ることとした。

水産學校規程(明治三十四年十二月二十八日文部省令第十六號)

第一條 水産學校本科ノ修業年限ハ三箇年トス但土地ノ情況ニ依リ二箇年乃至五箇年以内ニ於テ伸縮スルコトヲ得



第二條 水産學校本科ノ教授時數ハ實習ヲ除キ每週二十七時以内トス但實習時數ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第三條 水産學校本科ノ學科目ハ修身國語數學地理物理化學博物圖畫法規及慣習經濟體操並ニ實業ニ關スル學科ノ學科目及實習トス但修身實業ニ關スル學科目及實習ヲ除ク外本項ノ學科目ハ便宜之ヲ缺クコトヲ得

前項學科目ノ外歴史外國語簿記唱歌及其他ノ學科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル各學科ノ學科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

(一) 漁撈科 水産學校大意 漁撈論 水産動物 水産植物 航海術 運用術 氣象及海洋學 船舶衛生 及救急療法等

(二) 製造科 水産學大意製造論水産動物水産植物細菌學大意分析機械學大意等

(三) 養殖科 水産學大意養殖論水産動物水産植物發生學大意等

漁撈製造養殖ノ三學科中ニ學科以上ノ學科目ヲ併セ授ケントスル學校ニ於テハ前項ノ學科目ニ就キ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ム

第四條 水産學校本科ニ入學スルモノノ資格ハ年齡十四年以上學力修業年限四箇年ノ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス(明四〇、二箇年ト改正)

第五條 水産學校ニ豫科ヲ置クコトヲ得

第六條 豫科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第七條 豫科ノ教授時數ハ每週三十時以内トス

第八條 豫科ノ學科目ハ修身國語算術地理歴史理科圖畫體操トス但外國語唱歌ヲ加フルコトヲ得

第九條 豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十二年以上學力高等小學校第二學年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ(明四〇年尋常小學校卒業ト改正)

第十條 水産學校ニ於テハ簡易ノ方法ニ依リ水産ニ關シ必要ナル事項ヲ教授スル爲ニ別科ヲ置キ又水産ニ關スル一事項若クハ數事項ヲ選修セシムル爲ニ選科ヲ置クコトヲ得

第十一條 水産學校ニハ土地ノ情況ニヨリ別科ノミヲ置キ又ハ之ヲ分設スルコトヲ得

第十二條 別科ニ入學スル者ノ資格及選科生ノ入學資格ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第十三條 水産學校ニハ本科卒業ノ後特ニ水産ニ關スル一事項若クハ數事項ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得(明四〇省十四號削除)

第十四條 專攻科ノ修業年限ハ二箇年以内トス(同上)

第十五條 水産學校ニハ遠洋漁業ニ従事スル者ヲ養成スル爲ニ遠洋漁業科ヲ置クコトヲ得

第十六條 水産學校ニハ土地ノ情況ニ依リ遠洋漁業科ノミヲ置クコトヲ得

第十七條 遠洋漁業科ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第十八條 遠洋漁業科ノ學科目ハ航海術漁撈論造船學大意氣象及海洋學數學外國語法規及實習トス

前項ノ學科目ハ便宜之ヲ加除スルコトヲ得

第十九條 遠洋漁業科ニ入學スル者ノ資格ハ本科ニ於テ三箇年以上漁撈ニ關スル學科ヲ修メタル者又ハ之ト同等以上トス(明三六 第十

五乃至十九號削除)

第二十條 土地ノ情況ニ依リ水産學校ノ學科ト商船學校其ノ他ノ實業學校ノ學校ト併置スルコトヲ得(明三七文部省令第七號ニ依リ削除)

第二十一條 水産學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ(大正二省令一四號削除)

一、學校ノ目的 二、修業年限ニ關スル事項 三、教授日數ニ關スル事項 四、休業日ニ關スル事項 五、學科目及其程度ニ關スル事項 六、各學科目每週教授時數ニ關スル事項 七、入學退學ニ關スル事項 八、試験ニ關スル事項 九、賞罰ニ關スル事項 十、授業料等ニ關スル事項 十一、寄宿ニ關スル事項

第二十二條 水産學校ニ於テハ學校目教授時數及學級數ニ應ジ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第二十三條 水産學校ニ於テハ教室其他必要ノ諸室ヲ備ヘ又學科ノ種類ニ應ジ實習ノ爲ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十四條 水産學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖書器具機械標本模型並ニ實習用諸機械等ヲ備フヘシ

第二十五條 本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

第二十六條 本令施行ノ際明治三十二年文部省令第九號ニ依リ設置シタル水産學校及農業學校水産科ニ現ニ在學スル生徒ニ關シテ其ノ卒業スルニ至ル迄從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第二十七條 明治三十二年文部省令第九號第二十五條及第二十六條第一項中(及水産學校)ヲ削リ第二十六條第四項第四號ヲ削除ス

水産學校は實業學校令に於ては農業學校として認められ、三十二年の農業學校規程中に規定せられたことは曩に述べたところであるが、當時水産教育の重要性は十分に認識せられ、特に水産學校令を制定することの必要が痛感せられてゐた。例へば明治三十二年二月十四日第十三議會に於て、實業教育國庫補助法中改正法律案の上程に際して、提案者脇坂行三は



同法第二條第一項中商業の次へ「水産業」の三字を加へ、同様第二項中農工商の次へ「水産」の二字を加へんとするの案を説明して大に水産教育必要を論じ

「我が國は環海八千餘里魚族最富裕である。而て我が國民は魚肉を日用し國民の體力を強健ならしむる主要なる營養料として又農民はこれを肥料とし農産の基礎となつて居る。従つて漁業に従事して生活する者三百三十餘萬の多きに達して居る。然るに漁民の教育程度は低く爲めにその生業の方式姑息常套を極めて居る。例へば漁具の如き又漁船の如きに至りても今日尙舊來の不完全なる器具を執つて居る。國策として漁業の發達進歩を圖るべきであるが就ては其元なる教育を完全にせねばならぬ。明治二十七年實業教育費の補助法が設けられ水産學校にも補助はして居たが全く性質を異にしつゝある。農學校といふ名稱の下に幾分の補助を與へて居つたのである。過日來本議場に於て水産業の發達獎勵に就て各員より論ぜられ決議となつたものもある。斯の如く水産業は今日最大の關心を拂はれつゝある場合其教育の發達改良を圖ることは最急務なりと信ず。是に於て實業教育費國庫補助法を改正し從來農業學校の名稱を以て補助を受けて居たのを改めて水産學校と云ふ名稱として水産業の發達を圖ると云ふ立前で補助を與へ大に其教育の進歩發達を圖ることに眼を著けたい」

と論じて居るに徴しても社會の志向は推察するに難くない。是に於て政府は明治三十四年十一月二十五日、神田一ツ橋高等商業學校實驗室に第六回高等教育會議を召集し、水産學校に關し諮問するところありその結果十二月二十八日水産學校規程の發布となつた。

六、實業補習學校規定の改正

明治二十六年制定の實業補習學校規程は三十五年に更に改正を加へられた。其の趣旨等は文部省訓令第一號に明であるから改正規程と共に採録する。

實業補習學校規程（明治三十五年一月十五日文部省令第一號）

- 第一條 實業補習學校ニ於ケル教科目、修業期間及教授時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
- 第二條 實業補習學校ニ於テハ土地ノ情況及職業ノ種類繁閑等ニ依リ生徒ノ修業ニ最モ便宜ナ時間及季節ヲ擇ヒ教授スヘシ
- 第三條 實業補習學校ノ教科目ハ修身國語算術及實業ニ關スル科目トス
- 修身ハ國語ニ附帯シテ教授スル事ヲ得

次ノ教科目中國語算術ハ之ヲ闕キ又ハ土地ノ情況ニ依リ他ノ教科目ヲ加フル事ヲ得

國語算術及前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲ス事ヲ得

國語ハ讀書作文習字ニ算術ハ筆算珠算ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ事項若ハ數事項ヲ教授スル事ヲ得

實業ニ關スル科目ニ就キテモ便宜數事項ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ事項若ハ數事項ヲ教授スル事ヲ得

第四條 實業ニ關スル科目ハ左ニ掲ケル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

- 一、工業ニ關シテハ物理化學圖畫模型幾何製圖圖案力學材料工具製作ノ類
- 二、農業ニ關シテハ物理化學博物土壌肥料作物耕種農具病蟲害園藝養蠶畜産造林丈量ノ類
- 三、水産ニ關シテハ物理化學博物地文漁撈製造養殖漁船運用ノ類
- 四、商業ニ關シテハ商業算術商業書信商事要項商品商業地理簿記商業ニ關スル法令外國語ノ類

前項ノ外或ル職業ノ爲ニ便宜其科目ヲ定ムル事ヲ得

第五條 實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十一年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ、但シ尋常小學校ヲ卒業セサルモ

年齢ヲ過キタル者ニ限リ特ニ入學セシムルコトヲ得

第六條 實業補習學校ハ小學校實業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スル事ヲ得

第七條 實業補習學校規程中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

- 一、學校ノ目的
- 二、修業期間ニ關スル事項
- 三、教授ノ季節ニ關スル事項
- 四、休業日ニ關スル事項
- 五、教科目及其程度ニ關スル事項
- 六、教科目ノ教授時間及時數ニ關スル事項
- 七、入學退學ニ關スル事項
- 八、授業料等ニ關スル事項

第八條 實業補習學校ニ於テハ教授時數及學級ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ

第九條 實業補習學校ノ教科目修業時間教授時數及季節ハ道廳府縣立ニアラサル公立學校ニアリテハ管理者私立學校ニアリテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ、但シ國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第十條 實業補習學校ノ名稱ニハ補習學校ノ文字ヲ附スヘシ

附 則

第十一條 本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

第十二條 明治二十七年文部省令第二十六號中「實業補習學校」ヲ削ル



實業補習學校規程改正ノ趣旨(明治三十五年一月十五日文部省訓令第一號)

農ニ實業教育費國庫補助法及實業學校令ノ施行セラレテヨリ以來各種實業學校漸ク起リ就中實業補習學校ノ設置セラレルモノ多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキノ現象トス然レトモ實業補習學校ノ性質未ダ十分ニ理解セラレサルカ爲之カ施設ノ順序方法等ニ關シ或ハ適切ヲ缺クモノナシトセス今日實業補習學校ト稱スルモノニシテ往々高等小學校ノ教科ニ幾分ノ變更ヲ施シタルニ過キサルカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ今回文部省令第一號ヲ以テ實業補習學校規程ヲ發布シ舊規程ヲ改正シタルハ其本質ヲ明ニシ以テ時勢ノ進歩ト土地ノ情況トニ應シ適當ノ施設ヲ爲サシム事ヲ期シタルニ外ナラス

實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス

即チ實業ノ教科ヲ主關トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其目的ヲ達スルヲ以テ實業補習學校ノ本旨トナスヘキコト專ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施スカ爲ニ設ケラル、モノト其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ

教授時間及季節ノ適定ハ實業補習學校ニ於テ深ク意ヲ用フヘキ所ニシテ或ハ夜間或ハ日曜日或ハ職業上ノ休業日或ハ冬期間隙等土地ノ情況生徒職業ノ種類繁閑等ニ依リ其修學ニ最モ便宜ナル時間ヲ擇ヒ簡易切實ニ教授セシムル事ヲ要ス

實業補習學校ニ於テハ其性質上多數ノ時間ヲ一定シテ教授ヲ爲サム事固ヨリ望ムヘキモノニアラス然レニ徒ラニ教授時數ノ多キヲ貪ルハ今日ノ通弊ニシテ彼ノ從來小學校ニ附設スルモノ、如キハ概ネ同時ニ教授スルヲ以テ設備及教授共ニ不完全ニ陥リ兩者孰レモ其本旨ヲ達スルヲ得サルハ宜ク戒ムヘキ事ナリトス特ニ今回附設ノ範圍ヲ擴張シテ畜ニ小學校ノミナラス農業學校及中學校等ニモ及ボシタルヲ以テ此等ノ學校ニ附設スル場合ニアリテハ當該學校教授時間ノ前後又ハ休業日等ニ於テ其教授ヲ爲ス事トセハ互ニ相妨クル所ナキノミナラス教員設備ノ如キモ相兼スルノ便宜ヲ得テ各其效果ヲ全ウスル事ヲ得ヘシ

此ノ如ク實業補習學校ニ於ケル教授ノ時間及季節ハ多種多様ニ且長短不足ニ選定シ得ルヲ當トスルカ故ニ必スシモ修業年限ヲ定ムルノ必要ナク事口各教科目ニ就キ之カ修業期間ヲ定ムルノ適當ナルヘキヲ認メ今回之ニ關スル規定ヲ改メタリ而テ修業期間ハ土地ノ情況ト教科目ノ種類トニ依リ或ハ之ヲ數週數月ノ短期トシ或ハ數年ニ亘ルノ長期トスル事固ヨリ其任意タリ又同一學校ニ於テ修業年限ノ相異なる教科目ヲ置キ生徒ノ志望ニ應シテ之ヲ選擇セシメ或ハ其期間ニ於テ其科目若クハ其事項ヲ修メ他ノ期間ニ於テ他ノ科目若クハ他ノ事項ヲ修メ數期間ニシテ始メテ全教科目ハ其科目ノ全部ヲ修了スル事ヲ得シムルカ如キ最モ實業補習學校ノ妙用ノ存スル所ナルヲ見ルヘシ

普通ノ教科目ヲ讀書算術ハ從來之ヲ必須科目ト爲シタリト雖モ補習教育ハモト應用ヲ主トスヘキモノナレハ必スシモ是等ヲ獨立ノ教科目トシテ設ケルヲ須ヒス實業ニ關スル科目ニ依リテモ亦能ク普通教科目補習ノ目的ヲ達スル事ヲ得ヘキカ故ニ今回國語及算術ハ之ヲ

缺ク事ヲ得シメタリ故ニ普通ノ教科目ハ總テ之ヲ設ケルモ悉ク之ヲ缺クモ又ハ單ニ其ノ一科目ヲ設ケルモ皆地方ノ便宜タルヘシト雖モ年少ノ生徒ニシテ普通教育ノ素養十分ナラサルモノニハ成ルヘク之ヲ課シ以テ補習ノ目的ヲ完ウセシムルヲ可トス又土地ノ情況ニ依リテハ日本歴史理科唱歌等ノ如キ教科目ヲ加ヘテ補習ヲ爲サシムルノ必要ナシトセス故ニ改正ノ規定ニ於テハ此等ノ教科目ヲ斟酌シ適宜之ヲ加フルノ自由ヲ與ヘタリ然レトモ之カ爲ニ限リアル教授時間ニ於テ徒ニ教科目ヲ繁多ナラシムルハ宜ク避クヘキコトナリトス而テ以上ノ諸教科目ハ之ヲ設ケタル場合ニ於テモ亦皆之ヲ隨意科目ト爲ス事ヲ得シメタルハ生徒各自ノ志望ト學力トニ應シ適切ノ教育ヲ受ケシムルノ要アルニ依ル

德育ハ教育ノ基礎ニシテ特ニ實業ニ從事スル子弟ニ對シテハ專ラ私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ信用ヲ重シ公益ヲ尙フノ氣風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ 生徒各自ノ性情ニ應シ總テノ教科目ニ通シテ徳性ヲ涵養シ實踐射行ヲ勸奨セム事ヲ期セシムヘシ特ニ修身ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テハ最モ茲ニ留意シテ教養指導ノ途ヲ誤ラサラシムル事ヲ要ス

實業ニ關スル科目ハ土地ノ情況ニ應シ選擇最モ其宜シキヲ得サルヘカラス省令ニ掲ケル所ノモノハ儘カニ其數箇ヲ例示シタルニ過キス故ニ圖畫圖案ノ如キ物理化學ノ如キ之ヲ合シテ各一科目ト爲シ又博物ノ動物植物礦物ニ兼テ養蠶法、蠶病採種等ニ商事要項ヲ銀行、保險、倉庫等ニ分科スル如ク便宜分合取捨スルコトヲ得ヘキハ勿論ナリトス

此ノ他特種ノ職業ノ爲ニハ其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ必要ニ應シテ機織、刺繡、染色、髹漆、蒔繪、指物、木型、鍛冶、鍍金、陶畫、製版、印刷、製本、醸造、製紙、鞣革、製糖、踏織、養蠶、養蜂、庭園、製絲、酪農、罐詰、鯉節海苔、養蠶等ノ事項ニ就キ選定スル等土地ノ情況ニ應シ其ノ職業ニ適切ナラシムル事ヲ要ス而テ學校ニ於テハ其教授スル所ノ實業ノ教科目ニ依リテ生徒ヲシテ家庭工場若ハ商店ニ於テ學習シ能ハサル知識技能ヲ修得セシメ以テ生徒カ學校外ニ在リテ實地ニ操作スル所ノ事物ト密接ノ關係アラシメ内外相應シテ實業ノ發達ニ資セシムル事ヲ期スヘシ

入學ノ資格ニ關シテハ年齢十一年以上學力尋常小學卒業以上ニ於テ之ヲ定ムル事ヲ得シメタルカ故ニ地方ノ情況ト學校ノ種類トニ應シ適宜之ヲ定メ必シモ一律ニ拘泥セシメサルヲ要ス實業補習學校ハ能ク小額ノ經費ヲ以テ容易ニ設置シ得ヘキカ故ニ主トシテ市町村ノ如キ團體ニ於テ施設スルヲ適當ト爲スト雖モ道廳府縣立農業學校ニ附設スル場合ニテリテハ道府縣ニ於テ之ヲ設置スル事ヲ得ヘキハ實業學校令第三條ニ規定ヤラル、所ナリト然ルニ是等附設學校ノ設置セラル、モノト殆ント之レナキノ現狀ニ就テハ遺憾ナキ能ハス自今各地方ニ於テ事情ノ許ス限リ其ノ道廳府縣立農業學校ニ實業補習學校ヲ附設シテ其地方ニ於ケル模範學校ト爲シ他ノ學校ヲシテ此ニ則ラシムルアラハ庶幾ハ實業補習教育ノ標的ヲ誤ラサル事ヲ得

實業學校ニシテ國庫ノ補助ヲ申請スルモノ比年遞加スルニ拘ラス補助ノ金額ハ自ラ限リアルヲ以テ洽ク其申請ヲ納ル、事ヲ得ス地方長

第四期 實業學校令時代 第三章 實業教育制度

四〇五



官ハ宜ク地方經濟ノ情況ヲ計リ實業補習學校ノ如キ必シモ多額ノ費用ヲ要セサルモノニ對シテハ地方費ヲ以テ適宜補助スルノ方法ヲ講シ以テ國庫補助ノ及ハサル所ヲ補ヒ且從來補助ヲ受クル所ノ學校ニ對シテハ漸次國庫ノ補助ニ依頼セス獨立維持ノ途ヲ立テシム事ヲ努ムヘシ

今ヤ實業學校補習學校規定ヲ改正シタルニ依リ地方長官ノ克ク上述ノ主旨ヲ體シ彼ノ名ハ實業補習學校ト稱スト雖モ其實小學校ノ變形ニ過キサルカ如キモノニ對シテハ努メテ之ヲ實業補習學校ノ本旨ニ適セシメ以テ名實相副ハシムルノ途ヲ講シ又將來設置セラル、所ノ學校ニ對シテハ能ク之カ本旨ヲ誤ル事ナク地方ノ情況ニ適應スルノ施設ヲ爲シ以テ十分ノ效果ヲ收メシムヘシ

七、實業學校設置廢止規則の制定

實業學校設置廢止規則ハ實業學校令第七條に基いて制定せられたもので、全編七條より成る。本規則の目的とする所は實業學校の濫設と、無謀なる廢止とを防止し、實業學校の内容充實を圖らんとするに在りと解せられる。尙明治三十六年三月、三十六年三月等數次改正を加へて居るが事務的事情に基くものゝ如きを以て解説を加へず。

實業學校設置廢止規則（明治三十三年三月三日文部省第十二號）

- 第一條 工業學校農業學校商業學校及商船學校ヲ設置セントスル時ハ公立學校ニアリテハ其管理者ニ於テ私立學校ニ在リテハ其設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ但實業學校令第三條ニ依リ設置スル場合ニハ第八號ノ事項ヲ具スルコトヲ要セス
- 一、名稱 二、位置 三、學則 四、生徒定員 五、敷地建物ノ圖面（坪數地質附近ノ情況ヲ記載シタルモノ）並ニ其所有ノ區別
- 六、收入支出豫算表 七、職員數及俸給額ノ豫定 八、設置區域内ニ於ケル當該實業ノ情況 九、設立者ノ履歷法人又ハ組合ノ設立ニ係ルモノハ其定款、寄附行爲又ハ組合契約及其沿革但定款又ハ寄附行爲ニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ添付ヲ要セス
- 前號第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第九號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第六號ハ毎會計年度前ニ文部大臣ニ開申スヘシ但國庫補助ヲ受クル學校ノ豫算表ハ此限ニアラス
- 第二條 學校長ヲ任免シタルトキハ公立學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ其都度文部大臣ニ開申スヘシ但任用ノ場合ニハ履歷書ヲ添付スヘシ
- 第三條 地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ道府縣立實業學校ニ附設シタルトキ又ハ其設置ヲ認可シタルトキハ第一條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ其變更ノ場合亦同シ但國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此限ニ在ラス
- 第四條 第一條ノ學校ヲ廢止セントスルトキハ其事由並ニ生徒ノ處分方法ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ
- 第五條 地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ廢止シタルトキ又ハ其廢止ヲ認可シタルトキハ其旨文部大臣ニ開申スヘシ（本條ハ三十八年省令十

七號ヲ以テ削除）

第六條 道府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ但其設置廢止ノ稟申ニ關シテハ地方長官ハ其意見ヲ具スヘシ

附 則

第七條 此規則ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス。

實業學校設置廢止規則改正（明治三十六年三月五日文部省令第五號）

- 第一條 第二項ヲ左ノ通改ム
  - 前項第一號乃至第四號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第九號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第五號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第六號ハ毎會計年度前ニ文部大臣ニ開申スベシ但國庫ノ補助ヲ受クル學校ノ豫算表ハ此ノ限ニアラス
  - 第一條 第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
    - 前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲナシタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ
- 實業學校設置廢止規則改正（明治三十六年三月三十一日文部省令第十五號）
  - 第一條 第一項本文但書中第八號ヲ第九號ニ改メ左ノ一號ヲ追加シ以下順次各號ヲ繰下ク
    - 五 開校年月
  - 第一條 第二項ヲ左ノ通改ム
    - 本項第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其他ノ學校ニ在リテハ他方長官ノ認可ヲ受クヘシ
  - 第二條 削除
  - 第三條ヲ左ノ通改ム
  - 第三條 地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ道府縣立學校ニ附設シタルトキ又ハ其ノ設置ヲ認可シタルトキハ名稱位置、教科目（必須科目ト隨意科目トノ別ヲ明記スヘシ）各教科目ノ每週教數授時數、教授季節、修業期間、生徒ノ入學資格ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ其ノ變更ノ場合又同シ
  - 但シ國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此限ニアラス（三十八年省令第十七號削除）



附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

實業學校設置廢止規則改正（明治四十三年三月二十二日文部省令第六號）

第一條第一項中第六號刪除

同 條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申スヘシ

同 條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第一項第二號ノ位置ニ關スル稟申ニハ敷地ノ面積、地質並附近ノ情況及建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條 位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更、建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立實業學校ニ在リテハ圖面ヲ具シテ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八實業學校の教員に關する法令

實業教育長足の進歩に伴つて、最も多く缺陷を感じたのは實業學校の教員で其養成に關する問題が當時最緊要なる要務として研究された。即是に實業學校教員養成規程（明治三十二年三月三日文部省令第十三號）並に文部省直轄實業學校委託生規程（明治四十年七月二十五日文部省令第二十三號）に就て述べなければならぬ。

一、實業學校教員養成規程

明治二十七年の工業教員養成規程を廢止し、更に是を擴充したものが本規程で實業教育費國庫補助法第七條に基き、明治三十二年三月文部省令第十三號として公布せられたものである。其後屢々改正補足されたが先づ明治三十五年三月の改正の主要なる點は農業教員養成所、商業教員養成所、及工業教員養成所を夫々東京帝國大學、農科大學附屬農業教員養成所、東京高等商業學校附設商業教員養成所、東京高等工業學校附設工業教員養成所とした事と關聯せるもので、舊規程に於て精細に規程せられてあつた前記各教員養成所の入學資格、修業年限學科自等を全部削除したる、全編七條より成る極めて簡單なる規程となつた。其他は第一條中の學資補給の學校數が追加せられた位のところである。

三十八年の改正に於ては學資補給を受けたる者の義務期間内に於ける外國留學に學校入學を許すことに關聯して數條の改正追加をなした。其後も細部の點に於て二三の改正があつたが、些して重要ならざるに依り省略する。

明治三十五年改正の實業學校教員養成規程とその後の改正規程を比較するに（一）舊規程に於ては學資の補給をなす學校の名稱を列舉してゐたが、新規程は單に帝國大學及文部省直轄專門學校と改め、規程を包括的ならしめたこと、（二）舊規程に於ては第一條中の學校の生徒には、學資を補給することあるべしとあつたものが、新規程に於ては「各教員養成所の生徒ニハ授業料ヲ徵收セス」、（但し養成所の研究生には一ヶ月十圓以内、舊規程では六圓を超過することを得）帝國大學及文部省直轄專門學校ノ生徒ニシテ卒業後實業學校ノ教職ニ從事セントスル者ニハ授業料ヲ免除スル事ヲ得」となり（三）從て養成所の研究生を除き義務期間が短縮せられたこととなる。（四）「地方長官ニ於テ文部大臣ノ指定ニ依リ教職ニ從事スル者ニ其義務期間内轉住退職若ハ休職ヲ命セントスルトキハ事由ヲ具シ豫メ文部大臣ノ指揮ヲ受クベシ」（第六條）と規定し地方長官の權限を制限し幾分身分保障的規程を認めたること等の諸點を指摘することが出来る。

實業學校教員養成規程（明治三十三年三月三日文部省令第十三號）

第一條 東京帝國大學農科大學本科若クハ實科、高等商業學校及東京工業學校ノ學生生徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ從事スヘキ者

ニハ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

補給スヘキ金額ハ一箇月六圓以内トス

第二條 前條ノ學生生徒ハ農科大學ニ於テハ同大學長高等商業學校及東京工業學校ニ於テハ當該學校長之ヲ選定ス

第三條 農業補習學校教員養成ノ爲農業教員養成所ヲ置キ農科大學長ヲシテ之ヲ管理セシム

商業學校及商業補習學校教員養成ノ爲商業教員養成所ヲ置キ高等商業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

工業學校徒弟學校及工業補習教員養成ノ爲工業教員養成所ヲ置キ東京工業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四條 第一條ノ學生生徒ノ員數及各養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員數ハ每年文部大臣之ヲ定ム

第五條 農業教員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス

商業教員養成所ノ修業年限ハ二箇年トス

工業教員養成所ノ修業年限ハ三箇年トス

第六條 第一條ノ學生生徒ニハ最終ノ學年ニ於テ教育學及教授法ヲ學習セシム

第四期 實業學校令時代 第三章 實業教育制度







京高等工業学校附設工業教員養成所ノ生徒タルモノトス前項ノ生徒及東京帝國大學農科大學本科若クハ實科、東京高等商業学校及東京高等工業学校ノ學生生徒ニシテ從前ノ規程ニ依リ學費ノ補給ヲ受ケタル年限ハ本令第二條ノ年限中ニ算入ス

第七條 明治三十二年文部省令第十三號實業學校教員養成規程ニ依リ義務ヲ有スル卒業生ニ關シテハ尙從前ノ規程ニ依ル

ロ、文部省直轄專門學校委託生規程

實業學校教員養成を目的として制定せられた第二の規程が本規程であるが、特に説明を要する事項はない。

尙ほ教員養成の問題に關しては實業學校令第十五條に基き明治四十年に發布された「公立私立實業學校教員資格に關する規程」がある。其目的とする所は教員の素質低下を防止せんとするにあつたと解せられる。

文部省直轄實業專門學校委託生規程（明治四十年七月二十五日省令二十三號）

第一條 北海道府縣郡市町村其他ノ公共團體及私人ハ文部省直轄實業專門學校生徒ニシテ卒業後其ノ公共團體又ハ私人ノ設置セル實業學校ノ教職ニ從事スヘキ者ニ學費ヲ補給シ委託生トシテ在學セシムルコトヲ得

第二條 公共團體又ハ私人ハ委託生ノ選定ヲ當該學校長ニ委嘱スルコトヲ得

第三條 公共團體又ハ私人ヨリ委託生ニ補給スヘキ學費ハ一箇月拾圓以上トス

第四條 委託生ニハ授業料ヲ徵集セス

第五條 委託生ハ卒業ノ日ヨリ學費ノ補給ヲ受ケタル期間ニ一箇年ヲ加ヘタル期間當該公共團體又ハ私人ノ設置セル實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス

第六條 委託生ニシテ在學中半途退學シ又ハ委託生タルコトヲ止ムルトキ若クハ卒業後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ補給ヲ受ケタル學費ヲ當該公共團體又ハ私人ニ償還スヘシ但シ當該公共團體又ハ私人ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認メタルトキハ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

一、前條ノ義務ヲ盡ササルトキ 二、徵戒免職ニ處セラレタルトキ 三、免許狀擬奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

第七條 學校長ハ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケタルコトヲ得

ハ、公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程  
 明治三十二年勅令第二十九號實業學校令第十五條に基き公立私立實業學校教員資格に關する規程を發布して居る。左に輯録する。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程（明治四十年九月二十一日省令第二十八號）

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得

一、學位ヲ有スル者

二、帝國大學分科大學卒業生又ハ官立學校ノ卒業生ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

三、文部大臣ノ指定シタル者

四、文部大臣ノ認可シタル者

第二條 地方長官ニ於テ認可シタル者ハ其ノ道府縣ニ於ケル實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

第三條 第一條又ハ第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ從事セントスル學校ノ種類、程度、學科並ニ擔任ノ學科目ヲ記載シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ當該官廳ニ申請スヘシ

第四條 特別ノ必要アルトキハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

第五條 前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立實業學校ニ在リテハ教諭助教諭調導又ハ准調導ト稱スルコトヲ得

第六條 徒弟學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル場合ニハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該學校現在教員ノ氏名履歷資格從事ノ學科擔任學科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ニ添付スヘシ

實業補習學校ニ於テ前條第一項ニヨリ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六條 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七條 本令ハ實業專門學校ニ關シテハ之ヲ適用セス

附 則

第八條 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

第九條 本令公布ノ際現ニ公立實業學校ノ教諭助教諭又ハ調導ノ職ニ在リテ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シテハ第四條第二項ノ規定ヲ適用セス



第十條 本令公布ノ際現ニ實業學校ノ教員タル者ハ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ引續キ同一學校ニ在職スル場合ニ限り本令施行ノ日ヨリ一箇年間第五條ノ關係ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有スル教員ノ數ニ算入ス

九、實業教育費國庫補助法の改正

明治三十四年、實業教育費國庫補助法を改正したが、之は明治二十七年の法律第二十一號を補足整頓したものである。明治二十七年の舊法に於ては、補助を受くべき學校は公立又は之に準すべき工農商業學校及徒弟學校實業補習學校で補助金額は年額十五萬圓であつた。その後三十一年補助を受くべき學校に商船學校を加へ二十五萬圓となり、三十四年更に改正して、國庫は毎年豫算を以て定むる所の金額を支出することとなり、各年度の情況に依り必要に應じて金額を定むることとなつた。

明治三十四年改正の趣旨は政府委員梅謙次郎が試みた第十五議會に於ける説明に明かである。「實業教育費國庫補助法は、從來法律中に補助額を定めてあつたのであるが、それを毎年豫算を以て其の金額を定むるといふことに改めやうといふ案である。明治二十七年に實業教育費國庫補助法なるものが制定せられ初は毎年金十五萬圓を國庫より支出することになつて居つたのであるが、其後各地に實業學校が起りて補助の必要が年々増加致し明治三十一年に至りて更に十萬圓を増加して二十五萬圓といふことに改めたのである、然るに其後又年々實業學校が増加して従つて補助を爲す必要も又増加したがために到底此二十五萬圓を以て支辨するといふ譯に行かなかつたのである。而して各實業學校の増加致すといふことは國運の伸長と共に免れざる事であつて又必要なることであるから斯く金額を法律を以て定めて置くときに其都度法律を改正するの必要があり其の煩に堪へぬことでもあり。又適當の時期に於て適當の保護を致すといふことが或は妨げらるゝ恐もないとは言ひ難いのである。勿論政府に於て勝手に此金額を定むるのではない毎年議會の協賛を経て豫算中に其額を定むるといふことであれば必ずしも法律中に之を明かに定めて置く必要がないであらうといふ主意からして此改正案が提出されたのである」云々。

第三節 専門學校令の制定

専門學校に關して明治六年の學制二編追加に於て詳細に規定せる外之に該當するものなく、其後單に定義を掲ぐる程度の關心を示したに過ぎなかつた。明治二十七年の高等學校令に於ては、高等學校は専門學校であることを本體となす旨を明かにしたのであつたが、未だ以て是を専門學校令と斷するわけには行かぬ。又實際に於ても高等學校は純然たる大學豫

科に化し去つてゐた。學制以後、専門學校令が制定せられたのは、實に明治三十六年三月のことであつて、同月二十六日勅令第六十一號を以て公布せられ、且つ之に附帶して文部省令を以て公立私立専門學校規程が公布せられた。

専門學校令の制定は我國専門教育の發達と、時代の趨勢に順應せる當然の結論であつて、多くを云ふ必要を見ないが、専門學校令の骨子たる制定の精神は畢竟するに官公私立の各種専門學校に互り秩序的統制を加へんとするに在つた。當時の雜誌教育時論が、

「商業學校、工業學校、農業學校、美術學校、私立の政治、法律、經濟、文學、醫學の諸専門學校並に大學部官公私立の各種實業學校等一切を包括して所要の規程を設け、生徒入學の手續を嚴重にし、普通の専門學校に於ては中學校卒業程度を標準とし、中學校卒業生にあらざれば私立の専門學校と雖も入學を許可せしめざることをし、若し中學校卒業生にあらざるものあるときは、便宜他の中學校に委託して卒業檢定の試験を爲さしめ、其上にて入學を許可するの手續に出でしめ、以て當時に於けるが如き亂雜なる就學の状態に十分な取締をなすと同時に、授業の程度及方法に就ては相當なる監督を加へ以て其校の卒業生をして官公の諸學校と並んで同等の學力並に社會に對する學力の信用を得せしめんことを期するものにして、主要なる點は全く生徒の學業をして始終あらしむる精神にして、要するに政治、法律、醫學等の各私立専門學校に於ける現在の狀態を取締るにあり」と述べてあるのが眞當であつたと思はれる左に専門學校令及公立私立専門學校規程を輯録する。

専門學校令 (明治三十六年三月二十六日勅令第六十一號)

- 第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ専門學校トス
- 第二條 専門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外本令ノ規定ニ依ルヘシ
- 第三條 北海道、府縣又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 私立ハ専門學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 公立又ハ私立ノ専門學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 専門學校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限四ヶ年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル専門學校ニ就イテハ文部大臣ハ別ニ其入學資格ヲ定ムルコトヲ得、前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第七條 専門學校ノ修業年限ハ三ヶ年以上トス



第七條 專門學校ニ於テハ豫科研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限學科、學科目及其程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立

學校ニアリテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條 公立又ハ私立ノ專門學校ノ教員資格ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 公立專門學校ノ職員ノ旅費及給費ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一條 公立ノ專門學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ但特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徵收セサルコトヲ得

第十二條 第一條ニ該當セサル學校ハ專門學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

第十三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

第十四條 明治二十年勅令第四十八號ハ之ヲ廢止ス

〔參考〕 勅令四十八號 府縣立醫學校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方稅ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得ス

第十五條 既設ノ公立又ハ私立ノ學校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ第四條ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手續ヲ爲ササルモノハ前項ノ期間ノ滿了ト共ニ廢校シタルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ爲スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看做ス

第十六條 千葉醫學專門學校、仙臺醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門學校、東京外國語學校、東京美術學校及東京音樂學校ハ本令施行ノ日ヨリ專門學校トス

公立私立專門學校規程 (明治三十六年三月三十一日文部省令第十三號)

第一條 專門學校令第四條ニ依リ專門學校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルモノハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一、目的 二、名稱 三、位置 四、學則 五、生徒定員 六、敷地建物ノ圖面及其ノ所有ノ區別 七、開校年月 八、經費及維持ノ方法 九、設立者ノ履歷

醫學專門學校ニ就キテハ臨床實習用病院ノ位置、敷地建物ノ圖面、臨床實習用患者ノ定員及解剖用屍體ノ豫定數ヲ具スヘシ

第一項第二項ノ敷地ニ關スル圖面ニハ面積、地質、附近ノ狀況ヲ記シ且ツ飲料水質ノ調査書ヲ添付スヘシ

第一項第一號乃至第七號及第二項ニ掲ケタル事項ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第八號ニ掲ケタル事項ノ變更ハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ヘシ

第二條 專門學校ハ校地、校舍、校具其ノ他必要ノ設備ヲ爲スヘシ

第三條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且ツ道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第四條 校舍ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

一、教室 二、事務室 三、其ノ他必要ナル實驗室、實習室、研究室、圖書室、器械室、標本室、藥品室、製煉室等ノ諸室

校舍ハ教授上、管理上並衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第五條 校具ハ教授上必要ナル圖書、器械、器具、標本、模型等トス

第六條 專門學校ニ於テハ左ノ表簿ヲ備フヘシ

一、學則、日課、教科用圖書配當表 二、職員ノ名簿及履歷書、出勤簿、擔任學科目及時間表 三、生徒學籍簿、出席簿、徵兵猶豫ニ關スル書類 四、試驗問題、答案及成績表 五、資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿、生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族

籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

別科ノ生徒ニ關シテハ出席簿、徵兵猶豫ニ關スル書類ヲ省略シ及學籍簿ノ記入事項ヲ便宜省略スルコトヲ得

第七條 專門學校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

一、學位ヲ有スル者 二、帝國大學分科大學卒業者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者 三、文部大臣ノ指定シタル者 四、文部大臣ノ認可シタル者

前項第一號乃至第四號ニ該當スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時他ノ者ヲ以テ教員ニ代用スルコトヲ得

前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立學校ニ在リテハ管理者私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歷書ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

但シ奏薦ニ依リ任命セラルル者ニ就テハ別ニ認可ノ手續ヲ經ルコトヲ要セス

文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ學術ノ檢定ヲ行フコトアルヘシ

本條ニ依ル文部大臣ノ認可ハ當該學校在職中ニ限り有效トス

第八條 專門學校ノ本科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ本科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且ツ前各學科ノ課程ヲ卒リ

第四期 實業學校令時代 第三章 實業教育制度

四一七



タル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ總テ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第九條 美術學校、音樂學校ノ入學資格ハ中學校若クハ高等女學校第三學年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者 二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者 三、引續キ一箇年以上缺席シタル者 四、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

第十一條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十二條 專門學校ノ學則ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

一、入學資格、修業年限、學科、學科目、學科程度ニ關スル事項 二、學年、學期、休業日ニ關スル事項 三、入學、退學、進級、卒業等ニ關スル事項 四、懲戒ニ關スル事項 五、入學料、授業料等ニ關スル事項 六、豫科、研究科、別科ニ關スル事項 七、寄宿舎ニ關スル事項

第十三條 專門學校令第四條ニ依リ專門學校ノ廢止ノ認可ヲ受ケントスルモノハ其ノ理由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第十四條 專門學校令第十五條ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルモノニ付テハ本令第一條ヲ準用ス

第十五條 實業專門學校ニ關シテハ特別ノ規定アル場合ニハ本令ヲ適用セス

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

明治十五年文部省達第四號同第五號、及同第六號中甲種藥學校ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

明治三十六年文部省令第十三號公私立專門學校規定中改正 (明治三十八年九月一日省令第十三號)

第八條ハ左ノ如ク定ム

第八條 專門學校ニ於テ本科生徒ヲ入學セシムルハ毎年一回トス其ノ期間ハ三十日以内トス但シ學科課程相同シキ專門學校間ニ於ケル生徒ノ轉學ニハ本文ヲ適用セス

專門學校ノ本科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ本科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且ツ前各學科課程ヲ卒業タル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ學年級ヲ設ケサル專門學校ニ就キテモ亦之ニ準ス

前項入學者ノ學力ハ總テ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四章 實業教育制度に關する輿論

第一節 實業教育に關する諮問及答申

一、實業教育に對する文部省の意向

明治三十二年實業學校令が制定せられ兎に角形の上では我國の實業教育體系を完備した姿であるが、從來蕪雜を極めた實業教育の餘弊拂拭すべからざるものあり、加之明治教育の傳統に囚はれたる社會は實業教育に對する認識を缺きつゝ、あるを以て新制度をして眞に効果あらしむる爲めには其運用に仔細なる工夫を加ふる必要あり、更に研究を要する問題は尙廣汎殘されに居た。是に於て三十二年秋文部當局は先づ全國實業學校長を招集して、其多年の經驗に基く蘊蓄を披瀝せしめ實業教育制度の完璧を期するの一助たらしめた。文部省が實業教育に對し如何なる見解を抱きたるかは實業教育諸法令の制定直後文部大臣が地方官會議に於て試みた訓示に明である。更に又當局が實業教育に對して熾烈なる關心を抱き如何に其の振興に多くの努力を傾けたかを推知することが出来る。

明治三十二年六月地方官會議に於ける菊地文部大臣訓示

實業學校教育費國庫補助法乃實業學校會施行以來府縣郡市町村に於て設置せるものは其數殆ど三百校の多きに及びしは毫に喜ぶべきことなす然れども世界の大勢に察し又國家の前途に考ふる時は現今の状態を以て甘んずべきにあらず尙益々進みて力を其増設擴張に盡し而も農工商全般に涉りて偏倚なく其完備を致すに勉めんことを要す。既設の實業學校中最も多數を占むるものは農業學校にて其設備成績が亦見るに足るべきもの少からずと雖も工業に屬する學校は皆に其數の寡少なのみならず又其設備成績も概して前者に劣るの觀あり是れ本官の大に遺憾とする所なり、故に今に於て工業教育の普及發達を圖るは毫に本邦實業發達上急務中の急務なりと認む、本官は是等既設の工業學校に對し將來一層の督勵を加ふべきは勿論時々他の情況に察し實業學校令の規定に依り特に其設備を命ずることあるべし。凡そ工業學校は少額なる經費を以て其成績を擧げんこと困難なれば其數の多からんよりも寧ろ其設備の完全ならんことを期すべし。故に既設の工業學校中規模狭小にして成績不良なるものは成るべく經費を増加し以て其完成を期すべく又新に之を設立するに當り深く地方の情況と實業の状態とに案じ其設備効果兩つ乍ら完全ならんことを圖る可く決して存廢を濫りにするが如きことある可からず(中略)



又各種實業學校の設置に付ては深く土地の情況に鑑み適切なる選擇を爲すを要す、農工商各土地の情況に應じ實業學校の種類を規定し其地方の實業と相俟つて發達を期すべきなり。(中略)

實業補習學校は義務教育を終へて職業につきたる子弟に向て其の既修の教科を補習し兼ねて實業技能を修得せしむるを以て目的とするものなれば普通學校の如く授業時間の多數なる要せず又學科課程の修正をも要せざるにより休日夜間其他の餘時を以て教授の時間に充つる等専ら生徒に便利を與へ土地の狀況に應じて其宜しきを制し最も簡易適切なる方法に依り成るべく小額の經費を以つて其實行を期すべきものとす抑も實業補習學校は實業教育上極めて必要なるは固より言を俟たずと雖も教育と勞働と相隔離せる我國の狀態にありては特に此種教育の普及を圖り科學と實業との調合を促し以て從來の宿弊を矯正すると共に國民生活の狀態を改善せんこと亦當に目下の急務なるべし。

實業教育費國庫補助に就ては本官固より其及ぼす處の區域益々廣からんことを希ふと雖も其全額既に限りあり是を以て其及ぼす所又自ら限りなき能はざるは甚だ遺憾なり仍て今後實業補習學校の如き必しも多額の費用を要せざる程度の實業學校に對しては成るべく府縣費等より補助し以て盛に此種教育の普及上進に盡力せられんことを望む、但し此等の方法に依りて既に實業學校を補助する地方少からざるは本官の大に満足する所なり。

教員の不足は實業學校に於ても亦困難を感ずる所なれば文部省は夙に實業教員養成規程等に依り之を救済するに懈らずと雖も各位は尙ほ其府縣師範學校に農業商業手工の科目を置き或は府縣立實業學校に講習科を開き小學教員をして數々此等の學科につき講習せしむる等の方法により此困難を除去すべし(中略)

又實業教育は往々生徒をして實利に馳せしむる弊なきにあらず此種學校に對しては常に此に懸念し特に信用を重んずるの氣風を養成するに努め以て十分徳育の實績を挙げられん事を希望に堪へざるなり。

更に明治三十五年四月二十三日地方長官會議の席上文部大臣の爲した演説も當局者の實業教育に對する大なる關心を物語るものである。

明治三十五年四月地方長官會議に於ける菊地文部大臣の訓示

(前略)實業教育は漸次發達の狀態を呈し既に各地方に設置せられたる實業學校の如き其數三百有餘に達せるは洵に喜ぶべき現象にして世運の進歩に伴ひ自今益々隆昌ならんことを希望す特に實業補習學校の如きは過般其の規程を改正し最も簡易適切に經營せらるべき事となしたるを以て宜しく便宜の方法に依り之が設備を奨励すべし。又小學校の兒童に實業に關する科目を加へ授くるを得べきは既に小學校令の規定する所なり。然るに之を加設する高等小學校の數甚寡少なるは實業思想の普及上頗る遺憾に堪へざる所なり是を以

て本省に於いては成るべく高等小學校に於いて實業に關する科目の加設を奨励せられんことを望む。

實業學校に於て實業教育の効果を以て完からしめんには宜しく實業に關する科目の教授をして生徒の學力に適應せしめんことを注意せしめざる可からず然るに今日に於て實業學校の教授管理兩ながら未だ此主旨に適せざるもの尠しとせず自今各位は實業學校長及教員を採用するに方り豫め意を此に致し決して之を忽緒に付することなく常に之を督勵し以て實業教育をして適當なる發達を遂げしめんことを務めらる可し。(中略)

又低度實業學校教員の養成に在ては宜しく師範學校に於ける實業の科目を一層確實に教授し又便宜府縣立實業學校に講習科を設くる等の施設を企圖せらるべし。

日進の今日に於て學校の規模は漸次擴張せざる可からず從て經費の増加は勢已むを得ざる事なるべし、故に宜しく豫め學校基金を設け之に充てるの計畫をなさざる可からず、然りと雖ども學校基本財産は一朝一夕に之を設け得可きものに非されば常に細心留意永年を期して蓄積を計るの外なし。(中略)

實業學校に於ては生徒の實習より生ずる收入並に授業料等の幾分を割て學校基本財産を設け以て獨立維持の準備をなさしめられんことを望む。

菊地文相は就任當初より實業教育の振興に重きを置き、治績を擧ぐるの計畫を樹て、實業教育擴張の方策につき調査研究するところが多かつた。既定計畫に於ても明治三十五年度に高等工業學校、高等商業學校、各一校を増設することにはなつて居たが、菊池文相は尙ほ各種の實業學校を全國的に設立する希望を抱き、差當り三十五年度の實業教育奨励費の増加を謀つた。三十四年度に於ける奨励費總額二十七萬圓で、内農科大學、高等工業學校、高等商業學校附設の實業教員養成所に三萬千二百五十圓を分つてゐるが、當時各府縣に設置せられつゝある實業學校總數は三百を出て補助を要求するもの逐年激増し、實業教育振興の氣運鬱勃として起れるを機とし更に一般の奨励を加へ實業教育の徹底的普及を圖らんとする目論見を抱いて居たのである。

二、全國實業學校長會議

明治三十二年實業學校令發布の後文部省は始めて實業學校長會議を召集し諸種の諮問を提示して學校長の意見を徴した。蓋し曩に述べたる如く學校令は發布せられ實業教育の大體の體制は稍整ふと雖もその運用をして遺憾なからしむる爲には更に詳細なる検討を試みその陣容を整備し、内容を充實しなければならず、爲めには多年斯教育に従事し豊富なる識







等の爲め又外にしては拓地殖民等の爲めに農業教育普及の必要は慮切なりと謂ふべし。然りと雖も實業教育は事始創始に屬するを以て之か經驗に乏しく從て考究すべき點幾多あるべきは論を俟たず且其現今の施設の未だ充分に目下の急需に應ずるに足らず是國家が實業教育費國庫補助法に依り實業學校に補助金を交付する所以なり(中路)

凡そ教育は徳性の涵養を以て根柢とするは論を俟たず諸君は皆に學術技藝を教授し斯業の進歩發達を期するに止まらず主として重きを徳育に置き農民に特殊なる剛毅素朴勤儉の美風を發揮し子弟をして苟も輕浮華の流弊に感染せしめざるの覺悟なかるべからず斯道教育の事自ら以後諸君に俟つ所のもの多く且大なるものあり、諸君は克く此意を體し益拮据盡瘁せられんことを希望す(下略)

農業學校長會議の經過は左の通りである。

諮問事項第一 農場實習を課する方法如何  
生徒ヲシテ備賦ヲ來サシムルコトナク能ク農業實地ヲ會得セシムルニハ如何ナル方法ヲ以テ適當トナスカ且ツ學年ニ依リテ課スヘキ實習ノ方法ハ如何ニシテ之ヲ定ムヘキカ即チ農場ノ整理法、實習時間ノ數、生徒組別法、季節ニ應ジ實習事項ノ選擇、指揮監督ノ方法、實習ヲ好ムノ風ヲ養成スル方法等ニ關シ各員ノ意見ヲ問フ

に對し農業學校長會議は農地、實習時間、生徒組別法、指揮監督方法、實習愛好の風の助成方法等を詳細に述べ

諮問事項第二 別紙農業學校編制及設備案に關シ各員の意見を問ふ  
農業學校ノ編制及設備ハ學校ノ程度及學科ノ種類ニ依リ種々異ナルヘシト雖モ豫メ之カ標準ヲ定ムルハ極メテ必要ノ事タルヘシ即チ甲乙兩種ノ各種農業學校ニ付生徒定員、職員、教室、寄宿舎、實習場、體操場其他必要ナル編制及設備ニ關スル事項ニ付各員ノ意見ヲ問フ

に對し農業學校編制及設備規則案を提出し  
諮問事項第三 女子の教育に關する施設如何なる程度組織を以て最適當トすヘキカ  
女子ノ農業教育ハ或ル程度ニ於テ一般ニ之ヲ普及セシムルハ頗ル必要ノ事タルヘシ而シテ其程度組織ニ付テハ男子ト全然同一ニ爲シ難キモノアルヲ以テ其最適當トスヘキ施設ニ關シ各員ノ意見ヲ問フ

に對し  
女子ノ農業教育ヲ普及セシムルニハ土地ノ狀況ニヨリ尋常小學校ニ於テハ補習科トシテ高等小學校ニ於テハ正科トシテ農業科ヲ課シ農業補習學校ノ設置セラレタル所ニテハ之ニ女子部ヲ合セ置クニアリ而シテ其程度ハ最モ簡易ナルヲ要ス

と述べ  
諮問事項第四 農業學校の基本財産としては如何なる種類のものをして適當となすか且つ其蓄積の方法如何

何レノ學校ヲ問ハス其基礎ヲ鞏固ナラシムルカ爲メ其學校ニ特別ナル基本財産ヲ有スルノ必要アルハ論ヲ俟タズ特ニ農業學校ヲ以テ最然リトス然レハ如何ナル種類ノモノヲ以テスルヲ最モ適當トスルカ如何ナル方法ヲ以テ蓄積スルヲ可トスルカ此等ノ點ニ付各員カ實地ニ就テ考究セラレタル意見ヲ問フ

に對し  
農業學校ノ基本財産ハ學校ニ關係アル不動産(田畑、森林、原野、牧場、漁場等)ヲ以テ適當トス而シテ之ヲ所有シ且増殖スルハ學校ノ雜收入ヲ年々適宜蓄積スルコトヲ主張シ、農業學校獸醫學校水産學校蠶業學校(各甲種)ノ詳細ナル設備案ヲ提出シテ居ル。

三、工業學校長會議(明治三十二年)  
明治三十二年十月文部省に於て全國工業學校長會議を招集した。その時文部大臣の與へた訓示の要領は左の通りである。

地方工業學校長會議に於ける文部大臣訓示要旨  
實業教育の普及及び進歩に就ては本大臣の殊に心をを用ふる所にして之が爲め過般實業學校令の公布に伴ひ之に關する規程を定め又曩に地方長官召集の際特に訓示するところありたり、然れども其實施は事始創始に屬し研究を要する點幾多あるべきを以て學識經驗ある諸君の意見を聴くことは本大臣の最も希望する所なり想ふに從來實業教育の施設等不充分なりし爲め一般人心は今尙高尚なる學問を過重する弊習あるを免れず世の少壯者をして徒らに高遠に馳せて實効を收め得ざらしむる處あり實業に關しても學術智識の必要なるは固より論を俟たずと雖も一般社會は却て之を等閑に附するの感あり特ニ工業は純近科學の進歩に伴ひ其應用上最も學理の新智識を要す今日に於て實業を隆盛にし國力民度に應ずる教育を普及せんが爲に中等の實業教育を鼓舞獎勵するは實に焦眉の急なりと謂ふべし、故に國庫は斯の教育の爲めに毎年資本貳拾五萬圓を支出し補助獎勵せるの結果工業に關しては工業學校の數十二徒弟學校二十一補習學校十四に及び目下設立中のものも亦數校あり然れども未だ我國工業教育の施設上充分なりと謂ふへからず之が將來の擴張發達は本大臣が諸君と共に力めんと欲する所なり

今や我國の諸工業は漸次進歩の狀ありと雖も世局の進運に伴ひ科學的の智識技能を各般の工業に及ぼすに至ては前途猶遠なるの觀あり諸君の養成に係る卒業生の成績の如何は實に我國工業上に密接なる關係を有し引て我國の富力に影響すること大なり本大臣は諸君が我國の工業上に有する任務の大なるを顧み益々拮据盡瘁せられんことを希望す

凡そ教育は徳性の涵養を以て根柢とするは論を俟たず諸君は唯り學術技藝を教授し斯業の進歩發達を期するに止まらず主として徳育に留意し生徒を率ゐて勤儉事に従ひ公益を尙ひ信用を重んずるの美風を養ひ工業社會に於ける粗製濫造の惡弊を匡ふの覺悟あらんこと



本大臣の希望に堪へざる所なり

地方工業學校長會議の経過を略述すれば左の如し

諮問事項第一 別紙工業學校編制及設備規則案に關し各員の意見を問ふ  
工業學校ノ編制及設備ハ其學科ノ種類生徒ノ多少等ニヨリ種々異ナルヘシト雖モ今日ニ於テ其準則ヲ規定スルハ學校設備ノ完成上最も必要ノ事項タルヘシ各員ハ常ニ實地ニ就キ攻究セラレタル所アル可キヲ以テ別紙原案ニ就キ審議ヲ遂ケラレントヲ望ム(原案略)  
之に對し工業學校長會議は一二の訂正を與へたるのみにて文部省案に賛意を表して居る

諮問事項第二 徒弟教育の方法

本邦徒弟ノ實況ヲ父兄ノ方面ヨリ觀察スレハ徒弟ヲ教養シ得可キ充分ノ資力アルモノ徒弟ヲ養育シ得ルモ未タ學校教育ヲ施ス能ハサルモノ全ク徒弟ヲ教養スル資力ナキモノ及徒弟ヲ教養シ能ハサルノミナラス却テ徒弟ヨリ補助ヲ俟ツモノ等ナリ要スルニ徒弟ハ其父兄ニ依リ教育ヲ受クルコトヲ得ルモノト教育ヲ受クルコトヲ得サルモノトアリ  
又徒弟ノ方面ヨリ觀察スレハ學校教育ヲ終リタル後ハ技手等ノ候補者タラントスルモノ小場工主トナリ職工ヲ使役シ自營ノ途ヲ講セントスルモノ年期徒弟法ニ依ラス學校教育ニヨリ良職工トナラントスルモノ雇主ニ使役セラルル餘暇ヲ以テ普通教育ノ補習ヲナシ兼テ實業的智識ヲ得ントスルモノ及年期徒弟等ナリ

一、果シテ右ノ如シトセハ是等ノ徒弟ヲ圓滿ニ教育シ好果ヲ得ンニハ如何ナル方法ニ依ルヘキカ

二、別紙徒弟學校規程改正案ニ關シ各員ノ意見ヲ問フ

三、徒弟學校ニ關シ學級編成法、實習教授ノ方法並ニ其ノ範圍(坊間工業トノ關係ヲ含ム)及教員ノ數如何(徒弟學校規程改正案略)  
工業學校長會議は現行の徒弟學校を乙種工業學校と貧民の子弟を收容し義務教育に代用すへき低度の徒弟學校とに分つこととし、從つて本省諮問の徒弟學校規程改正案とは別途に徒弟學校規程改正案を提出し更に乙種工業學校に關する條項を加へた改正案を提出した(兩案トモ略)

諮問事項第三

各種工業學校並に徒弟學校の學科課程及一週授業時數の配當は如何に之を定む可キヤ  
各種工業學校ヲ通シテ其學校課程及授業時數ノ配當ヲ一定セントスルハ頗ル困難ナリト雖モ豫メ一定ノ標準ヲ定ムレバ當事者ノ參考上利便尠ナラサルヘシ各員カ本案研究セラレタル所ニ依リ相當ノ議定ヲ望ム

對し甲種工業學校に於ては木工、金工一般のものと美術を應用するものとの二種、染織、色染、製陶、陶畫、漆工(木地、蒔繪、髹漆)、蒔繪、乙種工業學校に於ては木工、金工、染織、陶器、漆工(木地、蒔繪、髹漆)各科の學科課程を作成提出し

諮問事項第四 職工教育中目下最急施を要する種類如何

工業ノ進歩ヲ圖ラント欲セハ先ツ職工ノ教育ヲ務メサルヘカラサルハ論ヲ俟タス故ニ何レノ工業ニ於テモ職工教育ノ急務ナルハ何人モ敢テ疑フ存セスト雖モ本邦現今ノ狀態ニ於テ就中最モ急務ヲ要スル職工教育ハ如何ナル種類ノモノナヤリ

に對し參集工業學校長中織物仕上職工に對する教育を急務すべしとする者十四名にしてその他硝子職工に對し十一名、金屬小細職工に對し十名、機械職工に對し八名の順位であつたことは當時の我國に於ける産業狀態を暗示するものとして興味ある數字であらねばならぬ。

### 三、實業補習教育に關する調査

我國の實業補習教育は明治二十年頃までは何人も耳を傾くるものがなかつたが明治二十二年頃濱尾新歐米より歸朝し切りに之が必要を主唱したる結果、明治二十六年補習學校規程が、制定せられ二十七年實業教育國庫補助法の制定となり、三十二年之が施行細則を發布して府縣に設立を奨励し、就中優良なる學校に補助金を交附して奨励する處ありしたる。其法年所を経るに従ひ補習教育漸次各地に勃興したる結果、國庫に補助金の餘力なきこと乃至手數繁雜を加ふるに至つた爲め、三十七、八年頃より同補助を廢止し代るに各府縣をして補助せしむることとした。其の結果補習學校は年々増加し明治四十二年度には六千有餘校の多きに及べるが此等の學校は多くは急激に發達したるものなれば其の施設教育の實際等については尙ほ不十分の嫌あるを以て、是に文部省は之が實況を調査するの必要を認め各府縣知事に命じて施設狀況の報告を求め爾來久しくこれを繼續して居つたが何時も多數學校のこととして、調査も意の如く進捗せず加ふるに之が施設方法については親しく各方面の意見をも聽取するの必要を認めたるを以て各關係者を網羅し、補習教育調査委員會を組織した。此の調査の必要は、近來各實業補習學校が互に聯絡統一を缺き又其の教員に適當の者を得ざるもの多く従つて實業補習學校と稱し乍ら其の實は小學校の補習程度を出でざる者甚だ多きを以て、之が内容の改善充實を圖らんとしたのである。

調査委員には文部省書記官、視學官、東京帝大農科大學教授、東京高等師範學校長、東京高等商業學校長、東京高等工業學校長、東京府事務官、其他實業學校長、實業家等を網羅してゐる。その調査事項は



内容については

(一) 設備に関する件、(二) 修業年限に関する件、(三) 授業時季及び時間に關する件、(四) 教科に關する件、(五) 編制(生徒定員、學級編制、教員資格員數等)に關する件、(六) 教員の養成に關する件、(七) 生徒就學出席の督勵に關する件、(八) 實習に關する件、(九) 府縣郡等實業技術員並に銀行會社の實務等囑託 又は依頼の件、(一〇) 其他内容改善等に關する件

外部との連絡については

(一) 商業會議所、銀行會社、農會等との連絡に關する件、(二) 商工業者、篤農家等との連絡に關する件等の諸項をを調査することであつた。

一、實業補習教育調査の經過

明治四十四年十二月小松原文相は實業補習學校の制度内容を根本より改革せんと欲し、調査委員を任命すると共に全國各地の實業學校並に實業團體に向つて實業補習教育改善に關する意見を答申せしめ、是等を參考として幾回かの研究を重ね大正三年の一月漸く其の下調査を終了したので調査委員總會を開き之を附議し大體の結論を得た。それに依ると現在七千の實業學校は少くも之を二倍に増設するの必要を認めたるが授業科目、教師の撰擇、授業時數、晝間夜間の授業等に關しては農業地方、商業地方等に依りて自ら別種の方法を採らねばならぬので、調査會は更に調査を遂げ大體實業補習教育は小學校卒業後上級の學校に入る能はずして、直に實務に就く者に對して之を施すものなれば、授業時數の如き一日一時間乃至二時間に止め校舎は其地方の學校並に寺院を以て之に充て僅少の經費を以て相當の實功を擧ぐべきものとした。左に實業補習教育調査會報告の要綱の輯録して參考に供す。

二、實業補習教育調査報告 大正二年四月文部省

組織及編成に關する件

實業補習學校は尋常小學校以上の者若は學齡を過ぎたる者等にして既に各種の實業に従事し又は従事せんとする者を教育する所なるが故に其の生徒の年齢、學力、技能、業務等著しく不齊なるのみならず學修せんとする事項及其の程度に於ても亦甚しき差異ありとす。是等の入學者に對し有效適切なる教育を施さんには學科の程度に於ても學級の編成に於ても極めて多種多様ならざるべからず故に之が組織を定むるには其地方に於ける、實業の種類入學者の學力等に應じ土地の事情設備の許す限り成るべく程度の異りたる幾多の階級を設け

以て生徒の希望並に其の能力に適合すべく教育を施すを要す、

今入學者の學力を標準として組織を定めんか例へば尋常小學校卒業程度の學力に適應すべきもの、修學年限二箇年の高等小學校若は低度の實業學校、徒弟學校等の卒業者に適應すべきもの、中學校若は甲種商業學校等の卒業者に適應すべきもの、爲めに設くるもの、或は實地の經營充分なるも學問の素養足らざるものに對し職業上特に必要なる専門學科を授くるもの等の如し、

又數階級を一校内に設くるも或は一校一階級の制を採るも全く任意たるべしと雖も人口稀薄にして其の生徒數僅かに一學級を爲すに過ぎざるが如き處にありては生徒の學力職業の種類等に依り一學級を若干の組に分つを可とし、生徒數多く若干學級を置くに足る處にありては成るべく其の學力職業により之を若干學級に編成すべし又都會地にありては便宜適所に低度の學級を以て組織する補習學校を設置し其の中央部に於て之に連絡する高度の補習學校を設くるも可なり、又地方によりては低度の學級を以て組織する補習學校のみを設け其の修了者をして都會地若は他地方に於ける高度の補習學校に入るを得しむることとすも可なるべし。學級の編成につきても年齢、學力、修業期間、學科目職業の種類等によりて學年別、學期別、學科別、の形式により又は特種の職業に對する學級を編制する等其の方法多種あるべしと雖も年少者を收容するものによりては學年別を採り相當の教育ある年長者を收容するものによりては學科別に依るを適當とする場合多かるべし。

生徒各自の境遇職業の都合等に依りては學年編制、學期編成等に依る場合と雖も、學科目中の一部を前學年者は前學期に於て修め他の一部を他の學年若は他の學期に於て修め或は同一學期にありても某學科は之を甲組に某事項は之を乙組に於て修めしむるを得しむるが如くする等常に生徒修學上の便宜を圖るを要す又教員の配當設備其他の都合上複式教授、二部教授の編制に依るも可なり。

學科に關する件

學科目は大別して普通學科目及實業學科目の二種とす

一 普通學科目

普通學科目は修身、國語、算術、地理、歴史、理科(物理、化學、博物)、圖畫、英語等より選擇すべし但し修身科は成るべく必須科目として個人として必須なる諸徳目は勿論國民市町村民、として心得べき事項を併せ授くるを可とす、國語、算術の二科目は其の素養不充分なるものに向つては成るべく之を課すべく、地理歴史の如きは國語に附帶して之を課するも可なり、

尙國語は讀書、作文、習字に、算術を算算、珠算に分つが如く一科目を適宜分割して萬の一事項若は數事項を教授するも可なり

二 實業學科目

第四期 實業學校令時代 第四章 實業教育制度に關する輿論



農業學科目は土壤、肥料、土地改良、器具、作物、園藝、病蟲害、養蠶、養畜、養魚、森林、測量、農産製造、農業工業農業經濟、産業組合農業簿記農業法規等の中より當該地方に適切なるものを選択すべし

尙ほ園藝を果樹、蔬菜、觀賞作物等に、養畜を養豚、養鶏、養蜂等に分つが如く一科目を適宜分割して當該地方に適切なる事項のみを課するも可なり

水産學科目は各産物植物、漁撈、養殖、製造、漁船、水産法規の中より當該地方に適切なるものを選択すべし  
尙漁撈を捕鯨「トロール」漁、漁具、漁獲物處理等に、養殖を鱈、鯉、鯛等の飼養、蛙、鱒孵化等に、製造を節、罐詰、鹽藏、化製等に分つが如く一科目を適宜分割して當該地方に適切なる事項のみを課すも可なり

工業學科目は原動機、機構、板金、鑄金、發電機、電動機、電燈、電車、電信、電話、家屋構造、室内裝飾、家具、指物、挽物、道路、橋梁、鐵道、船舶、探礦、冶金、機械、紡績、染色、陶磁器、漆器、硝子、煉瓦、「セメント」塗料、石鹼、寫眞、製版、製糖、製油、製紙、製造、醸造、材料及工作法、測量、製圖、圖案、仕様見積、工業經濟、工業衛生、工業簿記、工業法規等の中より當該地方に適切なるものを選択すべし

尙原動機を蒸氣機關、瓦斯機關、石油機關、水車等に、家屋構造を和風建築、洋風建築等に、船舶を水船、鐵船等に分つか如く一科目を適宜分割して一事項若は數事項を課し或は家具、指物、挽物等を併せて木工の一科目とし、道路、橋梁、鐵道等を併せて土木の一科目とするも可なり

以上の外尙必要に應じ時計、鉛工、彫刻、寄木、象嵌、竹細工、製靴、製本、製藥、鑛金、「マッチ」等るとき學科目を設けることを得べし

商業學科目は簿記、商事要項、商業英語、商業作文、商業算術、珠算、商業地理、經濟、法規、商業經濟學、「タイプライティング」速記術、商業實踐等の中より適宜選擇すべし但し簿記は普通簿記、應用簿記に、商事要項は銀行、保險、倉庫、運漕等に分ちて教授することを得べし

以上の外尙必要に應じ通譯、會計監査、廣告等の如き特殊事項の爲に學科目を定め教授することを得べし

商船學科目は航海術、運用術、機關術、海上氣象、造船、機械製圖、應用力學、海務に必要な法規等の中より適宜選擇すべし  
以上各實業科目の外尙裁縫、刺繡、造花、編物、組物、袋物、製絲、洗濯、割烹、製菓、理髮、製炭、鐵詰、造庭等適宜必要なる事項を選びて教授することを得べし

修業期間に関する件

修業期間は生徒の年齢及學力、毎週教授時數、學科目の種類、業務の繁閑等に依り定むべきものにして劃一に規定すべからずと雖も學年別組織を採るものありては、尋常小學校卒業生を直に收容する補習學校は二箇年乃至三箇年を以て適當とすべく、其他の者ありては三箇月、六箇月、一箇年、二箇年等適宜之を定むべし、又學科別組織を採るものありては概して修業期間を短くし學科目の種類、教授事項の難易等により一週若は數週間に於て修了せしむるに二學期若は三學期以上に亘り全學科若は某事項の全部を修了せしむるも可なし、又場合によりては規定の修業期間に拘泥せず適宜進級又は修了せしむるを可とす

授業時期及時間に関する件

授業時期及時間は土地の情況、生徒の職業の種類等に依り適宜之を定むべし授業の時期に關しては農業の季節、盆暮、會社の決算期を避け業務の閑散なる時期を選ぶべく又授業は心身の疲勞せざる時間に於てするを最も適當とすと雖も多くの場合に於ては晝間教授は生徒の出席に不便なるべきが故に朝夕、夜間又は日曜其他の休日等業務に支障なく修業に便利なる時を選ぶべし、毎週教授時數も亦生徒の年齢業務の都合土地の情況修業期間の長短等により斟酌すべきものにして固より一定すべからず又同一學校にありても業務の繁閑、日の長短により適宜伸縮するも可なしと雖も一日凡三時間以内として毎日隔日又は一週二日等便宜之を定むべし

學科目及毎週教授時數等の例

各學科目配當及毎週教授時數等は學科の種類、土地の情況、修業期間の長短、生徒の年齢等に、より之を定むべきものにして固より一定すべからず又同一學校にありても業務の繁閑日の長短等によりて適宜伸縮すべきものにして到底一律の編制を爲すこと能はずと雖も左に數例を示して參考の資に供す

農業補習學校

入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、毎週教授時數を四時間乃至十四時間とし修身、國語、算術、理科及農業を課する場合に於ける授業時數配當表

學科目	毎週十四時間 授業する場合	毎週十二時間 授業する場合	毎週十時間 授業する場合	毎週八時間 授業する場合	毎週六時間 授業する場合	毎週四時間 授業する場合
修身	四	四	四	三	三	一
國語	二	二	一	一	一	一
算術	二	二	一	一	一	一
理科	六	六	四	四	二	二
農業	一四	一四	一〇	一八	六	四
合計	一四	一四	一〇	一八	六	四



女子に毎週十二時間授業する場合にありては修身一時間、國語二時間、算術一時間、家事三時間、裁縫三時間、農業二時間とし、毎週十時間授業する場合にありては家事及裁縫を各二時間に減ず各表中其の何れを適用するも修業時間は土地の情況、學科目の種類によりて適宜之を定むべし又其の第一學期(又第一學年)を終了したる者は更に第二學期(又は第二學年第三學年)と進學するを通例とすれども生徒の希望によりて或は第二學期又は第三學期の教授事項のみを修むることを得しむるものとす

普通學科の素養ある者には普通學科の教授時数を減じて之を實業學科目に加ふるも可なり  
各學科目中生徒各自家庭に於て自修し得る事項に付ては適當なる課題を與へて自修せしめ其の成績を檢閲し學校教授と相俟つて學業上の下進を圖るも亦可なり此場合には當該學科目の教授時数を適宜減少することを得べし

水産補習學校

水産補習學校は農業補習學校の例に準ず

工業補習學校

(一) 學年別組織の例

學年	第一學年	第二學年	第三學年
	學科目	學科目	學科目
學年	第一學年	第二學年	第三學年
	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數
修身	三	一	
國語	三	二	
算術	二	三	
理科	二	三	
物理	二	三	
化學	二	三	
生物	二	三	
機械	二	三	
製圖	二	三	
工作	二	三	
衛生	二	三	
農業	二	三	
水産	二	三	
合計	二二	二二	二二

如し

(2) 入學資格同前、修業年限を二箇年、毎週教授時数を九時間とし機械科中の一事項(機械工作)を課する場合の一例を擧ぐれば次の如し

學年	第一學年	第二學年
	學科目	學科目
學年	第一學年	第二學年
	每週教授時數	每週教授時數
修身	一	一
國語	二	二
算術	二	二
理科	二	二
物理	二	二
化學	二	二
生物	二	二
機械	二	二
製圖	二	二
工作	二	二
衛生	二	二
農業	二	二
水産	二	二
合計	二二	二二

(二) 學科別組織の例

此の組織に於ては一學科を選択學修するに便ならしむるに止らず關係の密切なる學科相互の教授時間に支障なく兼修するを得しめ、又は一學年を修了せし後引續き他の學科を學び遂に數學期に亘りて關係せる幾多の學科を修了し或は同一學科に就きて甲乙等の階級を設け次第に程度を進めて學修するを得しむる等適宜時間の配當を取るものとす

學科	第一學期	第二學期	第三學期
	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數
修身	四	四	四
國語	四	四	四
算術	四	四	四
理科	四	四	四
物理	四	四	四
化學	四	四	四
生物	四	四	四
機械	四	四	四
製圖	四	四	四
工作	四	四	四
衛生	四	四	四
農業	四	四	四
水産	四	四	四
合計	四四	四四	四四

(一) 學年別組織の例

入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、修業年限三箇年毎週教授時数を十二時間とするもの

學年	第一學年	第二學年	第三學年
	學科目	學科目	學科目
學年	第一學年	第二學年	第三學年
	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數
修身	四	四	四
國語	四	四	四
算術	四	四	四
理科	四	四	四
物理	四	四	四
化學	四	四	四
生物	四	四	四
機械	四	四	四
製圖	四	四	四
工作	四	四	四
衛生	四	四	四
農業	四	四	四
水産	四	四	四
合計	四四	四四	四四

商業補習學校

四三三







宜を圖るの要あるべし又冬期夜間開校の場合には教室に相當防寒の設備をなすべく燈火は安全にして光線の十分なるものを用ふべし  
生徒の就學出席の獎勵に關する件

職員の熱誠と篤行とを以て生徒を指導感化し教授の内容と教授法とを善くして、補習教育の眞價を發揚するは生徒の就學出席を獎勵する最良の方法なりと雖も尙土地の情況、學校の種類等に應じ適宜左に示すが如き方法を實行するを可とす

- 一、補習教育の必要に關し時々講話を爲すこと
- 一、小學校の生徒卒業の際校長及受持教員より補習教育の必要を説示し入學を勸誘すること
- 一、學校職員町村吏員其他地方の名望家より生徒就學出席を獎勵すること
- 一、會社、銀行、商店、工場主、雇主等より就學出席上の便宜を與へ且之を獎勵監督すること
- 一、通學に必要な交通機關の料金を割引すること
- 一、通學簿を作り登校退校の時刻其他を家庭又は雇主に通知し又出席不定の者及缺席多きものに對しては家庭若くは保證人に注意すること
- 一、精勤なる生徒を表彰すること
- 一、防害、燈火の設備を善くし新聞、雜誌、圖書縱覽の便を與へ娛樂機關を設くる等生徒をして登校に愉快を感せしむる方法を講ずること

教員に關する件

(一) 教員の養成

- 一、小學校本科正教員中より人選し實業專門學校又は實業學校に於て特別の教育を施すこと
- 二、師範學校の二部教授を擴張し若しくは他に適當なる教育機關を設け實業學校卒業生又は相當の學力を有し専門の技術に堪能なる者の中より人選して就學せしめ凡一箇年に於て教育學教授法學校管理法等を修行せしむること
- 三、補習學校教員、小學校教員等に對し夏期休業等に適當なる時期に於て講習會を開催すること

(二) 教員の任用

補習學校に於ける普通學科の擔當者としては成るべく小學校本科正教員以上のものを以て之に充つべく、實業學科の擔當者としては成るべく前掲實業教員として養成せられたる者の外實業學校の教員、道廳、府縣、郡、市、農會、會社、工場等の技術者其他實務に従事する者を以て之に充つるを可とす

(三) 教員の待遇

優良なる教員を聘用し且永く安んじて其の職に盡くしめんに其の待遇を厚らざるべからず然るに補習學校の教員は他の教職等に從事する者の兼務する場合多く動もすれば其の手當極めて僅少にして地方によりては義務的に教鞭を執らしむるものあり此の如きは補習學校をして其の効果を擧げしむる所以にあらざるを以て相當の俸給又は手當を支給することを要す

又近時補習教育の擴張せらるゝに従ひ專門學校其他高等の學校を卒業せる者を専任教員に使用するものあり殊に都市の學校に於て然りとす然るに現行規程によれば公立實業補習學校職員の名稱待遇は公立小學校の例に依るとあり此の如きは補習學校教員優遇の意に副はざるを以て現行規程に改正を加へ之が優遇の途を講ずるを可とす

道廳府縣郡市町等實業技術員並銀行會社等の實務家を囑託又は依頼する件

補習學校に於て道廳、府縣、郡、市等の實業技術員、銀行、會社工場の實務家、商品陳列所技師稅關吏員等に囑託し各自の職務に關係ある専門の知識に就いて講義を爲さしむるは教授をして實際に近からしむるに適切なる方法の一なれば相當の人物を招致し得る場合には努めて此の方法を探るを可とす例へば實業補習學校に於て蠶病豫防吏員をして蠶病に關する教授を爲さしめ肥料検査官吏をして肥料購入上の注意に關する講話を爲さしむるが如き商業補習學校に於て商品陳列所技師をして商品の鑑定、保存法等に關する教授を爲さしめ稅關吏員をして通關手續に關する講話を爲さしむるが如き工業補習學校に於て大工の規矩術に堪能なる者をして規矩術の講義を爲さしめ、打刃物に堪能なる者をして刃物に關する講義を爲さしむるが如き是れなり

外部との連絡に關する件

(一) 商業會議所、工場、銀行、會社、農事試驗場、工業試驗場、水産試驗場、農會、水産組合學校等との連絡

- 右諸機關と連絡を通せんがために之に對し左記の諸項の實施を求むること
- 一、學校教育上必要な諸調査、諸報告質疑等の依頼に應ずること
- 二、教授、訓練、管理の方法に就きて意見を提供すること
- 三、學校が開催する講話會、娛樂會、慰安會、遠足會等を協賛し又講話の需めに應ずること
- 四、修了生又は卒業生にして現に職を有する者のためには特に優待の途を講じ求職者の爲には其の就職につきて斡旋の勞を取ること
- 五、標本、器具及機械等の利用に就きて便利を與ふること
- 六、大都市に於ける商業會議所銀行又は多くの職工徒弟等を雇傭する工場會社及農會は補習學校を自ら經營し又は他の經營に係るものを補助すること
- 七、商業會議所、銀行、農會又は當該學校に多くの生徒を供給する工場、會社雇主等は成るべく生徒に學用品又は授業料等を給與し又



は生徒の就學出席に便宜を興ふる等勸奨の方法を講ずること  
八、會社工場銀行農事試驗場等は補習學校生徒に見學の便を興ふること

(二) 其の他の連絡

- 一、實業家及有志家を卒業式其の他の會合に招待すること
- 二、在學生と卒業生との連絡を圖ること
- 三、時時生徒の父兄を集めて講演會を開くこと
- 四、生徒成績品評會を開き公衆の縦覧に供すること

獎勵の手段に關する件

- 一、文部省主催の補習教育講習會を開き道廳府縣學務課長、視學、學校長をして聽講せしむること
- 二、道廳府縣都市當局者、實業學校職員等をして各地に出張講義を爲さしめ補習教育の必要を鼓吹すること
- 三、補習學校に國庫、道廳、府縣、郡市、農會、商會會議所より補助金を交付すること
- 四、優良なる補助學校及成績顯著なる當事者を表彰すること

第二節 實業教育制度改革の意見

一、實業學校令改正の計畫

實業教育に關しては永らく統一的規定を缺いてゐたが、日清戰爭前後の我國産業は驚異的な飛躍を遂げ、産業革命の進行を見るに至り、各種の産業は急速に近代化し特殊の科學的知識技能を必要とすること切なるものあるや、實業教育振興の必要を痛感するに至り、茲に實業教育費國庫補助法の制定となり、之が我國實業教育の發達に重大なる影響を興へたことは既に述べたところである。

爾來各地に實業諸學校の設立せらるゝもの日に益々加はり、漸く當局者は實業教育に關する統一的規定の必要を悟り、明治三十二年實業學校令を制定し以て實業教育興隆の基を築いた。更に新制度の運用その他に關して當局者が鋭意研究を重ねた事情については、既に前節で述べ來つたところであるが新制度施かれて幾何もなく、實業學校令改正の議論が各方面に起つた。その趣旨に於ては様々で一概に云ふことは出來ないが、當時社會は實業教育に對する認識少く、大學系統の教

育を過重し、實業教育に入る者は量に於て而して質に於て大學系統に及ばず、斯る弊風を打破するために更に實業專門學校を設け實業學校よりする者に更に高等教育を授くる道を開くこと、即學校の聯絡の偏倚を矯むることもその一であり内容に於て多様の品種を包含する實業教育を劃一的規定を以て拘束するは實業教育の本旨に協はざるものなれば實際に即してその組織設備を改め實効を擧ぐべしと云ふことも盛に主張された。斯る點に就ては政府も深甚の注意を拂ひ曩に實業教育局長岡田良平氏を歐米に派して各國の制度を視察せしめその總務長官に轉するや參事官赤司鷹一郎等熱心に研究を續けその結果は實業補習教育調査會開催となり更に明治三十五年十一月實業學校令改正に關する事項として第七回高等教育會議に諮問するに至つた。議事に先ち菊池文部大臣は學制系統改正案並に實業學校令改正に關する諮問案につき詳細な説明を試みた。

第七回高等教育會議に於ける菊池文部大臣の演說要綱

(前略)今日の所では專門學校と稱するものは醫學專門學校があるのみである。先年法學、理學、文學其他に就き專門學校令が本會議に諮問せられ議決せられて居るが其專門學校令は未だ發布されて居ない。今回は其施行に關係した箇條を諮問案に提出してある。是を同時に又實業に關しても矢張り專門學校を設ける趣旨で實業學校令の改正を提出し、從來實業學校令では高等實業學校といふものに規定して居た。之を實業學校令に入れて實業專門學校なるものを設ける、即ち今日の高等實業學校を專門學校と爲さんとするものである。要するに今回の改正は從來種々の特權、種々の名譽大學卒業生のみを賦與されて居るところから、學生は皆大學へ集まる傾向が著しい然るに今日事業を執る上に必しも大學程の高き教育を受けなくも十分間に合ふ。中學を卒業してから三年乃至四年位の學科を卒つた者で十分な職業が澤山ある。又斯る人人を需用する向が多い。大學に向ふ者もその多くは獨立した職業を取れるものになることを希望するのであるから是に多くの實業專門學校を設け之に相當の特種名譽等を興ふれば此方の教育を希望する者が相當多くなると思ふ。又斯くすることが國家今日の急務である。即是に專門學校中實業專門學校を今日より多く増設したき希望である。今日の場合大學の増設は國家の經濟が許さないから一先中止し、是に實業學校令の中に於て實業專門學校なるものを設けることとした。而して之を増設する計畫である。實業專門學校では職業を取るに當つて、是れだけのことが必要である、是れだけのことがあれば満足に職業が取れるといふ教育を興ふるものである。(中略)實業に於ても唯一通り業務を取つて行くと云ふに足るだけの人のみでは十分でない、學問の淵奥を修めて職業に従事する人の必要なりと思ふ。無論大學は大學で存して置かなければならぬ。さうすれば中學校から直に大學へ入るといふことは到底出來ないことであるから其間の繋ぎを取らなければならぬ。即大學豫備教育を興へなければならぬ。其の點に就ては今日の高等學



校令は甚だ變なものである其の目的は専門の教育を授くる處であると規定し而して其但書に豫科を設くることを得ると云ふことがあり。現在の實際に於て専門の學術を授くるは熊本工學部があるだけで其他は但書の豫科は主になつて居る。故に高等學校令を廢止し大學の豫科は大學豫備門とすれば宜しい。専門の學校は専門學校で別にするがよいと思ふ。就ては現在高等學校の處分の問題であるが東京、京都、仙臺、熊本の高等學校は豫備門は變へてしまふ。岡山と金澤の高等學校は工業専門に變へる。若し高等専門學校を更に二つ新たに設けるとすればそれは岡山と金澤をそれに變へる。其の外に仙臺の工學専門學校と熊本の工學部を擴張して今日は機械學科と土木學科だけになつて居るのを是に採鑛冶金を加へて二學科とし、獨立して工學専門學校にする積りで諮問案が提出してあります。詰り斯の如く工學専門學校を起す。實業専門學校の中、工學のみが非常に多くなるやうに見えるが、工學には種々の學科がある、例へば同じ染色でも東京は毛織物、京都は絹織物、名古屋は木綿物を重にする、又或所には建築、或所には採鑛冶金、或所には電気工學、或所には應用化學等、それ／＼違つたものであるから、數の多くなるのは已むを得ぬ（中略）是迄の學制の立て方に、行き止りがあるといふのは不都合だらうと思ふ。兒童の小學を終りて中學に来る、中學からは何處にでも行ける、それから高等學校を経て大學に行かれることになりすが、若し中學に這入らずに、中等の實業教育、即ち縣立の實業學校、農工商業學校に這入れば、それを終つた曉にはそれで終らなければならぬ所謂行き止りである。又高等實業學校も稍々同じである。これが教育としてはどうも困つた者であると考えられる。可成行き止りのない様にした。即ち中等の實業學校から更に高等の實業學校に行ける様にした。又高等専門學校を卒業したものは大學に這入れる様制度を設け度いといふことを希望する。少くも府縣の中等の實業學校から實業専門の學校に這入ることに就ては、別に學制の上に如何といふことは規定できないが、學校の規則に於てさう云ふことは入れてある。既に京都の工學學校に於ては、本科別科を設けて本科は中學校を終つて來たものを入れる。別科は實業學校を終つて來たものを入れるといふので、其修めるものは大抵は同じであります。そこに多少の違ひを設けてあるといふ規則になつて居る。神戸の商業學校では豫科を二通り設けて中學から來たものは豫科の一部に入れ、中等商業學校を終つて來たものは豫科の二部に入れるといふことにし、恰度一年終つたものは同じく本科に入れると云ふことにしたらよいだらうといふので、さう云ふ原案が出て居る。それから岩手の農林學校は兩方から這入れる事になつて居る。斯る次第を今度學制の大方針としてやり度いと云ふので右の如き規則を編んだ譯である。

諮問案第六、實業學校令改正に關する事項

- 一、工業學校、農業學校、商業學校及商船學校にして高等の教育を爲すものを實業専門學校とすること

二、北海道府縣に於て實業補習學校を設置するときは他の道府縣立學校に附設する場合に限ると改むること（實業學校令第三條第一項参照）

三、商業會議所は商業會議所法第七條第八號の手續を経、實業學校を設置することを得ること

四、實業専門學校の修業年限は三箇年以上とす、其の入学資格は中學校卒業以上の程度に於て之を定むること

五、官立實業専門學校の修業年限、學科、學科目及其の程度は文部大臣之を定め、公立及私立實業専門學校の修業年限、學科、學科目及其の程度は公立學校に在りては管理者、私立學校に在りては設立者之を定め文部大臣の認可を受けしむること

六、公立及私立の實業専門學校の教員は左の資格の一を有する者なるべきこと

1. 學位を有する者
2. 帝國大學分科大學卒業者
3. 文部大臣の認可したる者

二、實業學校令改正に關する社會輿論

以上は政府に於ける實業教育制度改正の計畫であるが民間に於ける責任も注目し得る。文部省方面よりなされた調査が主として形式方面の是正に在つたのに反して、民間側よりなされた主張は産業社會の實際に立脚して、之に對する實業教育の價値を批判しその是正を主張してゐる。その中代表的意見として擧ぐべきは議會に於ける井上甚太郎の質問演說並に寺田勇吉の實業教育根本改革論である。左に輯録する。

實業教育に關する質問

明治三十八年二月十六日、第二十一議會衆議院に於て提出された質問主意書（井上甚太郎提出）

教育施設の目的は被教育者をして偏頗無く社會の各部分に適切に配置して最も良好なる營爲をなすに足るのは性格と實力とを得せしむるにある故に是が施設を爲すに當りては最も能く社會の狀況に稽へて充分是れに適應する事を期せざるべからず然るに現今の施設を見るに頗る其宜しきを失へるものがあるが如し

就中等程度の教育に關する施設の如きは最も顯著なるものにして普通教育及豫備教育の教育場なる中學校の就學者數と實業教育の教育場なる各種實業學校の就學者數とは大に其權衡を失しつゝあり且つ其の中學校は未だ十分に豫備教育の實を完するに足らず次に實業學校は制度其の當を得ず設備又不完全たるが爲めに實業の改善に關して教ふる所尠く實習を爲さしむる事亦多からざるの結果其の擧ぐる所の効果見る可きもの少く、是れ皆其施設が能く社會の狀況に適應せざるに因由するものにして國家の經營上非常の不利益なりと云はざるべからず



政府は果して現今施設せる所を以て當を得たるものとなし能く生産能力あるものを養成し得可しと爲し社會に於ける各部分の業務は充分に緊張し充實し得可しとするか右明晰なる答辯を望むは之を提出する所以なり

實業教育の根本的改革論

寺田 勇 吉

明治二十二年余は歐米諸國就中獨逸國の實業の頗る旺盛を極めつゝある原因を調査して、其の教育法の完全であることを知つた。其後歸朝以來余は我國に於ても實業教育を振興せしめんと欲し殆ど二十年間口に筆に絶えず實業教育獎勵の事を呼號し來つたのである。幸にして故井上文相以來我が國に於ても實業學校獎勵の結果、全國に於ける校數も増加して以來漸次今日の盛大を約し且つ世人も大に斯學の必要を認むるに至つた。然し余の觀を以てすれば其の學校の如きも未だ猶ほ多しといふことは出來ない。且つ學校教育が我が實業界に及ぼせる効果の如何なるものあるかに思ひ至つては余は現狀に對して充分の樂觀を呈することは出來ぬ。爰に今又明治四十二年の壁頭に於て實業教育改革の急務を呼號するの必要を感ずるのである。

抑も我國の實業學校々數の近年著しく増加せるに關らず其効果の微々として振はないのは何に原因するものであらうか。余は此の不振の原因を、實業教育の方法宜しきを得ざるの故ではないかと思ふ。余が唱導し來り、今尚ほ希望する處の實業學校なるものは、現今の文部省にて獎勵しつゝある學校とは根本に於て異なる處がある。即ち同名異物である。余は近き將來に於て實業學校制度の大改革を起したい。而して現今の實業學校經營に大變化を與へねばならんと思ふ。第一從來の各種専門の實業學校は經營上多大の經費を要しつゝある。故に先づ是が經費を減小する事、第二に修業年限が長過ぎる。此の經費節減と修業年限短縮是等が先づ最要の緊急問題と思ふ。總て我實業學校は常に經濟上の苦痛を感じて居る。斯は何の爲であるかといふと、實業學校とさへ云へば必ず實習場を附設するからである。先づ工業學校を見ても生徒は學校に於て木を切り、或は金物を鑄、其他織物陶器等の製造に就業する様は恰も民間の職工の如き觀がある。斯く各校必ず實習場を附設して生徒に實地演習を爲さしむるのであるが、特に高等工業學校の如きは殆ど各種の實習場を有して居る。之が爲には高價なる歐米の器械も備へ、高給を拂つて外國から職工まで雇つて居る。是等に要する費用といふものは中々小額でない。之が爲に實業學校の經濟上の苦痛が起るのである。新に實業學校を起さんとして躊躇するのも實習場附設のためである。斯く厄介な實習場を何故附設したてはならぬだらう。或は十數年前の幼稚なる我が工業界であつたら、學校が模範的の實習場を設けるのは當然な事であるが、然し今日に於ては決して其の心配は不用である、何時まで實際的の活社會が幼稚で居られやう。今や、實際の社會は學校の實習場を目して疊の上の水練と云ふて居る。現今學校に於ける實習が果して疊の上の水練であるや否やは余は知らない。然し實際活社會は日々進歩革新して居るのであつて、製造器械の如き寸時も歐米の新文明より遅れては居ない。又遅れて居ても間に合ふ程實社會は吞氣なものでない。各種の工業會社は既に立派な器械を盛に使用してをるのであつて、是等の器械は幾ら完全な學校でも屢々新た

に備へる事は出來ないものである。故に學校では十年前に購入した器械を何時までも後生大事に使用して居るが、實際界ではそれより幾等か上の精巧斬新な物を用ひて居るのである、學校の實習場が實業社會の模範的たりし時代は既に過去の夢である。

然し學校の實習場から少數ながら精巧なる製品を出す。是が學校の模範的なる所以であらうか、學校から出る精巧な製品といふが是は時間と金を顧みないで造るからである。即ち算盤を持たないで造つた品である。是は恰度昔の大名が天下の良工を集めて金と時とを惜まずして得た處の製品と殆ど異らない。若し美術品なら或はそれで好いかも知れぬ。然し美術學校と實業學校とを同一に視る事は出來ぬ。實業學校は飽くまでも算盤主義である。經濟を度外視した製品は決して一國實業界に貢獻すべき価値あるものでない、斯の如き無價値な實習場を備へて居なければ實業學校と言ふ事は出來ないとは不思議千萬である。

獨逸國では無論各種の實業學校が澤山あるが、學校に實習場を備へて實地を教へて居る處は殆どない、我國の實業學校とは全く趣を異にして居る。獨逸の實業學校は唯學問のみを教へてをる。是が我國と異なる處である。我が國では生徒が實業學校に入學してから始めて實地を習ふのであつて卒業後は直に之を利用してをる。是に反し獨逸の實業學校の入學生は先づ普通程度の學校を卒業して後一二年間自分の望む實地に從事する而して後始めて實業學校に入學するのであつて、實地を踏んでゐない者は實業學校に入學の資格が無いのである、それで愈々實業學校に入學したら實地演習はやらぬで理論のみを習ふ。隨つて生徒の修業年限も短くて終むし、學校も實習場の設備を要しないから經費も少なくて済むのである。教員は亦必ず實地の経験家のみを採用して居る。此の如き制度は實に効果の擧る所以にして、今日獨逸の製造工業が盛なる理由も故ありである。

斯の如く獨逸の實業學校では實地は凡て活社會に任して、學校では之を進歩發達せしむる理論のみを教へて居る。之が故に彼の學校を卒業したものは立派なる技術者として或は職工として大に社會から歡迎せらるゝのである。然も佛國は國は豊富であるから立派な模範的な實習場も設け得らるゝだらうが、我が國では佛國の眞似は出來ぬ又それを眞似る必要もない。現に獨逸國の如きは前述の方法で非常なる好結果を收め其實業界に貢獻して居る事は絶大なものである。故に近來歐洲の他の諸國に於ても漸次獨逸の實業教育方法に倣ふやうになつた。我國に於ては種々の事情の爲めに今直に之が改革を行ふことは困難であらうが然し余は之が根本的改革の一日も速かならんことを望むのである。

寺田勇吉氏は我國實業教育の先覺にして井上毅、手島精一等と共に我國工業教育の恩人として永く記念せらるべき人物であるが、當時既に我國工業教育の痼疾とするところを達觀し、工業教育をして飽く迄産業的立場に立脚して組織經營せらるべく、その改革の急務を痛論しつゝあるは敬服に値するものと云ふべきである。



### 第五章 實業教育機關

#### 第一節 實業專門學校

##### 一 農業教育

##### 一 札幌農學校

明治二十八年より文部省に移管せられ、越えて三十二年、農藝傳習科を農藝科と改稱し、五月更に校則を改め土木工學科の入學資格を高めて中學校三學年修了程度とし、更に森林科を増した。翌三十三年九月、本科學科表中の隨意科（英文學、獨乙語、森林學大意、水産學大意、及細菌學）を改めて正科とした。

明治三十四年八月、土木工學科及び森林科の入學資格を中學卒業程度とし、明治三十六年二月、實業學校令の改正に基き實業專門學校となつた。

明治四十年二月、水産學科を設置した。此事は遠く明治二十六年二月教官會議に於て提案せられしものであるが十餘年後に至て漸く實現したものである。

##### 二 東京農科大學實科

東京帝國大學農科大學に於ては明治二十三年、實務者養成の目的を以て農學科、林學科、獸醫學科に夫々乙科を設置したが、當時中等教育未だ發達せず、尋常中學校卒業程度を以て入學資格とすれば到底豫定人員を得難きにより、止むを得ず教養低きものでも入學せしめたが、之等は農、林、獸醫學の如き専門教育を施す上に困難を感ずること尠からず、且つ乙科程度を以てしては學術的素養不完全なるを免れずとの理由を以て明治三十二乙之を廢し實科を設置した。

實科は之を分けて農學實科、林學實科、獸醫學實科の三科となし終業年限三年年齢滿十七歳以上中學卒業程度を入學資格とし、半數は田畑五町歩若くは未墾地十五町歩を有する者又は其子弟を入學せしむることとした。學科目左の如し。

農學實科 物理學及氣象學 化學 植物學 動物學 地質學 畜産 作物 土壤學 肥料 植物病理學 園藝學 養蠶論 畜産學 家

畜飼養論 農産製造學 獸醫學大意 林學 農場實習

林學實科 幾何及三角術 物理學及氣象學 地質學及土壤學 經濟學 森林植物學 森林測量 森林數學 化學及林産製造學 森林

動物學 法律大意及森林法律 森林測量實習及製圖 財政學 森林數學 造林學 化學及林産製造學 森林經理學 林政學 森林保護

學 森林管理 森林測量實習及製圖 森林數學實習 化學及林産製造學實習 農學大意 狩獵術 造林學實習 森林經理學實習

獸醫學實科 化學 解剖學 組織學 生理學 藥物學 蹄鐵法 外科手術學 蹄病論 病理通論 解剖學實習 畜産法實習 家畜管

理實習 畜産學 外科學 蹄病論 寄生動物學 衛生學 胎生學 内科學及治療論 病體解剖學 家畜飼養論及酪農論 農學大意 外

科手術實習 病院實習及内外科診斷法 調劑法實習 動物疫論 獸醫警察法 眼科學 馬學 微菌學 乳肉検査法 病體組織及微菌

乳肉検査法 牧場實習及植物採集

##### 二 東京農科大學附屬農業教員養成所

明治三十二年三月三日文部省第十三號を以て、實業學校教員養成規程發布せられ、規程第一項に基き、農科大學内に農業教員養成所を設置し、同年四月一日を以て開所した。尋いで明治三十五年三月二十七日勅令第九十六號に依り農業教員養成所は農科大學附屬となり、農科大學附屬農業教員養成所規則を制定し、農科大學長の管理に屬することとなつた。農業教員養成所に入學し得べき者は、年齢滿十七歳以上にして、師範學校、中學校若くは之と同等以上の實業學校の卒業者たるべく、修業年限一ヶ年、學科目は倫理、農業汎論、農業化學、耕植、畜産、農業經濟、教育學、教授法、體操と爲し、生徒は一ヶ月金六圓以内の學費を支給せられ、卒業の日より二ヶ年間文部大臣の指定する教職に就くべき義務を有する。その學科目を左に掲げる。

理論 農業汎論 農藝化學 耕種 畜産 農業經濟 教育學 教授法 體操 實驗 農場實習 實地授業  
師範學校卒業生ヲ募集シタル場合には教育學三時を欠き體操二時を減し耕種三時又雙産を一時に増す。

明治四十年四月、規則を改正し從來農業補習學校教員の養成を以て目的としたるを改め農業學校教員を養成することとし、師範學校若くは甲種以上の農業學校を卒業したる者を入學せしめ、修業年限を二ヶ年と爲し、學科目を左の如く改めた。



改正學科目 倫理及教育 農業汎論 農業經濟 養蠶及畜産 耕種(作物 園藝農具 森林) 作物病蟲害 農藝化學 農業教授法  
體操 英語(隨意) 實驗 農場實習 實地授業

三 東京高等蠶糸學校

明治十九年十月	蠶病試驗場
同二十一年四月	蠶業試驗場
同二十二年三月	農務局假試驗場蠶事部
同二十三年四月	蠶業講習所
同二十四年三月	東京蠶業講習所
同二十五年四月	東京高等蠶絲學校

明治以降政府に於て蠶業上に關する試験及傳習の事業を經營したのは明治七年三月内務省勸業寮所轄内藤新宿試驗所内に蠶業試験掛を設けたるを以て嚆矢とす。尋て蠶業學校設置の計畫ありしも同十二年五月に至り該試驗場廢止せられたるため其事遂に成らず、以來中央政府は蠶絲業に關する試験傳習の事業を中絶するに至つた。然るに會て伊佛諸邦の蠶業に害毒を逞ふせる微粒子病は當時本邦に於ても亦其慘禍を被らんとするの兆あるを發見したるに依り、農商務省は之れか撲滅豫防の方法を講究するの必要を認め、明治十七年四月東京府麹町區内山下町に蠶病試驗場を設け、微粒子病に關する各種の試験に着手した。右試験成績に依り本邦養蠶の微粒子病の爲め收穫を減殺せらるゝこと頗る夥多なるを知つた結果、此年(明治十九年)九月を以て蠶種検査規則の發布を見るに至つた。而して之れか検査員養成の必要を生じ、同十月二十四日前記蠶病試驗場を東京府下北豐島郡西ヶ原に移し該検査法の傳習を開始し、傍ら蠶業に關する一般學術の傳習を行ひ養蠶上一般の學理及實地の試験研究を行ふこととした之れ即ち本校の起源である。

以上の外明治十九年蠶種検査法發布の當時、検査員の不足を補ふ爲め蠶種検査法檢定試験の法を設け合格者に檢定書を付與し、又明治三十年前後の交に及び本邦の蠶業特に夏秋蠶業の進歩發達極めて急速なるに隨ひ、蠶病蔓延の弊漸く多く消毒法普及の必要甚だ切なるを認め此等指導獎勵の任に當るべき者を養成する目的を以て明治三十四年より三十六年に至る三ヶ年間毎年一回各府縣より講習生五十名宛を募集し蠶病消毒講習を開き同法に關する學理、實地の講習をした。而して蠶病消毒の普及は「フォルマリン」の需用を増加したが、之れが良否の識別困難で往々不良品の爲め消毒効果を完うすること能はざるものあるを認め、明治三十九年及四十年に於て二回短期講習を開始し「フォルマリン」檢定法の講習を行

ひて技術者を養成した。又地方製絲場に於ける監督指導者に對し學理の一般を諒得せしむるは斯業の改色を圖る上に甚だ緊要なるを認め明治四十年より大正三年まで毎年一回短期講習を開設し製絲法其他必要な學科目を教授した。

明治二十年蠶業試験場ト改稱、二十三年傳習の程度を高め學期を延長し、専ら地方養蠶教師又は巡回教師たるべきものを養成することとし、二十九年蠶業講習所官制發布せられ、茲に改めて蠶業講習所と稱し、規模を擴張し設備を整へ巡回講話、蠶種配布、質問應答等の業務を新設し以て直接當業者を指導裨益する方法を講じ、又傳習は其程度を高め本科、(二ヶ年修了)別科(六ヶ月修了)とし、別に研究科を設けた。三十五年更に其規模を擴張し製絲業に關する種々の試験研究を行ふと共に、斯業指導或は經營の任に當る者を養成するの目的を以て講習規程を改正し、新たに製絲の講習科(男生本科、女生本科及女生別科)を特設し、而して從來の講習科は之を養蠶講習科に改めた。三十八年養蠶部別科を廢し本科男生(養蠶製絲の二科共)の講習程度を高め中學校卒業程度を以て入學資格とし其修業年限を三ヶ年に延長し、四十二年別に夏秋蠶部の一部を新設し之を長野縣松本市に置き、専ら夏秋蠶に關する試験研究に従事することとした。四十五年(大正元年)農商務省は原蠶種製造所を設立し原蠶種の製造及蠶絲業に關する試験及調査を行ふこととなり、隨て夏秋蠶部並に試験部の事業は原蠶種製造所に移屬し、本校は専ら生徒教養の任に當り兼て斯業に關する研究を行ふこととなりたるを以て、此年四月本校は更に其組織を變更し、同時に講習に關する諸規程を改善し學科目の改廢並に學年學期等の變更を行つた。

大正二年六月十三日文部省所管に移り、三年四月東京高等蠶絲學校と改稱し、同時に養蠶科、製絲科及製糸教婦養成科の三科とし且つ學科目の改廢を行つた。大正八年五月規則を改正し養蠶科を第一部第二部の兩部に分ち、又別に養蠶實科(一ヶ年修了)を設け次年度より實施した。十二年十月規則を改正し本科學科を養蠶學科、栽桑學科、製絲學科、と改め且つ學科目の改廢を行ひ同時に無試験檢定入學志願者の資格を中學校出身者に限定せず實業學校出身者をも同等に取扱ふことに改め、十四年養蠶實科入學志願者の資格を農業學校卒業以上と改めたり。昭和三年此年五月本科規則の一部を改正し又十一月に於て製絲教婦養成科入學志願者の資格を高等女學校卒業者を主とすることに改め、昭和八年本科規則中學校課程の改正を行ひ又從來の三學期制に改め授業時數を増加したる外養蠶實科規程中一部を改正し製絲教婦養成科を製絲教婦科と改めた。



現行學科目

- 一、養蠶學科
  - (講義ノ部) 修身 體操 法制及經濟學 教育學 英語 獨語 數學 觀測整理論 物理學 氣象學 化學 動物學 應用昆蟲學 植物學 植物病理學 微生物學 微生物化學 實驗遺傳學 蠶體解剖學及蠶體生理學 蠶體病理學 蠶體衛生學 養蠶學 蠶種學 蠶品種學 蠶繭論及纖維論 土壤學及肥料學 栽桑學 製絲學 農學大意 蠶絲業史 蠶絲業政策及法規 農蠶業經營學 特別講義 殖民講話(實驗實習の部) 化學實驗 動物學及應用昆蟲學實驗 植物學及植物病理學實驗 蠶體解剖學及蠶體生理學實驗 微生物學及蠶體病理學實驗 實驗遺傳學實驗 養蠶實習 蠶種製造實習 蠶種學實驗 栽桑實習 繭實驗及製絲實習 特別實驗 調査研究
- 二、栽桑學科
  - (講義ノ部) 修身 體操 法制及經濟學 教育學 英語 獨語 數學 觀測整理論 物理學 氣象學 化學 動物學 應用昆蟲學 植物學 植物生理學 植物病理學 微生物學 生物化學 實驗遺傳學 地質學及土壤學 肥料學 桑樹種苗學 栽桑學 桑品種論 桑樹病蟲害防除論 蠶體解剖生理及蠶體病理學 養蠶學 蠶種學 製絲學大意 作物及園藝學 農業工學及測量學 農學大意 蠶絲業史 蠶絲業政策及法規 農蠶業經營學 特別講義 殖民講話
- 三、製絲學科
  - (講義ノ部) 修身 體操 法制及經濟學 教育學 英語 佛語 數學 觀測整理論 物理學 化學 簿記及會計學 商事要項 應用力學及機械學 機械設計 絹絲物理學 絹絲化學 纖維學 養蠶學 製絲原料論 繭乾貯藏論 製絲用水論 煮繭論 繰絲論 生絲整理及檢查論 野蠶繭及屑整理論 工場管理論 工場衛生論 生絲貿易論 蠶絲業史 蠶絲業政策及法規 製絲業經營學 精練及色染 繰絲及機械 絹絲紡績 殖民講話
- (實習實驗の部) 化學實驗 應用昆蟲學實驗 植物學實驗 植物生理學及栽桑學實驗 植物病理學實驗 園場實習 桑樹病蟲害防除實習 蠶體解剖及蠶體病理學實驗 養蠶實習 蠶種製造實習 測量實習 特別實驗 調査、研究

- 四、養蠶實科
  - (講義ノ部) 修身 法制及經濟 教育學 生物學概論 實驗遺傳學 蠶品種論 蠶體解剖及生理論 蠶體病理論 養蠶論蠶種論 蠶繭論 土壤及肥料學 桑樹病蟲害論 栽桑論 製絲論 蠶絲業史及法規 蠶業經營論
- (實習實驗の部) 繭實驗 化學實驗 製圖 繭實驗 製絲實習 工場實習 生絲實驗 養蠶實習 計算演習 調査 研究

四 京都高等蠶業學校

明治三十二年六月 京都蠶業講習所(農商務省)  
 大正三年四月 京都高等蠶業學校(文部省)  
 昭和六年三月 京都高等蠶絲學校

明治三十二年三月勅令第八十九號を以て蠶業講習所官制を改正蠶業講習所を全國二箇所に設置し、六月農商務省告示第六十一號を以て蠶業講習所の名稱及位置を公布し、本所を京都蠶業講習所と稱す。

三十三年三月開所式を舉行し三十五年講習規則を改正し一般入學志願者の資格を高め三十八年講習生の在學期間を延長して學習の範圍を擴め而して又試験及調査の如きも主として實益に近縁ある事項を選び其の方法を益精密にし以て成績の確ならしむることを期した。四十一年六月講習規程を改め男生本科、別科の外新に女子部を設け女子に對する蠶業教育を施し四十二年五月講習規程を改め講習生を本科男生本科女生別科男生と稱す。大正十三年別科を蠶業實科と改む實科は短期間に蠶業に關する専門の學術技藝を授くるを目的とし修業年限を一年とした。大正二年蠶業講習所官制を改正し蠶業講習所を文部大臣の管理とし大正三年京都高等蠶業學校として文部省直轄學校一のに加へらる。

現行學科目

- 一、養蠶學科
  - (講義ノ部) 修身 體操 數學 英語 法制及經濟 動物及應用昆蟲 植物及植物病理 物理及氣象 化學 生物化學 土壤及肥料 栽桑 遺傳 蠶體解剖及蠶體生理 蠶體生理及微生物 育蠶 蠶種 製絲 蠶繭及纖維 農學 農蠶業經營 農蠶業通論 農蠶業法規 教育 特別講義 獨語又は佛語 生物物理 膠質化學 紡績 農業政策 經濟事情 植民政策



(實驗實習の部) 動物及應用昆蟲實驗 植物及植物病理實驗 化學實驗 蠶體解剖及蠶體生理實驗 蠶體病理及微生物實驗 育蠶實習  
蠶種實驗及實習 製絲實習 農場實習 測量 特別實驗

二、蠶種科

(講義の部) 修身 體操 數學 英語 法制及經濟 動物及應用昆蟲 植物及植物病理 物理及氣象 冷藏 化學 生物化學 土壤及肥料 栽桑 發生 遺傳 蠶體解剖及蠶體生理 蠶體病理及微生物 育蠶 蠶種 蠶品種 製絲 蠶種業經營 農學 農業經濟 農業通論 農業法規 教育 特別講義 獨語又は佛語 生物物理 膠質化學 農業政策 經濟事情 植民政策  
(實驗實習の部) 動物及應用昆蟲實驗 植物及植物病理實驗 化學實驗 蠶體解剖及蠶體生理實驗 蠶體病理及微生物實驗 育蠶實習 蠶種實驗及實習 蠶卵解剖實驗 製絲實習 農場實習 特別實驗

三、製絲科(昭和六年設置)

(講義の部) 修身 體操 數學 英語 法制及經濟 化學 絹絲化學 色素化學 織物通論 織物原料 撚絲及機械 精練漂白及色染 紡績 物理 應用力學及機構學 熱機關 水力機械及電氣工程 工場建築 工場管理及工場衛生 蠶學 製絲 乾繭及貯繭 生絲整理 及生絲検査 製絲業經營 生絲貿易 商事項 簿記及會計 教育 特別講義 獨語又は佛語 農業經營 農業政策 工業政策 農學 統計 經濟事情 植民政策

(實驗實習の部) 化學實驗 物理實驗 機械設計及製圖 熱機關實驗 工場實習 製絲實習 繭及生絲實驗 撚絲及機械實習 色染實習 習紡績實習 育蠶實習 校外實習

四、養蠶實科

(講義の部) 修身 公民科 農業氣象 土壤及肥料 遺傳 蠶業通論 蠶體解剖及蠶體生理 蠶體病理 栽桑 桑樹病蟲害 育蠶 蠶製絲 農業法規 教育  
(實習實驗の部) 蠶體解剖及蠶體生理實驗 蠶體病理及蠶種検査實驗 消毒實驗 蠶種實驗及實習 蠶實習 農場實習 製絲實習

五 盛岡高等農林學校

明治三十五年三月二十七日勅令第九十八號に依り設置せられ三十六年四月開校農學、林學及獸醫學三科を置き後農藝化學科を増設した。修業年限各三年である。

農學科、倫理 作物 畜産及馬學 養蠶 肥料 地質土壤及土地改良 農具 園藝 農産製造 經濟學 農業經濟及農政 法律大意  
數學 測量及製圖 物理及氣象 化學及分析 動物及昆蟲 細菌學 植物 外國語 體操 實習  
林學科、倫理 造林及保護 森林數學及經理 森林利用及林産製造 森林土木 經濟學 財政學 林政及木材商況 森林管理及現行法規 法律及行政大意 數學 森林測量及製圖 物理及氣象 化學及分析 森林動物及昆蟲 森林植物及樹病 地質及土壤 狩獵 農學大意 外國語 體操

獸大醫學科、倫理 解剖及組織 生理 藥物及調劑法 病理通論 内科 外科及眼科 胎生學 産科 畜産 蹄鐵及蹄病 衛生及細菌寄生動物 死體解剖 馬學 獸醫警察 農學大意 物理及氣象 化學及分析 動物 外國語 羅典 體操 實習

其後學則に數次の改正を加へ現在に於ける學科目表左の如し。

農學科

(講義の部) 修身 教育學 體操 英語 獨逸語 數學 物理學 氣象學 農具及機械學 農業土木學 測量學 動物及昆蟲學 養蠶學 畜産製造學 家畜飼養學 遺傳學及育種學 植物學及植物病理學 作物學 園藝學 地質及土壤學 肥料學 農産製造學 化學及分析 經濟學原論 法學通論 農業經濟學 農政學 農業法規 植民政策 林學通論 特殊講義  
(實習及實驗の部) 物理學實驗 化學實驗 動物學實驗 昆蟲學實驗 植物學實驗 植物病理學實驗 養蠶學實驗 畜産學實驗 作物及園藝學實驗 測量實習 農業經濟演習 農場實習 特殊實驗

農藝化學科

(講義の部) 修身 教育學 體操 英語 獨逸語 數學 物理學 氣象學 應用機械學 動物學 病蟲害論 畜産學 畜産製造學 家畜飼養學 植物學 作物學及育種學 園藝學 細菌學 礦物及地質學 土壤學 肥料學 無機及有機化學 分析化學 物理化學 生理化學 食品化學 工業化學 農産製造學 經濟學原論 法學通論  
(實習及實驗の部) 物理學實驗 動物學實驗 化學實驗 植物學實驗 土壤學實驗 細菌學實驗 農産製造學實驗 農場實習 特殊化學實驗

林學科

(講義の部) 修身 教育學 體操 英語 獨逸語 數學 應用力學 物理學 氣象學 測量學及製圖 森林土木學 砂防工學 測樹學 林價算法及森林校利學 森林經理學 造林學 森林利用學 林産製造學 植物學 樹木學 樹病學 森林動物學 狩獵學 森林保護學 造園學 地質學及土壤學 化學及分析 經濟學原論 財政學 法學通論 森林法規 林政學 行政學及森林管理學 農學汎論



(實習及實驗の部) 化學實驗 植物學實驗 測樹學實習 測量實習 造林實習 森林利用實習 森林土木及砂防工學實習 森林經理學實習 林産製造實習 森林化學實習

獸醫學科

(講義の部) 修身 教育學 體操 英語 獨逸語 解剖學 組織學 胎生學 生理學 藥物學 病理總論 病理解剖學 寄生動物學 內科學 傳染病學 診斷學 外科學 蹄病學 產科學 牛病學 細菌及免疫學 衛生學 獸醫警察學 馬學及馬政學 裝飾學 畜産學 畜産製造學 家畜飼養學 法學通論 農學汎論 化學及分析 臨床講義 (實習及實驗の部) 健體解剖實驗 組織實驗 生理實驗 藥物實驗 病理實驗 病體解剖實驗 外科手術實習 裝飾實習 細菌實習 獸醫警察實習 馬學實習 畜産實習 畜産製造實習 化學實驗 牧場實習

農業實科

農業實科は實地に經營し又は農事を指導し以て農村を振興せしめんとするものに必要なる學術技藝を授くることを本旨とし修業年限一年。農業學校(尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年若は之と同等以上の農業學校を卒業したる者)卒業を以て入學資格とす。學科目は

修身及公民科 教育學 國語 作物學及育種學 畜産學 養蠶學 植物病蟲論 土壤肥料學 農具學 法學通論 農業法規 經濟學原論 農業經濟學 農産製造及食品化學

七 鹿兒島高等農林學校

明治四十一年三月三十日勅令第六十八號に依り設置せられ農學科及林學科を設け九月開校した。修業年限各三年としたが、その後數次の改正を経養蠶學科、農藝化學科の二科を加へた。創立當時に於ける學科目左の如し。

農學科 倫理 作物 園藝 地質土壤及土地改良 肥料 農具 測量及製圖 畜産 獸醫學大意 養蠶 農産製造 農業經濟及行政 殖民政策 法律及經濟 物理及氣象 化學 分析化學 動物及昆蟲 植物及植物病理學 植物營養論 細菌學 林學大意 教育學 外國語 體操 實習  
林學科 倫理 造林及保護 森林數字及經理 森林利用及林産製造 森林土木 經濟學 財政學 森林政策及木材商況 森林行政及現行法規 法律及行政大意 數學 森林測量及製圖 物理及氣象 化學及分析 森林動物及昆蟲 森林植物及樹病 地質及土壤 狩獵 農學大意 外國語 體操 行政事務見習 實習及演習  
現行學科目

農學科(第一節)

(講義の部) 修身 體操 外國語(英語 獨語) 物理學及氣象學 化學 生物化學 動物學 昆蟲學 植物學 植物病理學 微生物學 經濟學 法律及行政 農學總論 地質學及土壤學 肥料學 育種學 作物學 園藝學 景園學 畜産學 家畜飼養學 養蠶學 農産製造學 畜産製造學 農業經營學 農政學 農業歷史及地理 測量學 農業工學 機械工學 林學 熱帶農業 植民政策 教育學 (實驗實習の部) 物理學實驗 化學實驗 動物學實驗 植物學實驗 植物病理學實驗 微生物學實驗 農學實驗及演習 測量實習 農場實習 夏期實習

農學科(第二節)

(講義の部) 修身 體操 外國語(英語 獨語) 動物學 植物學 遺傳學 法律大意 生物化學 昆蟲學 植物病理學 微生物學 科學 作物學 園藝學 景園學 畜産學 養蠶學 農業經營學 熱帶農業 植民政策 教育學 (實驗實習の部) 化學實驗 動物學實驗 昆蟲學實驗 植物學實驗 植物病理學實驗 微生物學實驗 農場實習 夏期實習

林學科

(講義の部) 修身 體操 外國語(英語 獨語) 數學 物理學及氣象學 應用力學 化學 地質學及土壤學 昆蟲學 植物學 植物病理學 經濟學 法律大意 行政大意 森林測量學 森林學及森林保護學 熱帶農業 景園學 森林利用學 森林製造學 森林土木及治水學 機械工學 森林數學 森林經濟學 森林法律及森林管理學 森林經濟及林政學 教育學 財政學 植民政策 農學 狩獵術 特別講義 (實驗實習の部) 物理學實驗 化學實驗 植物學實驗 特別實驗 測量實習 造林實習 森林利用實習 森林土木實習 森林數學及經理實習 演習林實習 森林實務見習

養蠶學科

(講義の部) 修身 體操 外國語(英語 佛語) 數學 物理學及氣象學 化學 動物學 植物學 經濟學 法律大意 昆蟲學 植物病理學 理學 微生物學 遺傳學 土壤學及肥料學 生物化學 蠶業汎論 栽桑學 養蠶學 蠶體解剖學及蠶體生理學 蠶種學 蠶體病理學 殺蛹乾繭論 製絲學 蠶絲化學 蠶繭纖維論 農學總論 農業經營學 作物學 園藝學 畜産學 農政學 教育學 植民政策 特別講義 (實驗實習の部) 物理學及氣象學實驗 化學實驗 動物學實驗 植物學實驗 微生物學實驗 養蠶學實驗 蠶體解剖學實驗 蠶體病理學實驗 製絲學實驗及實習 養蠶實習 桑園實習 農場實習

農藝化學科

(講義の部) 修身 體操 外國語(英語 獨語) 物理學及氣象學 數學 無機化學 有機化學 理論化學 分析化學 礦物學及地質學



動物學 植物學 經濟學 法律大意 農學總論 微生物學 土壤學 肥料學 作物學 園藝學 畜產學 生物化學 食品化學 化學工業通論 家畜飼養學 農產製造學 畜產製造學 農業經營學 機械工學 農政學 植民政策 教育學  
 (實驗實習ノ部) 化學實驗 物理學實驗 動物學實驗 植物學實驗 微生物學實驗 農產製造學實驗 農場實習 夏季實習

八 千葉高等園藝學校 本校は元千葉縣立園藝學校と稱し、明治四十二年の創立に係る。大正三年四月名稱を千葉縣立高等園藝學校と改め、十三年三月文部省告示第五百五十二號を以て中等學校農業科教員無試驗檢定資格を附與せられ、昭和四年五月文部省に移管せられ千葉高等園藝學校と改稱した。創立當時に於ける學科目は左の如し。

倫理 英語 體操 園畫 化學 普通作物栽培論 土壤及肥料 氣象學 植物生理學 園藝通論 蔬菜論 果樹論 觀賞植物論 庭園論 園藝品利用論 販路及荷造論 有害動物論 植物病害論 養蠶養豚及養蜂 測量學 農業經濟及法規 作物原論 顯微鏡使用實驗 分析 園藝品加工實習 園場實習 卒業論文。

現行學科目  
 (講義ノ部) 修身 英語及獨逸語 體操 園畫 化學 分析化學 植物學 觀賞植物學 果樹園藝學 普通及特用作物栽培論 育種學及遺傳學 植物病理學 昆蟲學 肥料學 地質及土壤學 氣象學 農具學 農業土木學 測量學及製圖學 造園學及都市計畫論 美學及建築學大意 園藝生産物利用論 養畜學大意 農業經濟及農政學 法學通論 教育學 植民論 植物學特別講義  
 (實驗及實習ノ部) 化學實驗 植物學實驗 植物病理學實驗 昆蟲學實驗 測量及製圖實習 造園實習 園藝生産物加工實驗 植物學特別實驗 園場實習。

九 上田蠶絲專門學校

明治四十三年の創立に係り先づ養蠶製糸の二科を置き中學校卒業及甲種實業學校卒業程度を入學資格とし(志望學科と同種類又は類似學科を修めたる者) 大正八年絹糸紡績科を増設す。修業年限各三年である。創立當時の學科目は

養蠶科  
 (講義ノ部) 修身 數學及測量 動物學 植物學 物理學 氣象學 化學 生理化學 法制及經濟簿記 農業經濟 土壤學及肥料學 昆蟲學(昆蟲學大意及養蠶ニ關スル害虫) 微生物學 農學大意 蠶業汎論 養蠶種(家蠶野蠶) 蠶種學 桑樹論 蠶體生理學及蠶體解剖論 蠶體病理學及消毒論 蠶維論 製絲法 殺蛹乾繭及貯繭論 園畫 外國語 體操。  
 (實習ノ部) 蠶兒飼育 顯微鏡使用法 蠶體解剖及病理 製絲 殺蛹 乾繭 貯繭 蠶種審査 繭並生絲審査 桑樹栽培 消毒法 野

蠶飼育 動物實驗 化學及物理實驗 蠶具製造 卒業論文。

絲科  
 (講義ノ部) 修身 數學 物理學 應用力學 化學 機械工學大意 製絲機械論 法制及經濟 簿記 製絲業經濟 工場管理及衛生論 商事要項 農學大意 蠶業汎論 蠶桑論 殺蛹 乾繭及貯繭 製絲學 蠶維論 撚絲及紡績 色染 機械 園畫(主トシテ機械製圖) 外國語、體操。  
 (實習ノ部) 顯微鏡使用 繭及生絲審査 殺蛹 乾繭 貯繭 化學實驗附水質検査 製絲 撚絲 紡績 裝束及荷作 色染 機械 屑物整理 製圖 蠶兒飼育 物理實驗 工場管理 蒸繭液採取 購繭 卒業論文。

現行學科目

養蠶科  
 (講義ノ部) 修身 體育 英語 佛蘭西語又ハ獨逸語 物理學及氣象學 化學 數學 動物學及昆蟲學 植物學 農學法制及經濟學 農業經濟學蠶絲經濟論及簿記 微生物學 蠶體病理學 栽桑學 養蠶學及蠶業汎論 遺傳學 蠶種學 蠶體解剖及生理學 土壤學及肥料學 生理化學 蠶維論 製絲學及乾繭論 蠶業化學 電氣工學大意 植民講話 特別講義。  
 (實習實驗ノ部) 物理學及氣象學實驗 化學實驗 動物實驗 植物實驗 園場實習及測量 蠶兒飼育 蠶種學實驗 蠶種製造實習 蠶體病理及微生物實驗 蠶體解剖及生理實驗 蠶業化學實驗 蠶維學實驗 製絲及乾繭實習 特別實驗 卒業製作又ハ調査研究報告

製絲科  
 (講義ノ部) 修身 體育 英語 佛蘭西語又ハ獨逸語 物理學 化學 數學 機械工學(力學機構學 材料強弱學 熱機關學 水力機械學 機械工作) 電氣工學 養蠶論 製絲原料論 乾燥論 製絲學 生絲整理及生絲検査論 工場管理論 製絲經濟學 生絲貿易論 法制及經濟學 統計學及工業簿記 絹絲化學 紡績原料論 紡績論 特別講義 植民講話。  
 (實驗實習ノ部) 物理學實驗 化學實驗 機械設計及製圖 蠶兒飼育 乾燥實習 生絲整理及生絲検査實習 紡績實習 製絲實習 繭検査 工場管理 校外實習 絹絲化學實驗 卒業製作又ハ調査研究報告。

絹絲紡績科  
 (講義ノ部) 修身 體育 英語 佛蘭西語又ハ獨逸語 物理學 化學 數學 機械工學(力學機構學 材料強弱學 機械工作 原動機 唧筒) 電氣工學 紡績原料論 紡績各論 紡績原論 撚絲及機械論 機械論 織物組織學 色染論 織物仕上論 乾燥給濕論 工場法 工業經濟 工業簿記 精練漂白論 蠶絲論 莫大小論 絹絲化學 物理演習 膠質化學 植民講話。



(實驗實習ノ部) 物理學實驗 化學實驗 機械設計製圖 圖案 機械工作電氣工學莫大小實習 紡績實習 摺織實習 織物分解 染色  
 實習 製絲實習 絹絲化學實驗 校外實習 卒業製作又は調査研究報告。  
 製絲教養生所

製糸業の教養たるべきものに必要なる教育を施すを目的とし修業年限二ケ年とす、高等女學校卒業程度又は高等小學校卒業後一ケ年以上製糸業に従事しその成績優秀な者を收容す。

(講義ノ部) 修身作法 國語作文 數學 物理及化學 電氣及機械學大意 關係法規 原料論 乾繭貯蓄論 製絲論 生絲整理及検査  
 論 屑物整理論 工場管理論 養蠶論 特別講義。(實習ノ部) 製絲實習 繭検査 生絲整理及検査 屑物整理 殺繭乾繭。

一〇 東京高等農學校

明治三十年一月  
 同三十四年七月  
 同四十四年二月  
 大正十四年五月

大日本農會附屬東京農學校  
 大日本農會附屬東京高等農學校  
 東京高等農學校  
 東京農學校

明治二十四年三月育英農學校と稱して東京市麹町區飯田河岸に設立せられたるもので舊幕臣及舊藩士の設立に係り育英會長子爵榎本武揚氏を校主とした。明治二十六年五月農學校を獨立せしめて東京農學校と改稱。二十七年十月榎本子爵は學校を育英會より譲り受け獨力を以て經營したが、三十年一月學校を擧げて大日本農會に譲渡し是より大日本農會附屬東京農學校と稱し、三十一年東京府澁谷町常磐松御料地を拜借して校舍を建築し十月移轉を了し皇室の特殊なる恩恵の下に本學の基礎を確立することを得た。

明治三十四年七月大日本農會附屬東京高等農學校と改稱し、三十六年八月專門學校令に依り學則を改正、四十一年二月東京高等農學校と改稱。次で明治四十四年十一月學則を變更して東京農學校と改稱し、大正十四年五月十八日大日本農會の經營を離れ財團法人東京農學校として大學令に依る大學設立を認可せらる。

明治三十六年專門學校令に依り學則改正、當時の大日本農會附屬東京高等農學校學科課目は

倫理 測量 博物 理化 氣象農具及肥料土壤 作物 畜産及酪農 養蠶 園藝 作物病蟲害 農産製造 法規 農政及經濟 教育心理 林學 獸醫 英語 實習及實驗 卒業論文。

附記

明治四十一年二月大日本農會附屬東京高等農學校ヲ東京高等農學校ト改稱スルモ學科課目ニ變化ナシ。

二 工業教育

一 東京高等工業學校

明治二十三年東京職工學校を改めて、東京工業學校となし、更に明治三十四年「東京高等工業學校」と改稱せられた。是れ本校教育の程度は高等學校に比すべく各地に工業學校の設置ありて本校と混合せらるゝ嫌ひあるを以て本校從來の名稱に「高等」の二字を附加せられたるに他ならず、特にその教育程度を高めたのではない。越えて三十九年十一月には外國生徒豫科規程を設け、外國人にして本校各本科生として入學を欲するものに一年間基礎學科を授け、且つ邦語に熟達せしめ、終末試験に合格したる者を本科に編入することとしたが、三十九年三月特別生規程を設け外國人の入學在學等に關する事項を規定し外國生徒豫科規程を廢止した。

明治四十四年規則を改め染織科の色染機械の二分科を色染科、紡織科とし電氣科の電氣機械、電氣化學の二分科を電氣化學科、電氣科とし各獨立の一科とした。更に大正三年九月工業圖案科を廢し現在生徒の教育を卒業迄東京美術學校に委託することとし、同時に大阪高等工業學校の窯業科廢止せられ本校窯業科に併合することとなつた。その後數次の改正を經昭和四年昇格して東京工業大學となり東京高等工業學校は消滅した。

學科目(明治三十八年)

染織科色染分科、倫理 數學 物理學 化學 機械學 色染 機械 織物原料 織物仕上 圖書及圖案 製圖 織物分解及意匠 工場實習 物理學實驗 化學分析 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操。  
 備考 第一學年及第二學年ニ於ケル倫理ヲ課セサル週間ハ工場實習ニ於テ一時ヲ增加ス以下各學科之ニ做フ。  
 染織科機械分科、倫理 數學 物理學 化學 機械學 機械 色染 織物原料 織物仕上 紡績 紡績機械 圖書及圖案 製圖 織物分解及意匠 工場實習 物理學實驗 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操  
 窯業科、倫理 數學 物理學 化學 礦物學地質學 應用化學 機械學 窯業 圖書及圖案 製圖 工場實習 物理學實驗 化學分析 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操  
 應用化學科、倫理 數學 物理學 化學 礦物學 機械學 製造用機械 冶金學 應用化學 電氣化學 製圖 工場實習 物理學實驗 化學分析 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操。



機械科、倫理 數學 物理學 工作法 應用力學 發動機 特別講義 電氣工學 用器畫 機械製圖 工場實習 物理學實驗 工業經濟 工業衛生 工業簿記 工場建築 英語 兵式體操。 電氣科電氣機械分科、倫理 數學 物理學 電氣磁氣 工作法 應用力學 電氣工學 發動機 用器畫 機械製圖 工場實習 物理學 實驗 工業簿記 工業衛生 工業簿記 工場建築 英語 兵式體操。 電氣科電氣化學分科、倫理 數學 物理學 化學 鑛物學 電氣磁氣 應用工學 電氣工學 機械學 冶金學 電氣化學 製圖 工場實習 物理學實驗 化學分析 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操。 工業圖案科、倫理 化學 圖案法 有機故實 建築裝飾 工藝史 博物 製版化學 自在畫 用器畫 圖案實習 圖案應用 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操。 建築科、倫理 物理學 應用力學 建築用材料 建築沿革 家庭構造 衛生工學 製圖及意匠 圖書 工場實習 物理學實驗 工業經濟 工業衛生 工業簿記 英語 兵式體操。

### 二 大阪高等工業學校

明治二十九年五月十八日勅令第二百二十六號を以て創設せられた。明治三十四年五月十日大阪高等工業學校と改稱す。其の目的は上等職工及職工長の養成にあつたが明治三十二年六月之を工業に従事すべき者に必要なる高等の學術技術を教授することに改正した。

學科は始め機械工藝科、化學工藝科の二科であつたが、明治三十年機械工藝部、化學工藝部の二部とし機械工藝部に機械科を化學工藝部に應用化學、染色、窯業、醸造、冶金の五科を置き、明治三十二年六月造船部を増設し、之に船體、機關の二科を置く。

明治三十六年學部を廢し船體科を造船科に機關科を船用機關科に、明治三十九年五月冶金科を採鑛冶金科に改め同年九月染色科を廢し、明治四十一年二月電氣科を置き大正三年九月窯業科を廢す。修業年限は始め四ヶ年にして入學程度は高等小學校卒業以上と規定されてゐたが、明治三十二年修業年限を三ヶ年に入學資格を中學校卒業程度に改正された。昭和四年四月一日、勅令第三十六號を以て官制公布と共に名稱を大阪工業大學と改め、同日勅令第四十號を以て文部省直轄諸學校官制改正せられ、昭和四年三月三十一日限り大阪高等工業學校は廢止

せられ、當分の内附屬工學專門部及附屬工業教員養成所を置かるゝこととなつたが、昭和六年三月三十一日勅令第二十三號を以て官立工業大學官制改正せられ附屬工學專門部及附屬工業教員養成所廢止せらる。

#### 學科目 (三十八年現在)

機械科 數學 物理學 無機化學 力學及材料強弱論 機械製作法 電氣工學 機械學 鐵冶金學 製造用諸機械 發動機 製圖 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 應用化學科 數學 物理學 化學 機械工學大意 電氣工學 製造用諸機械 鑛物學 應用電氣化學 應用化學 製圖 化學分析 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 染色科 數學 物理學 化學 機械工學大意 電氣工學 應用化學 染色法 配色法 色素化學 機械法 圖案 製圖 化學分析 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 窯業科 數學 物理學 化學 機械工學大意 電氣工學 鑛物學 窯業品製造法 圖案 製圖 化學分析 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 醸造科 數學 物理學 化學 機械工業大意 電氣工業 應用化學 特別有機化學 細菌學 醸造學 顯微鏡使用法 製圖 化學分析 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 冶金科 數學 物理學 化學 機械工學大意 電氣工學 鑛物學 冶金學 鐵冶金學 吹管分析 試金術 探鑛學 撰鑛學 製圖 化學分析 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 造船科 數學 物理學 無機化學 力學及材料強弱論 機械製作法 電氣工學 船用機關 造船學 機械製圖 造船製圖 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。  
 船用機關科 數學 物理學 無機化學 力學及材料強弱論 機械製作法 電氣工學 機械學 鐵冶金學 製造用諸機械 造船學 船用機關 水力學 製圖 實修 英語 工業經濟 工場建築法 簿記 兵式體操。

### 三 京都高等工藝學校

京都高等工藝學校はこれより前明治三十二年第十三帝國議會に於て美術工藝學校を設立すべき建議あり、當時文部省も亦其の必要を認め第十四議會に創立の費用を要めて建設せるものである。

本校は工藝に従事し又は工藝に關する學校教員たらんとする者のために必要なる學理及技藝を教授する所にして、教科を分ちて色染科、機械科及圖案科とし各科に本科及別科を置き、修業年限を三箇年とする。



創立當時ノ學科目

色染科 倫理 數學 英語 物理學 化學 機械學 紡績學 分析化學 製造化學 物品學 圖畫法 染色學 漂白學 捺染學 機械及組織 染織物整理 機械器 美術工藝史 工場建築 工業法規 工業簿記 體操 自在畫 製圖 物理實驗 定性分析 工業分業 手織實習 色染實習 捺染實習 圖案設計。

機械科 倫理 數學 英語 物理學 化學 機械學 紡績學 分業化學 製造化學 物品學 圖畫法 染色學及漂白學 捺染學 機械及組織 機械器 染織物整理 美術工藝史 工場建築 工業法規 工業簿記 體操 自在畫 製圖 物理實驗 化學實驗 定性分析 手織實習 機械實習 織物解剖組織案實習 色染實習 整理實習 模倣圖案。

圖案科 倫理 數學 英語 物理學 化學 物品學 圖畫法 染色學 漂白學 捺染學 機械及組織 西洋美術工藝史 東洋美術工藝史 博物學 動物及人體解剖 工場建築 工業經濟 工業法規 工業簿記 體操 製圖 物理實習 化學實習 圖學實習 裝飾計畫 粘土造型 刺繡實習 染色實習 手織實習。

現行學科目

色染科 修身 數學 外國語 物理學 物理學實習 物理化學 化學 分析化學 定性分析 定量分析 工業分析 自在畫 圖學及實習 美術工藝史 圖案學 模倣計畫 機械工學 機械製圖 電氣工學 紡績學 機械組織及分解 製造化學 色素化學 纖維論 色染漂白學 捺染學 染織物整理 浸染實習 捺染實習 整理實習 建築構造 工業簿記 工業簿記 工業經濟 體操。

機械科 修身 數學 物理學 化學 外國語 物理學實習 化學實習 圖學實習 美術工藝史 圖案學 機械工學 電氣工學 特別講義 機械製圖 紡績原料 紡績學 組織學 手織機 力織機 機械解剖實習 機械實習 模倣計畫 自在畫 色染及漂白學 染織物整理 色染實習 建築構造 工業簿記 工業經濟 體操。

圖案科 修身 數學 物理學 化學 外國語 圖學及實習 製圖實習 生物學 工藝材料學 平面圖案學 立體圖案學 色彩學 建築構造 建築工藝學 意匠計畫實習 繪畫實習 彫塑實習 紋樣史 西洋建築史 西洋工藝史 西洋彫刻史 東洋繪畫史 東洋美術工藝史 工業簿記 體操。

陶磁器科 修身 數學 外國語 物理學 無機化學 有機化學 礦物學及地質學 物理化學 機械工學 電氣工學 陶磁器 セメント 普通煉化 耐火用品 硝子及珐瑯 燃料及燃燒裝置 築窯法 美術工藝史 圖學及實習 機械製圖 築窯製圖 礦物地質學實習 物理學實習 圖案學實習 自在畫實習 造型實習 分析化學 定性分析 定量分析 工業分析 工場實習 建築構造 工業經濟 工業簿記 特別講義 體操。

四 名古屋高等工業學校

名古屋高等工業學校は明治卅八年勅令を以て文部省直轄學校として設立せられ從來の東京、大阪兩高等工業學校の外今回新たに一校を増加したその一である。修業年限を三箇年とし學科を土木科、機械科、建築科、機織科及色染科の五種とし、定員を三百名とし、年齢十七年以上にして中學校卒業又は工業學校卒業程度を以て入學資格とした。

創立當時ノ學科目

土木科 倫理 英語 數學 物理學 化學 應用力學 幾何畫 建築材料 機械工學 家屋構造 石工學 橋梁 道路鐵道 衛生工學 河海工學 地質學 測量 製圖 體操。

機械科 倫理 英語 數學 物理學 化學 應用力學 幾何畫 工作法 發動機 電氣工學 家屋構造 特別講義 製圖 實習 體操 建築科 倫理 英語 數學 物理學 化學 應用化學 自在畫 幾何學 透視畫法 建築材料 家屋構造 建築史 衛生建築 施工法 測量 製圖 實習 體操。

機織科 倫理 英語 數學 物理學 化學 應用機械學 圖畫 纖維 色染 機械 染織物整理 紡績 機械製圖 實習 體操。 色染科 倫理 英語 數學 物理學 化學 製造化學 應用機械學 圖畫 纖維 色染 機械 染織物整理 化學分析 機械製圖 實習 體操。

現行學科目

土木科 修身 體操 英語 數學 物理學 地質學 應用力學 機械工學 電氣工學 衛生工學 河海工學 發電水力學 家屋構造 鐵筋混凝土工法 橋梁 道路 鐵道 建築材料 施工法 測量 製圖及實習 法制經濟。

機械科 修身 體操 英語 數學 物理學 化學 應用力學 機械學 蒸氣機關 內燃機關 水力學及水力機 電氣工學 特種機械 機械設計法 工場建築 工業材料 工作法 製圖 實驗 實習 法制經濟。

建築科 修身 體操 英語 數學 物理學 應用力學及構造強弱 建築材料 建築構造 鐵骨鐵筋混凝土構造 西洋建築史 日本建築 建築附帶設備 建築計畫 測量 裝飾學 施工法 自在畫 圖學 製圖及實習實驗 法制經濟。

紡績科 修身 體操 英語 數學 物理學 化學 製造化學 機械工學 電氣工學 紡績通論 紡績原料 綿紡績 毛紡績 絹紡績 麻紡績 莫大小 力織 織物組織及製造 染色及整理 圖案 工場管理 工場建築 特別講義 化學分析 製圖實習及實驗法則經濟 色染科 修身 體操 英語 數學 物理學 化學 製造化學 纖維素化學 色素化學 機械工學 電氣工學 染色工業通論 染色機械 精練漂白 浸染 捺染 染織物整理 紡績原料 紡績 工場建築 化學分析 圖案 製圖 實習及實驗 法制經濟。



電氣科 修身 體操 英語 數學 物理學 化學 機械工学 電氣施設 電氣及磁氣 電氣材料 電磁氣測定法 交流理論 直流機器  
 交流機器 發電及變電 送電及配電 電氣化學 電燈及照明 電氣鐵道 高周波工学 電信及電話 特別講究 工場建築 製圖 實驗  
 實習 法制經濟。

**五 熊本高等工業學校** (明治三十年四月 第五高等學校工學部  
 同三十九年三月 熊本高等工業學校)

本校の前身は第五高等學校工學部で同校長中川氏の建議により明治三十年四月創設されたものであるが、明治三十九年  
 同工學部を第五高等學校より分離し熊本高等工業學校と改稱して今日に至つた。土木工学、機械工学、採鑛冶金、電氣工  
 學の四科を置き修業年限各三ヶ年である創立當時に於ける學科目及現行學科課程を左に掲ぐ。

創立當時ノ學科目 (明治三十九年三月創設ノ後七月制  
 定ノ校則中第二章學科課程ニ依ル)

土木工學科 倫理 英語 數學 物理學 幾何畫法 測量 地質學 機械工学 應用力学 建築材料 石工学 道路及鐵道 橋梁 河  
 海工学 衛生工学 家屋構造 土木行政 工業經濟 實修設計及製圖 兵式體操。  
 機械工學科 倫理 英語 數學 物理學 幾何畫法 測量 電氣工学 應用力学 機械製作法 發動機 機關車 船用機關 製造冶金  
 學 家屋構造 特別講義 工業經濟 工業簿記 製圖實驗及實修 兵式體操。  
 採鑛冶金學科 倫理 英語 數學 物理學 化學 幾何畫法 測量 地質學 鑛床學 機械工学 電氣工学 採鑛學 撰鑛學 冶金學  
 鐵冶金學 試金學 吹管分析 鑛山法律 分析實習及製圖 兵式體操。  
 「備考」倫理ハ特ニ每週教授時數ヲ定メズ適切ノ時期ニ於テ隨時之ヲ課スルモノトス。  
 現行學科目  
 土木工學科 修身 體操及教練 外國語 數學 物理學及實驗 圖學 地質學 測量 應用力学 建築材料 石工学 鐵筋混凝土 道  
 路及鐵道 橋梁 水力学及水力学 河海工学 衛生工学 機械工学 電氣工学及實驗 建築學 土木行政及工業經濟 測量實習 設  
 計製圖及實驗  
 機械工學科 修身 體操及教練 外國語 數學 物理學及實驗 圖學 應用力学 機構學 工業材料 機械工作法 水力学及水力学  
 熱力学 蒸汽機 蒸汽機關 內燃機關 機關車 船用機關 自動車及航空機 紡織機 鑛山用機械 特殊機械 電氣工学及實驗 建築  
 學 工業經濟 簿記及管理法 課題練習 設計製圖 實驗及實習  
 採鑛冶金學科 修身 體操及教練 外國語 數學 物理學及實驗 化學 化學分析 測量及實習 鑛山測量及實習 鑛物學及地質學

鑛物學及地質學實驗 吹管分析 鑛床學 採鑛學 鑛山用機械 火藥學及實驗 選鑛學 冶金學 電氣冶金學 鐵冶金學 製造冶金學  
 金屬組織學及實驗 試金術及實習 採鑛選鑛及冶金實驗 土木工学 機械工学及實習 電氣工学及實驗 建築學 鑛業法規 工業經濟  
 簿記及管理法 製圖  
 電氣工學科一部 修身 體操及教練 外國語 數學 物理學及實驗 化學 化學分析 應用力学 原動力及原動機 電氣理論 電氣測  
 定及器具 電氣機械 電燈及照明 電力輸送 電氣鐵道 發電所及變電所 電氣通信 高周波工学 實驗及實習 應用化學 應用電氣  
 化學 應用電氣 化學實驗 冶金學 建築學 電氣法規 工業經濟簿記及管理法 製圖  
 電氣工學科二部 修身 體操及教練 外國語 數學 物理學及實驗 圖學 應用力学 機構學 原動力及原動機 電氣理論 電氣測定  
 及器具 電氣機械 電燈及照明 電力輸送 電氣鐵道 發電所及變電所 電氣通信 高周波工学 實驗及實習 電機設計及製圖 機械  
 製圖 電氣材料 電氣特別應用 機械工作法及實習 建築學 電氣法規 工業經濟簿記及管理法

**六 仙臺高等工業學校**

明治三十九年三月 創立  
 明治四十五年四月 東北帝國大學工學專門部  
 大正十年四月 仙臺高等工業學校

明治三十九年三月二十九日勅令第四十一號を以て文部省直轄學校の一として仙臺高等工業學校の設立を公布せらる。抑  
 も本校設立の議は明治三十五年に於て文部大臣が仙臺に工學專門學校を設立するの議を定めたるに起源し當時其の創立豫  
 算を帝國議會に提出したが、議會解散の爲に豫算の成立を見るに至らず、其の後明治三十九年三月始めて修業年限三箇年  
 の實業專門學校として仙臺高等工業學校の名稱を以て設立せられたるものである。

明治四十五年三月二十九日勅令第六十五號を以て東北帝國大學官制を改正し、勅令第六十六號を以て文部省直轄諸學校  
 官制公布の結果四月一日より東北帝國大學の所轄に移り東北帝國大學工學專門部と改稱した。程度學科等は故の通である  
 大正十年三月三十日勅令第四十九號を以て文部省直轄諸學校官制及勅令第五十一號を以て東北帝國大學官制改正の結果  
 東北帝國大學の所屬を離れ四月一日仙臺高等工業學校と改稱した。

昭和五年四年七日文部省令第四號を以て仙臺高等工業學校規程を改正し、建築學科を新設した。即ち本校は土木學、機  
 械工学、電氣工学、建築工学の四科となり修業年限は各三ヶ年である。

創立當時ノ學科目



土木工學科  
 倫理 數學 物理學 物理實驗 化學 英語 幾何畫法 地質學 測量 應用力學 機械工學 電氣工學 石工學 道路 市街鐵道  
 鐵道 橋梁 河海工學 衛生工學 造家學 建築材料 土木法令 工業經濟 設計製圖及實習 兵式體操  
 機械工學科 倫理 數學 物理學 物理實驗 化學 英語 幾何畫法 應用力學 工作法 機械製造法 發動機 電氣及磁氣 電氣工學  
 特別講義 工業法令 工業經濟 工業簿記 工場衛生 工場建築 兵式體操 製圖及實習  
 電氣工學科 倫理 數學 物理學 物理實驗 化學 英語 幾何畫法 應用力學 工作法 機械工學 電氣工學 電氣化學 製造冶金  
 學 機械製圖 工業法令 工業經濟 工業簿記 工場衛生 工場建築 兵式體操 製圖及實習  
 探礦冶金學科 倫理 數學 物理學 物理實驗 化學 英語 幾何畫法 測量 地質學 礦物學 應用力學 機械工學 電氣工學 撰  
 錄學 探礦學 冶金學 製造化學 製造冶金學 電氣化學 吹管分析及試金術 機械製圖 工業法規 工業簿記 工場衛生 工場建築  
 兵式體操 分析製圖及實習

現行學科目

土木學科 修身 體操 英語 獨逸語 數學 物理學 物理學實驗 化學 地質學 測量 圖學 應用力學 土木材料 土木材料試驗  
 施工法 鐵筋混凝土工學 道路工學 都市計畫 鐵道及都市鐵道 橋梁工學 應用水理 河工學 海工學 發電水力学 上水道及下水  
 道 機械工學大意 電氣工學大意 建築工學大意 土木行政 工業經濟 特別講義 製圖實驗及實習 校外實習  
 機械工學科 修身 英語 獨逸語 數學 物理學 物理學實驗 工作法 製作機械 水力機械 熱機關 材料及構造強弱 機械設計  
 機構及力学 物上機械 船用機關 機關車 暖房通風 金屬材料及實驗 鐵山用機械 紡織機械 機械重量價格計算法 電氣工學大意  
 電氣實驗 土木工學大意 工場建築及衛生 工場法令及經濟簿記 製圖講義 機械實驗 特別講義 製圖及實習 校外實習  
 電氣工學科 修身 體操 英語 獨逸語 數學 物理學 物理學實驗 化學 化學實驗 材料及構造強弱 機構及機械設計 電氣磁氣  
 交流理論 高周波工學 高壓工學 直流機器具 熱力原動所 水力原動所 發電所及變電所 送電及配電 電燈及電熱 電氣鐵道 電  
 氣應用 有線通信工學 電氣磁氣測定及測定器具 電氣工學設計 電機實驗法 電氣材料工作法 電氣事業經營及法規 土木工學大意  
 工業經濟及簿記 工場建築 工場衛生 製圖講義 特別講義 電氣工學實驗 製圖 實習 校外實習  
 建築學科 修身 體操 英語 獨逸語 數學 物理學 物理學實驗 建築材料及一般構造 建築特種構造 建築計畫 建築史 居住論  
 施工法仕様見積法 建築設備

七 米澤高等工業學校

明治三十九年山形縣知事より米澤市に高等工業學校を設置せられんことを文部大臣に上申し、建築費として四十年より四ヶ年繼續事業を以て拾萬圓寄附の件稟申、米澤市は敷地二萬坪を寄附の件稟申するところあり、明治四十二年三月二十六日勅令第六十六號を以て本校の設置が公布せられ十月一日開校し、初め染織、應用化學の二科を置き後改めて色染、紡織、應用化學、機械、電氣の五科となし、修業年限三ヶ年である。創立當時學科目並に現行學科課程を示せば左の如くである。

創立當時に於ける學科目

染織科色染分科 修身 英語 數學 物理學 化學 圖畫 製圖 應用機械 織物原料及計算 組織 織機 色染 仕上 分析 工業  
 經濟 工業簿記 體操 實習 物理化學 色染 仕上 機械  
 染織科機械分科 修身 英語 數學 物理學 化學 圖畫 製圖 應用機械 紡織 織物原料及計算 色染 仕上 組織 織機 工業  
 經濟 工業簿記 體操 實習 物理化學 色染 機械解剖 仕上  
 應用化學科 修身 英語 數學 物理學 化學 製圖 應用機械 應用化學 電氣化學 製造機械 工業經濟 工業簿記 體操 分析  
 實習 工場 物理  
 機械科 修身 英語 數學 物理學 應用力學 工作法 發動機 電氣工學 特別講義 工業經濟 工業簿記 體操 製圖 工場實習  
 現行學科目  
 色染科 修身 體操 英語 數學 物理學 工場管理法 工業經濟 工業簿記 工場建築 機械工學 電氣工學 製圖 無機化學 有  
 機化學 製造化學 理論化學 色素化學 紡織原料 精練漂白 浸染 捺染 仕上 圖案 織物組織 機械 機械實習 絲及織物試驗  
 法 分析 色染及仕上實習 特別講義  
 紡織科 修身 體操 英語 數學 物理學 化學 工場管理法 工業經濟 工業簿記 工場建築 力学 機構學 機械工學 電氣工學  
 工業材料及工作法 製圖 紡織原料 紡績 力織 織物組織分析 メリヤス 圖案 色染 色染實習 仕上 仕上實習 紡織工場附屬  
 設備 實習 特別講義  
 應用化學科 修身 體操 英語 數學 物理學 工場管理法 工業經濟 工業簿記 工場建築 機械工學 電氣工學 製圖 無機化學  
 有機化學 理論化學 電氣化學 礦物冶金及窯業 酸アルカリ及肥料 乾留工業及染料 纖維化學工業及火藥 澱粉砂糖及醸造 油脂  
 化學 塗料及製革 礦油香油及護膜 分析及實習 物理實驗 特別講義  
 機械科 修身 體操 英語 數學 物理學 工場管理法 工業經濟 工業簿記 工場建築 電氣工學 幾何畫法 力学 材料及構造強  
 弱 機械學 水力學及水力機 工業材料 工作法 汽機 汽機 內燃機關 船用機關 紡績 製圖 物理實驗 實驗及實習 特別講義



電氣科 修身 體操 英語 數學 物理學 工場管理法 工業經濟 工業簿記 工場建築 化學 電氣化學 力學 材料及構造強弱  
 機務學 熱力學熱機關 水力學及水力機 電氣磁氣理論及測定 交流理論 電氣機械 電氣器具及材料 電機設計 電氣鐵道電燈及照  
 明電力送電及配電 發電所及變電所 電信及電話 製圖 物理實驗 分析 實驗及實習 特別講義

### 八、秋田鑛山專門學校

明治四十三年秋田縣は校地を、藤田傳三郎、岩崎久彌、古河虎之助は創立費三十五萬圓を寄附し、本校設立を議決し、  
 四十二年三月二十六日勅令第六十六號を以て本校設置を公布し、四十四年四月より開校した。始め採鑛、冶金の二學科を  
 置いたが後鑛山機械、燃料の二學科を増設した。修業年限は總て三ヶ年である。創立當時に於ける學科目及施行學科課程  
 を示せば左の如くである。

#### 創立當時の學科目

採鑛學科 修身 英語 數學 物理學 同實驗 化學 分析 吹管分析 鑛物學及地質學 同實驗 採鑛學 探鑛及撰鑛實驗  
 鑛床學 冶金學大意 測量(鑛山測量ヲ含ム) 同實驗 土木工學大意 機械工學(應用學水力原動力) 電氣工學 機械及電氣工學實驗  
 工場建築 工業法令 經濟簿記 工場衛生 負傷救急術 製圖 體操  
 冶金學科 修身 英語 數學 物理學 同實驗 化學 分析 吹管分析 鑛物學及地質學 同實驗 採鑛學大意 冶金(製造冶金等ヲ  
 含ム) 同實驗 撰鑛學 試金術 同實驗 土木工學大意 機械工學 應用力學 水力原動力 電氣工學 機械及電氣工學實驗 工場  
 建築 工業法令 經濟簿記 工場衛生 負傷救急術 製圖 體操

#### 現行學科目

採鑛學科 修身 英語 獨逸語 數學 物理學 工業物理學 化學 有機化學 化學分析 石炭及瓦斯分析 吹管分析 鑛物學 地質  
 學及岩石學 鑛物學 地質學及岩石學實習 顯微鏡學 鑛床學 採鑛學實習 火藥學 火藥學實習 撰鑛學及撰鑛學實習 鑛  
 井術 石油地質學 石油地質學實習 石油化學 石油化學實驗 冶金學概論 測量 測量實習 鑛山測量 鑛山材料學 工業燃料學  
 檢熱學 土木工學 撰鑛學 材料強弱學 水力學 熱機關學 鑛山機械學 電氣工學 發電所設計 機械工學實習 電氣工學實習 工  
 場建築 鑛業法令 法制一般 工業管理 鑛山鑑定法 工場衛生及救急術 製圖 體操 卒業論文 校外實習 鑛山測量實習(春季)  
 地質鑛物實習(春季) 採鑛實習(夏季)  
 冶金學科 修身 英語 獨逸語 數學 物理學 物理化學 化學 有機化學 化學分析 工業分析 吹管分析 鑛物學 岩石學 鑛物學  
 及岩石學實習 採鑛學概論 冶金材料學 冶金學理論 檢熱學 冶金學 特殊冶金學 冶金學實習 鐵冶金學 製造冶金學 電氣冶金

學 電氣冶金學實習 撰鑛學概論 試金術 試金術實習 鐵試金術實習 金屬組織學 金屬組織學實習 工業燃料學 工業化學 機務  
 學 材料強弱學 水力學 熱機關學 鑛山機械學 電氣工學 發電所設計 機械工學實習 電氣工學實習 工場建築 法制一般 工場  
 管理 工場衛生及救急術 製圖 體操 卒業論文 校外實習及冶金實習(春季 夏季)  
 鑛山機械學科 修身 英語 獨逸語 數學 工業物理學 化學 應用力學 材料強弱學 蒸氣機關 水力及水力機 內燃機關 鑛山機  
 械 特殊機械 工業材料 機械及機械設計 工作法 工作機械 電氣工學 採鑛概論 撰鑛概論 冶金概論 工業建築 工業管理 法  
 制一般 機械工學實驗及實習 電氣工學實驗及實習 設計製圖 體操 卒業論文  
 科燃學科 修身 英語 獨逸語 數學 物理學 鑛物學 無機化學 有機化合物 製造冶金學 機務學 熱機關學大意 工業化學 電氣  
 化學 電氣工學 電氣工學實習 機械工學實習 物理化學 物理化學實驗 燃料學第一 燃料學第二 燃料學第三 燃料學第四 燃料  
 學實驗第一 燃料學實驗第二 燃料學實驗第三 燃料學實驗第四 化學分析講義 化學分析實驗 工學分析講義 工學分析實驗 工業  
 建築法制一般 工場管理工場衛生及救急術 製圖 體操 卒業論文

### 三、高等商業教育

#### 一 東京高等商業學校

東京高等商業學校の創立は本書の所謂第二期に屬し大體の事項は既に述べたところである。三十六年學科課程を左の如  
 く改正した。

#### 明治三十六年改正學科目

豫科 商業道德 書法 作文 數學 簿記 應用物理學 應用化學 法學通論 經濟通論 英語 佛 西 獨 伊 清 露 幹語ノ内  
 一語 體操  
 本科 商業道德 商業文 商業算術 商業地理 商業歷史 簿記 機械工業 商業學 經濟學 財政學 統計學 私法 破産法 商事  
 行政法 國際法 英語 佛 伊 獨 伊 清 露 幹語ノ内一語 商業學 商業實踐 體操

#### 二 神戸高等商業學校

明治三十五年勅令第九十八號を以て本校を設置せられ三十六年二月本校規則を制定し、同年四月專門學校令の施行及び  
 實業學校令の改正に依り本校を實業專門學校と定められた。



本校は商業上必要なる高等教育を施すを以て目的とし、修業年限は本科三ヶ年、豫科一ヶ年とし豫科を分ちて第一部及第二部とし之に入學することを得る者は第一部に在つては中學校卒業者又は専門學校入學檢定規程による檢定に合格したる者とし、第二部に在りては甲種商業學校を卒業したるものと規定せられた。

大正二年に夜學部を附設し、大正八年には更に商業研究所を附設した。創立の初め豫科第一部入學者百三十名、第二部四十二名であつた大正六年には募集人員を増加し、同十年より毎年約三百名内外の卒業生を出すに至つた。

昭和四年勅令第三十八號官制公布に依り神戸商業大學となる。

神戸高等商業學校明治三十五年創立當時の教科目

- 豫科 第一部(中學卒業者收容) 倫理 作文及書法 商業算術 簿記 商業通論 經濟通論 法學通論 英語 體操
- 第二部(甲種商業學校卒業者收容) 倫理 作文及書法 讀書 數學 化學 博物 法學通論 英語 體操
- 本科 商業道德 商業文 商業算術 商業地理 商業史 商品學 經濟學 財政學 統計學 民法商法 破産法 國際法 商業學 商業實踐 簿記 英語 清佛獨露語ノ内一語 體操

### 三 山口高等商業學校

本校は其の淵源極めて遠く文化十年萩藩の儒者に依つて創設せられた講堂を以て濫觴となす。その後一百數十年の間、社會情勢の變轉に應じ或ひは講習室となり、鴻城明倫館となり、或ひは中學校と呼ばれ、變則小學と稱せられ、又鴻城學舎と改められた。明治に入り更に私立山口中學校、縣立山口中學校等を経て十九年には山口高等中學校、次いで二十七年に山口高等學校と改稱せられた。

日清戦後我國の商業著しく發達し一般に從來より一層高等なる商業教育の普及を要望するに至りたる結果、實業學校令に依る商業専門學校増設の氣運漸く熟し私立院長教育會は夙に此の情勢を察知する所あつた。其の結果明治三十七年本校に於ては來學年度入學せしむ可き大學豫科生徒を募集せしむることとし、本校を高等商業學校に組織變更するの準備を整へ、三十八年四月より山口高等學校を山口高等商業學校と改稱し、多年本校を支持し來れる私立院長教育會より離れ官立商業専門學校となつた。その際同會は本校に明治四十年まで毎年金二萬五千圓宛を寄附し且つ特に校舎模様替及圖書標本

購入費として金二萬圓を寄附した。

明治三十八年設立當時の學科目

- 倫理 書法及商業文 應用物理學 英語 商業算術 商業地理 簿記 應用化學及商品學 經濟學民法商法 商業學 商業實習 第二外國語 體操
- 尙山口高等商業學校に於ては大正五年以降支那貿易科なるものを置き、對支商業に須要なる知識を習得せしむるを目的とし、其修業年限を一箇年とし主として同校卒業者にして支那語を修めたる者に入學を許した。其教科は支那經濟事情、日支經濟關係、支那最近社會事情、支那最近史、殖民政策、國際法、英語及支那語である。

現行學科目

- 修身 商業學概論 銀行及金融 外國爲替 保險及共同海損 交通 取引所 稅關 經營經濟學 貿易實務 簿記(商業及銀行) 原價計算 會計學 商業數學 珠算 應用理學及商品學 書法及商業文 經濟原論 經濟政策 財政學 經濟史 經濟地理及經濟事情 經濟統計 法學通論 民法 商法 英語(讀解) 會話作文 商業英語(物理及化學 代數及幾何 國語及漢文 選擇學科目 體操

### 四 長崎高等商業學校

本校は明治三十八年三月二十八日勅令第九十六號を以て文部省直轄諸學校官制中に改正を加へられ九月一日開校したものである。修業年限三年である。大正六年海外貿易科を施設し對外商業に従事せんとする者に須要なる知識を修得せしめるところを目的とし本校卒業者又はこれと同等以上の學力ある者を收容し、修業年限一年である。その他に貿易別科の施設がある。特に支那及南洋貿易に従事せんとする者に須要なる知識技能を修得せしむることを目的とし、中學校卒業者及之と同等以上の學力ある者を入學せしめ、修業年限は一年である。

創立當時に於ける本科學科目

- 倫理 書法及商業文 英語 經濟學 民法商法 工業大意 簿記 商業算術 商業地理及商品學 商業學 商業實習 第二外國語 體操
- 現行學科目
- 修身 商業通論 銀行及金融 外國爲替 交通論 保險論 海上保險 商工經營 貿易實務 經濟地理 海外事情 商品學 商業簿記及銀行簿記 會計學 原價計算 經濟原論 商業政策及工業政策 財政學 統計學 商業史 法學通論 憲法 民法 商法 國語及漢文 書法及商業文 英語(商業英語) 譯解 作文 會話(選擇外國語) 支那語 馬來語 露西亞語 獨逸語 佛蘭西語 和蘭語 西班牙



牙語)代數及幾何 商業數學 珠算 自然科學 工學 近世史 選擇學科目 研究指導 體育  
 海外貿易科學科目 貿易經營論 貿易實務 國際金融 貿易政策 景氣論 物價論 經濟統計 東洋經濟事情 國際公法 國際私法  
 海商法 英語 選擇外國語 選擇學科目 研究指導 教練  
 貿易別科學科目 修身 近世支那通商史 支那及南洋經濟事情 支那及南洋重要商品 植民政策 支那社會事情 支那語 馬來語 英語 漢文 商事要項及實踐 簿記 商業算術及珠算 自然科學 東洋史 體操 支那國際法規 支那慣習法 衛生學

### 五 小樽高等商業學校

明治四十年文部省は高等商業學校増設の必要を認め第五高等商業學校設立の費用を第二十四回帝國議會に要求し之が設立に着手するや、小樽市は敷地並に創立費貳拾萬圓を献納したので本校を小樽に設立することに決し、明治四十三年三月二十七日勅令第六十六號を以て文部省直轄諸學校官制を改正し小樽高等商業學校を追加し茲に本校の施設を見るに至つた。修業年限三年である。尙各學科目中の一科目若くは數科目選擇履習せんとする者は選科生として入學を許可することを得ることとなつて居る。

#### 創立當時の學科目

修身 商業文 英語 商業算術 商業地理 商業史 經濟學 財政學 法學通論 民法商法 工業大意 簿記 計算學 商業學 商業實踐 商品學 商品實驗 第二外國語 體操 第二外國語及商品實驗は之を選擇科目とす

#### 現行學科目

(必修學科目) 修身 體育 國語漢文作文 語學(英語) 數學(商業數學 珠算 代數 幾何) 歷史(商業歷史) 商業地理 商品學(商品及商品理化 商品實驗) 工學要綱 自然科學一般 法律學(法學通論 民法 商法) 商業學(商業通論 經營論 金融論 爲替論 市場論 交通論 保險論 外國貿易實務) 簿記(商業簿記) 會計學 商工實踐及原價計算 海外經濟事情 經濟學(經濟學原論 貨幣論 商業政策) 財政學 統計學  
 (選擇學科目) 語學(英語甲、乙、獨語 佛語 伊語 露語 中華民國語) 數學(商業數字 高等數學) 歷史(近代文明史 經濟史) 商品學(商品實驗) 法律學(憲法及行政法 國際公法及私法 手續法 破產法 手形法 商事法令) 商業學(機關及倉庫 銀行論 信託論)

### 六、市立大阪高等商業學校

大阪商法講習所が發展して明治二十二年市立大阪商業學校となつたことは既に述べたところである。三十年二月規則を改正し一ヶ年の高等科(隨意科)を増設し附屬語學部の授業を中止した。三十二年三月補充科を廢止し次で商業學校規程の發布と共に之に依ることとなつた。

明治三十四年四月文部省告示第七十八條を以て市立大阪高等商業學校と改稱し、更に甲種商業學校の學科を併置することとなつた。三十七年勅令第六十一號專門學校令、同第六十二號實業學校令の改正に基き、三十七年三月本校高等科を專門學校令に依つて組織を變更し實業專門學校となつた。

#### 明治三十七年組織變更當時に於ける學科目

商業道德 商業學 商業作文 商業算術 簿記 商品 商工地理 商工歴史 經濟 財政 統計 法律 工業要項 英語 第二外國語 體操  
 現行學科目  
 修身 書法 商業作文 物理學 化學 數學 商業學 商業實踐 商業算術 簿記會計學 商品學 商業地理 經濟史 經濟學 財政學 法律 工業要項 英語 第二外國語 體操

### 第二節 中等實業學校

第四期に於ける中等實業教育機關は明治三十二年二月勅令を以て公布されたる實業學校令及同三月公布の諸實業學校規程に依りて設立せられたるものである。随つて其の設備内容等も從來の學校は此處に著しく其の面目を改め、而して又前期よりの趨勢を相受けて斯教育の發展は更に高潮を示し新設學校は夥しく増加した。

前期に於て、文相井上毅子によりて熱心着實に經營畫策されたる實業教育振興の芽萌えは將に熟せんとしつゝある時代の機運に培はれ、朝野相呼應して斯教育の施設を急ぎ日に其の普及發展の歩武を進めて來た。されど當時は眞の意味



に於ける實業教育の創始期であつたので、勿論各種實業學校の内容を統一すべき標準が規定されるまでには未だ手が届かなかつたのであるから、随つて其間教育の實際に於て多少學理と實務との調和を怠れりとの非難を免れなかつた。それに日清戦役後の我國企業界は銀行、鐵道、綿絲紡績等を中心として勃興し、一般産業の革命的進展と共に戦後經營の聲は國民一般を刺戟し、實業家亦科學的知識技能の必要を痛感し實業諸學校の隆盛其度を高めたのである。茲に於て愈々在來の實業學校程度内容を整理統一すべき必要に迫られ、遂に實業學校令及それに關係ある諸實業學校規程の公布を見たのである。此の實業學校令の公布は我國實業教育發達の歴史上第二の劃期的特色を有するもので、これに依りて中等實業教育機關は全く其の施設を整備するに至つたのである。

前章既に記載せる如く、實業學校令に依れば實業學校の目的は工業、農業、商業等の實業に従事する者に須要なる教育を爲すにありとし、其の機關を工業學校、農業學校、商業學校、商船學校及實業補習學校とし、蠶業學校、山林學校、獸醫學學校、水産學校等はこれを農業學校と看做し、徒弟學校は工業學校の種類とした(大正九年改正)。

此の期に於ける實業學校は別項表示せる如く、其の數甚だ多く、且つ、其の教科内容等は夫々法規上の規程に依りて統一せられてあるから此處には個々の學校に就いて一々記述するを止める。

### 第三節 實業補習學校

明治二十六年實業補習學校規程の發布せられてより、三十五年一月文部省令第一號を以てその改正規程の發布せらるゝに至る迄十年間に於ける我國實業補習教育の發達は前に述べた如く、その施設經營の如きも當初の期待に反くものが少くなかつた。明治三十五年改正の實業補習學校規程は之等の缺陷を補充すべき理由の下に公布せられたものであることは、既に第三章教育制度の項に於て論じた通りである。

然しながら此の實業補習學校の規程に關しては、一般の期待に對して多少遺憾なるものあるを免れなかつた。文部省は改正實業補習學校規程の發布と同時に訓令を發して同規程を詳細に説明して居る。而して其の訓令の第二項は實業補習學校の目的で、次のやうに述べられてある。

「各種の實業に従事し、又従事せんとするものに、簡易なる方法に依り、其の職業に要する知識技能を授けると同時に、

普通教育の補習を爲すに以て目的とす、則ち實業の教科を主腦とし併せて普通教育の補習を爲し、兩者共に其目的を達するを以て、實業補習教育の本旨となす云々」と。即ち實業補習學校は同時に達すべき二つの目的を有することは從來の規程と變りはない。而して此の二つの目的は果して同時に達し得らるべきものなるや、これを從來の成績について見るに、職業に要する知識技能を授くる一方面に於て成功せる實業補習學校あり、普通教育の補習に於て成功せる實業補習學校もあり、又その兩科併置にて相當の成績を擧げて居る實業補習學校もあるのである。されば、實業補習學校規程が一面には其の職業に要する知識技能を要求し、他面には普通教育の補習を要求する以上は、實業教育と普通教育とは其の本性上相一致するものであることを豫定したものでなければならぬ。然らざれば此の規程に依る實業補習學校は不完全なる實業學校又は不完全なる高等小學校或は中學校たるに止まらざるを得ないであらう。普通教育の目的は人格の完成にあるり、實業は利益を主戰とし、社會の大經濟と調和することを目的とするが故に、實業教育に於ては特に人格養成の趣旨と一致せしむべきやう訓練の方針を定めて行かなければ此の規程に定められたる如き實業補習學校の目的を達することは困難であり、從來の如く職業的知識技能の一方に成功し或は普通學科補習教育一方にのみ成功するものが起つて來るものである。斯くの如き議論は兎も角として、この規定を明治二十六年の規定と比べて見ると、目的、教科書、授業料に關する規定は實業學校令中に定められて之を除かれ、修業年限は極めて自由に定めることが出来るやうにし、設置に關すること及び教員の資格に關することは外の規定にゆづり、更に小學校の外、實業學校又は其他學校に附設することが出来るやうにし、且つ學則中に規定すべき事項の一條を加へられた。

要するに前の規程よりは地方の實情に即し容易に學校を設置し、自由に經營し得ることとした。此の故に明治三十五年に六百二十九の學校數、三萬八百八十二名の生徒數に過ぎなかつた實業補習學校が、翌三十六年に於て其の學校の設立が急に二倍強の増加をなして千三百四十九校となり、生徒數も約二倍となり、六萬八百二十八名の多きを得るに至つた。

### 第四節 職工教育

明治三十八年五月戦後に於ける實業振興策の一端として職工教育の必要を認め、東京商業會議所會頭中野武營氏は職工



教育の最有效なる方法如何を手島高等工業學校長に諮議するところあり、手島校長は更に時の職工學校長今景彦氏に成案を託し、同年六月商業會議所は今校長より提出された成案につき慎重協議を重ねた結果その實施を東京府知事に委託し、東京府は職工學校に適材教育施設をし、芝浦製作所、石川島造船所、東京瓦斯株式會社、青木染工所より職工を派遣しその教育を托することとなつた。その目的とするところは各工場主が自己工場の發達の上より、有爲の職工を選抜して、當該工場の經費を以て一定期間中其技術に關係ある學科と修身に關係する教育とを課し、修了の上は其の技能を適所に發揮せしめ其効果を當該工場の事業の上に收めんとするもので其選抜の標準は大體下の資格を具備するものである。即ち、一定年限間勤続し、相當の功績あり、且つ將來該工場に貢獻せんとするもの。二、相當の年齢に達し、思慮分別も發達し、學力尋常小學校卒業以上のもの。三、技術上の手腕上流の位置に居り修了の後は衆職工に範を示すべきものである。以上の條件を具備する職工の希望者中より工場主之を選択するものにして、其の選抜を受けた一箇年を通して、毎週二回、午後より操業を免ぜられ、而も操業時間同様賃銀を給せられ、加ふるに電車賃より筆墨料まで工場主の負擔する所とす。

適材教育法規則（明治三十八年十一月制定）

- 第一條 本教育は當業者の委託に基き、當該工場に於ける職工の適材者にして其業務に必須なる智識技能を授くるものとす
- 第二條 教科目は算術、製圖及工業に關する事項とす
- 第三條 毎週教授回数は二回とし、其の時数は毎回三時間とす
- 第四條 教科課程は左の如し
  - 學科（毎週教授時數） 算術一 製圖二 工業に關する事項三 計六。その他修身講話は一ヶ月二回臨時之を授く 自宅課業は一日約一時間に該當する分量を宿題として之を課す
- 第五條 修業時間は一箇年とし、九月一日に始まり翌年七月二十日に終る
- 第六條 休業日は本校の休業日に等しきものとす
- 第七條 一組の生徒數は五十名を限りとす
- 第八條 入學せんと欲する者は左の資格を備ふるを要す
  - 一、年齢十六歳以上 一、學力、可成高等小學校二學年修了以上の者 一、現に職工の學務に従事し、儲主の選抜を受けたる者

第九條 入學志願者定員を超過したる時は選抜試験を行ふものとす

第十條 入學期は毎年九月の始とす

第十一條 入學願は儲主に於て之を取纏め學校長に差出すべし

第十二條 退學願は儲主に於て其の理由を具し學校長に差出すべし

第十三條 修了者には證明書を授與す

但出席日數、授業日數の十分の九に達せざる者に對しては修了證書を授與せざることあるべし

第十四條 儲主は生徒に對し其通學時間に對する賃銀を給し、且つ筆墨費を給與するものとす

第十五條 生徒は卒業後儲主の工場に於て相當期間勤続の義務を負ふものとす

本教育部に於て課する教科目は修身、算術、機械工作法及製圖の四科目にして、機械工作法は其内容を機械一般、機械

仕上術、鍛工及製罐術、鑄造術の四部に分ちて順次に全部を課するものとす。

右の如くにして教育せられ、修了して夫々各自の工場に於て其手腕を表はしつゝあるものは、第一回、第二回を通じて

六十六名にして、現在生は四十七名あり。

計

同生徒年齢別表（人員）

十九歳（二） 二十歳以上二十五歳（一三） 二十五歳以上三十歳（一二） 三十歳以上三十五歳（六） 三十五歳以上四十歳（三） 四十一歳

（一） 計四十七人

生徒入營前學歷表（人員）

尋常小學校卒業（九） 高等小學校一學年修了（三） 同第二學年修了（六） 同第三學年修了（四） 高等小學校修了（一三） 中學校二學年

修了（一二） 計四十七人。

生徒職業別表人員（人員）

鑄造工（五） 機械工（五） 仕上工（一五） 線工（二） 鑄造工（二） 銀冶工（四） 製罐工（一一） 木型工（木工ヲ含ム）（二） 塗工（一）

計 四十七人



## 第五期 大正時代

## 第一章 概 説

大正に於ける實業教育を稽ふるに當り、第一に留意すべきは明治時代とは著しく異なる時代相を帯び來れることである。曩に述べたやうに明治時代は封建制度を解消して中央集權を確立し、歐米文化の輸入、制度の革新、國家秩序の樹立に日も尙ほ足らざる有様であつた。就中開國進取の國是定まると共に、歐米の文化は堰を破れる奔流の如き勢を以つて流入し、其の影響するところ特に大なるものがあつた。従つて明治時代に於ける教育思想や教育制度は迂余曲折に終始したことも亦已むを得なかつたところであらう。之に較べると大正時代は教育的方面より觀ても割合に落着きのある、自己の心構へで進んで行く所謂自主的内容充實の時代と云ふことが出来る。

大正間に於ける大事件は何としても歐洲大戰である。有史以來の大事件であつただけに、その影響は世界的であり、最深刻なるものがあつた。我國も亦經濟的に思想的に甚大な影響を受けたことは云ふ迄もない。之を思想方面より觀察すれば、ウィルソンの提唱に係る國際聯盟の結成と共に恒久平和に關する世界的要望は軍備縮少への要求となり、軍國主義帝國主義思想は漸く影を潜めて民主主義思想が高調せられ、その結果我國に於ては政治的に普通選舉の要求となり、經濟的には勞働者の開放運動となり、教育にあつては自由教育の主張となつて現はれた。

民主主義思想の飛躍的展開は教育界に重大なる問題を醸成せしめた。所謂思想問題である。露西亞革命の推移は拍車を加へて此形勢を助成し、思想對策は重要な國策の一となるに至つたことは刮目に値する事實である。

大正の後半期は政治的にも經濟的にも社會的にも産業的にも思想的にも極めて多事多難な時代であつたが、伸びんとする國家の力に伴隨し、更に國運を賭して戦つた大戰の經驗に鑑み、教育制度に根本的改革を加へんとする歐米諸國の實例に刺戟せられて我國の教育も亦その規模に於て内容に於て著しき進歩を遂げた。寺内内閣の召集した臨時教育會議の活動、原内閣に於ける高等諸學校の増設擴張を始めとして義務教育費國庫負擔の問題實業學校令の改善師範教育の振興青年訓練

所の創設等幾多の事例を擧ぐる事が出来る。

曩に述べた通り、大正期間は教育上に於て規模擴張の時代であり、内容充實の時代であり、明治期間とは面目を異にして大なる收獲を擧げたのであるが、要するに躍進を重ね來つた明治教育を完成する意味を多分に有つて居たことは云ふ迄もないにしても、同時に多角的に世界的變局と國內的狀勢に影響され促進された結果と見るべく、之等四圍の事情を考慮せずには當時の教育に妥當なる判斷を下すことは出来ない。

特に實業教育は産業事情と直接緊密なる關係に立つものであるからその發展過程を説くに當つて先づ當時の産業狀勢を一瞥する必要がある。

## 第二章 大正に於ける産業の發達

我國の産業は日清戰爭を契機として近代的産業の根柢を築き、外資の輸入、銀行制度の整備證券市場の發達等と相俟つて惠まれ日露戰後著しく海外市場を擴大し、政府の商工立國策は彌が上にもその發展に拍車を掛ける結果となり我國は明かに農業國よりも工業國へ轉換するの機運に逢着しつゝあつた矢先きに、大正三年に歐洲大戰が勃發し交戰國とは云へ、事實戰爭の埒外に立つた我國の産業を壓迫しつゝあつた歐米製品の輸入を杜絶したるのみならず交戰國より軍需品注文が殺到し、更に東南洋に於ける市場を獲得するに至つた結果我國産業界は未曾有の殷賑を極めた。此の黄金時代も大正九年の反動に依つて泡沫の如く消滅したとは云へ、歐洲大戰は我國産業をして粗工業より精工業へと轉向する機會を得しめ我國をして工業國として鞏固な立場をとらしむる誘因となつたことは争ふべからざる事實である。

歐洲大戰中に於ける産業躍進の結果は炭價の暴騰となり、勞働賃銀の急騰となり、是に水力電氣の發達を促し、機械利用の普及を招徠し、工場、鑛山の動力化、機械化等近代産業の基礎工事を成就したるのみならずその余勢は水産業農業にも及ぶに至つたこと注目し値することである。

然らば大正期間に我國の産業は如何なる發達を遂げたか。これら各部門に就て觀察しようと思ふ。



### 第一節 工業

近代産業發達史の大宗は工業發達史であり、工業の發達は工場工業の發達に他ならない。大正年代に於ける工業の發達亦工場工業の發達を觀察することに依てその大體を彷彿し得るであらう。

先職工數の増減より其の發達を見るに明治四十年の職工總數は八十萬人にして大正十四年には一躍百八十萬人に増大し實に百萬人の激増を示す。而して其の發達率の最も大なるは特別工場、機械器具工場、飲食物工場にして、大正三年を一〇〇とする大正十四年の指數は總數の一八一に對し、前者三八六、真中二九一、後者二二〇になる。之に次ぐは化學工場の一八一染織工場の一七一、雜工場の一七〇を示し、何れも歐洲戰中戰後の發達は特に大である。次に工場數を見るに、明治四十年の三萬二千餘が大正十四年には四萬九千餘となり、五割の増加に過ぎざるも、一般的傾向より云へば工場工業の發達が工場規模の増大を來たしたる結果である。然し機械器具工場數の如きは大正三年を一〇〇とする大正十四年の指數二二五にして、同じく職工數のそれは二九一を示す。右と飲食物工場を示す一七八を除外すれば、何れも一二三乃至一五四に止り、其の他の主要工業の工場數は明治四十年に比し何れも逆に減少してゐる。之を以つて當時の工場別工業の如何に充實しつゝありしかを窺ひ得るであらう。

工場工業の發達に伴ふ特徴は原動力利用の機械の採用である。従つて工場數職工數の如き増減より工場生産額の増大を推測し得るのであるが、他方物價の騰貴あり、其の増大は特に著しきものを認め得るのである。左表に示す如く工場總生産額は明治四十二年の七億八千萬圓より大正十五年の七十一億五千四百萬圓に上り、實に十倍の増大を來たしてゐる。此の間物價の騰貴を平均二倍と見ると約五倍の激増である。尤各工業部門の増加率は勿論多少の差異有り、物價騰貴を考慮するも、金屬工業は約十三倍、機業工業は約六倍半紡績工業の如きは僅かに三・七倍に過ぎない。

工場生産額表 (單位千圓)

紡織工業	明治					大正																											
	四	二	大	正	三	大	正	八	大	正	十	一	大	正	十	五																	
	三	八	八	〇	〇	九	六	二	〇	二	六	一	三	二	九	五	九	〇	〇	二	四	八	一	二	二	七	二	八	七	二	一	一	七

金屬工業	機械器具工業	窯業	化學工業	製材及木製品工業	印刷及製本業	食料工業	瓦斯及電氣業	其他工業	工賃加工料修繕料計	明治					大正																																						
										四	二	大	正	三	大	正	八	大	正	十	一	大	正	十	五																												
一七〇七〇	四〇九七四	二四七二九	八六四一四	一九九三二	一五六九八	一四七二四〇	三二一八六	八二六六	七八〇五二	四七九六五	一〇九〇六	三四三〇九	一七五八四九	二七九四三	二六四四八	二一九九三九	二五二五二	四六八七二	三五八六三	一三七一六〇八	三三八二四八	七一六二四一	一七五四三六	七七六九四三	一五七九五四	六六二四八	七四〇六七三	六六六四九	二〇一八七六	二〇一四六四	六・七三七・六三三	二五三・二五八	五四五・四四七	一六七・〇一八	五七二・一三六	一五八・五八七	九九・五四一	八八・四八七	四四・九九八	一七五・八一二	二九五・八一〇	五・六四三・三二一	四四七・〇五八	五三八・九一七	二〇一・七四七	八一三・四〇四	一八五・三四三	一五八・〇五二	一二四・九三三	一五〇・〇一六	二二五・九〇三	三〇四・〇〇二	七・一五四・七九七

之を工場生産額全體に對する位地より見れば紡績工業は依然其の首位を占め、次いで食料品工業である。然し此の兩者は共に著しく地位を低下し、前者は明治四十二年の五〇%より大正十五年の四〇%に、後者は一九%より一七%に夫々低下を示してゐる。これ即ち他工業の飛躍的發展の效果にして、機械器具工業は五%より八%に、金屬工業は二%より六%に、工賃加工料修繕料は一%より四%への増大これである。

次に當時の我工業に於ける重要産業の種別をその生産額の大小に依つて窺ふに、大正十五年現在に於て、年額一億圓以上の生産を爲す工業は、生絲、綿絲、紡績、綿織物、清酒、絹織物、砂糖、紙、毛織物、小麥粉、製材、電氣、綿布染色の十二種にして、中五億圓以上に達するは生絲、綿絲紡績、綿織物の三種に過ぎない。同じく大正十五年現在に於て年額五千萬圓以上の生産を爲す工業は十種を數へ、醬油及溜、セメント、人造肥料、絶縁電線、車輛、裁縫品、工業藥品、船舶、ゴム製品、鑄物の順序である。之に亞ぐは硝子製品、賣藥、電氣器具、鍍金製品、船舶修繕、銅線、綿布漂白整理、綿麻製網、繩網にして何れも年額三千萬圓以上を占める。

### 第二節 鑛業



我國鑛業は明治二十年より三十年代にかけて、鑛業技術の進歩と鑛業資本の蓄積に依つて、既に將來の發達を豫約されてゐた。のみならず運輸機關の普及、政府の保護政策、需要の増加就中輸出の増大はこの氣運に拍車を加ふるに至つた。斯くて從來は個人經營なりし我鑛業も次第に會社組織の形態を採り、大正年間に入るや、愈々顯著なる發展を遂げて鑛業會社は明治三十五年の百二十一會社（拂込資本一千九百五十九萬圓）より大正元年の百四十一會社（拂込資本一億三千八百十三萬圓）に飛躍してゐる。

以上の發展を端的に生産額に依りて窺ふに、我國鑛産額は明治二十年に八百二十萬圓同四十年に一億二千餘萬圓、大正十四年には三億七千八百萬圓と飛躍してゐる。然し乍ら之を我國産業全體より見るならば未だ尙ほ全産額の三・一%（大正十四年）に過ぎず、以つて鑛業の我國産業上其の地位の如何に低きかを知らることが出来やう。

翻つて其の内容を見るに、その七割乃至八割は常に石炭及び銅の二者に依つて占められ、僅かに二三割が金、銀、石油、鐵、硫黄が之を占めるのみである。而かも、石炭は日清戦前に於ては三十七・八%なりしも、歐洲戦後は六十七・%に増大し、之に反し銅は歐洲戦中迄は大體三〇%内外なりしに戦後には一〇%内外となり著しく衰退を來した。斯くて大正十一年には石炭、銅、石油を合して全鑛産の九一%を占め、同十四年多少低下せるも尙ほ八七・三%を示してゐる。次に鑛産額内譯表を示さん。

鑛産額内譯累年表（單位千圓）

	石	炭	銅	石	油	其	他	計
明治二〇	三〇七七	二、四一九	一二六	二、五七八	八、二〇〇			
明治四〇	六〇、五五六	三三、七二九	五、二七七	二一、九六五	一一一、五二七			
大正一	六二、四八一	四〇、二五二	八、三七七	一九、一三一	一三〇、二四一			
大正一六	一四〇、五二五	一一八、六九二	二二、一九五	八三、三三九	三六五、七五一			
大正一一	二五二、〇一一	三六、七八五	三二、三七八	三一、六〇四	三五二、七七八			
大正一四	二三七、八八三	五三、四六八	三九、九九八	四七、一〇三	三七八、四五二			

只茲に注意すべきは、先づ、歐洲戦前迄は大體に於て増加を續けて來た鉛、硫黄、安質等の如き雜鑛物生産が戦後には

著しく減退せること、全鑛産を通じて其生産額が大戦を轉機として増加の行き止りを來したることである。蓋し石炭の代用なる水力電氣の發達の他鑛産資源の涸竭勞賃の騰貴に因るところ大なる爲めであらう。

### 第三節 水産業

我國の水産業は本業者は五十九萬七千、副業者二十四萬（大正九年）にして、人口より見れば極めて重要な地位を占むるに拘らず、その産業としての地位は他産業に比して云ふに足らず、近年の異常なる發展を以つて尙ほ其の生産額は全産業の五%内外に過ぎない。

水産業も他産業と同じく日清戦後に於て發達の基石を据へたのであるが、明治の末年迄は沿岸漁業の域を脱せず、水産物製造業も甚だ幼稚なりしも、明治三十一年の遠洋漁業獎勵法の發布を轉機として、漁業の動力化が叫ばれ、動力船の増大を來せると共に水産業全般に亘つて活況を呈し、歐洲戦後には更に急激なる發達を見るに至つた。斯くて動力船に於ては大正元年の千二百三十三隻より大正十四年の一萬二千八百十三隻に増加せる、捕鯨業、汽船トロール漁業、汽船底曳網漁業、工船蟹漁業、延縄流縄漁業等の各種の漁業に迄及ぶことゝなつた。従つて漁獲高も明治四十年の三百六十四萬圓より大正十四年の七千二百二十八萬圓と云ふ激増を見るのである。漁場も極めて擴大せられ、近海漁業は勿論、朝鮮近海、黄海、臺灣近海より遠くはオホーツク海沿海洲フィリッピンに迄遠征し水産業第一の地歩を占めてゐる。

更に大正年間に於ける水産業の發達に於ては養殖業の發達を逸してはならない。鮭、鱒、鰻、鯉、鮎、海苔、牡蠣等は其の主なるものであるが、今明治三十六年、大正三年、大正十四年を比較するに養殖用面積は九千三百萬坪、一億四千二百萬坪、一億九千九百萬坪と増加し、其の收穫高は百三十六萬六千圓、四百八萬七千圓、一千八百八十八萬四千圓と飛躍してゐる。この外水産物製造業も發達著しく明治三十六年の三千四十八萬圓より大正十四年の二億二千萬圓の巨額に達した。斯くて水産額總計は明治三十六年の七千四百萬圓より大正三年の一億五千七百萬圓となり、大正十四年には一躍五億五千一百萬圓に達した。勿論物價騰貴の因るところも見逃し得ないとは云へ、大正年間に於ける水産業の發達の如何に目覺しきものなりしかを物語るものであらう。



第四節 農業

日清戦争以前に於ける我農業は租税負擔の軽減と輸出販路の擴大とに因つて著しき發展を遂げたが、日清戦後に於ける農業の發展は先づ農業技術に負ふところ大なるを見るのである。其の一端を米一段當り生産額の推移に見るに明治三四—三八年平均指數一〇〇に對し、大正元年一四・二、大正三十四年一三〇を示すも、作付反別は同期間に一〇四・八及び一一〇内外の推移を示すに過ぎない。以上の變化は米のみならず大麥、小麥に關しても亦同様にして當時技術の進歩の如何に著しきかを物語るものである。

次に農業發達の要因には農産物價の騰貴を擧げなければならぬ。國民經濟の商工業化と銀塊相場の下落とが其の主因を成すのであるが、今代表的に米價の變遷を見るに、明治二一—二五年に至る米價平均は一石六圓八十三錢なるに對し、三一—三五平均は十二圓三十七錢、四一—大正元年平均は十六圓十三錢となり、歐洲大戰中は一時五十圓内外の高値を示した。以つて農業利潤の増大を推測し得るであらう。他方交通機關の發達普及に伴ひ、肥料は廉價となり、農産物の賣買は有利となり、斯くて農業の發達は愈々促進せられるに至つた。次に農業の發達を示す概觀的な統計を示さん。

年次	農家戸數 (千戸)	地主數 (千戸)	田 (千町)	畑 (千町)	合計 (千町)
明治三六	五・三五九	—	二・八三二	二・四三四	五・二六七
四〇	五・四〇六	—	二・八五〇	二・五八七	五・四三七
大正一	五・四三八	—	二・九三一	二・八二六	五・七五七
六	五・四六六	—	二・九九七	二・九五六	五・九五三
一一	五・四三九	—	三・〇五〇	三・〇四〇	六・〇九〇
一四	五・五四九	—	三・一〇二	二・九六五	六・〇六七

只茲に注意すべきは自作地の割合減少し、小作地の割合は明治三十六年四四・四九%より大正十一年には四六・三八%に上り、不勞地主の増大となり大正七八年より小作爭議の熾烈化を示せること、並びに日露戦役を劃期として雜穀凋落して主要農産物の約七割は米と藁との二品に集中せられたることである。即ち大正三年に於ては、米の割合四九・五%、藁

一二・五%計六二%なりしものが、大正十四年には米五〇・九%、藁一九・七%計七〇・六%に迄上昇するに至つた。而して残り二九・四%中には麥類の八・九%、米麥以外の食田農産物七・一%、蔬菜及花卉六・九%、工藝用農産物は僅かに二・九%を示すに過ぎない。

大正年間に於ける我國農業は兎も角右の如く顯著なる發達を遂げて來たものではあるが、其の發達にとり幾多の不利なる影響を蒙られるを忘れてはならない。其の第一は政府の採る商工立國策に基く犠牲にして、租税負擔の過重となつて表はれて居る。其の第二は臺灣朝鮮等の植民地農業の發達が其の競争の爲め内地農業に多大の壓迫を蒙らしめたことである。歐洲大戰は斯る惡影響も一時之を堰止めて短期間我農業を繁榮に導いたとは云へ、一度大戰の終焉するや、益々壓迫の力を擴大し異常なる農村不安として昭和年代に迄持越さるゝに至つた。

第五節 商業

日清戦争以降大正に至る我國商業の發達は特に對外商業に於いて其の特色を認めることが出来る。日清日露の戦勝、明治三十三年の條約改正を経て我國の海外發展は特に著しく、大正年間に入るや歐洲大戰あり、茲に歐米貿易の虚を衝きて邦商の一大飛躍を遂げ異常なる發展を示すに至つた。即ち明治二十年と大正十一年とを比較するに我が貿易總額中、邦商の取扱へる額は一二・三%より八二・五%に増大し、我が貿易港の出入せる汽船中邦船の占むる割合は一五・九%より六四・九%に飛躍してゐる。

斯る傾向は外國爲替の取扱高、輸出入品に對する海上保險に就きて見るも亦同様である。以上の如き事實を他の面より語り得るものは、貿易外收入の激増である。即ち海運關係の收入は大正三年僅かに四千三百三十萬圓なりしものが、歐洲戰中の大發展は姑く措くも、大正十五年には一億九千四百萬圓に飛躍し、保險關係收入また六百三十萬圓より一億三百萬圓に膨脹してゐる。尙ほ邦商の海外市場に於ける諸事情は好轉し勞務利益は四千五百三十萬圓より一億二千八百萬圓に増大してゐる。以上に依つて極めて指表的に之を見るも、大正年間に於ける我が對外商業が長足の進歩を齎らせしを看取し得るであらう。



## 第三章 實業教育制度

## 第一節 概 説

明治の教育は國民一般の教養の水準を高むること、國民の指導的位置に立つべき者の養成とに主力を注ぎ、實業教育に對しては社會は大なる關心を示さなかつたことは事實であるが、日清戦役を契機として我國産業の根柢は築かれ明治の末期より大正に至つて前章述ぶる如き異數の發達を遂ぐるに至つた結果實業教育に關する社會の關心を深うし實業教育の發達を庶幾せしむること漸く熾烈なるものがあつた。

大正期間十五年の歴史は歐洲戦争を重心として理解せらるべきは云ふ迄もない。歐洲戦争は我國に如何なる影響を及ぼしたるか、特に我國の産業は爲めに如何なる發展を遂ぐるに至つたかに關する大體は既に述べたところである。斯くの如き状態を背景として我國の社會は實業教育に對して如何なる要望を抱くに至つたかを考察することは實業教育發達を説く上に最重要なることであらうと思はれる。然るに後に述ぶる如く大正期間は教育制度の上に非常の充實を示し膨脹を示した時代である。蓋し歐洲大戦争の影響による社會状態が教育に反映して事是に至らしめたるに外ならぬ。

右に述ぶる如く社會状態の變遷と共に教育制度の上にも大なる變革が要望せられ、その根本方針を確立すべく妥當なる機關を設置することの要望は社會の輿論であつた。斯くて、大正二年三月十九日、第三十議會の貴族院には教育調査機關設置の建議が提出され、多數の賛成者を得て成立し、政府は大正二年六月十三日勅令を以て教育調査會官制を公布した。教育調査會は文部大臣の監督に屬し、教育に關する重要な事項を調査審議し、文部大臣の諮問に應じ且進んで建議を提出し得る機關である。最初の總裁は樺山資紀、次で加藤弘之、蜂須賀茂韶等歴任し、副總裁は文部大臣とし、會員は二十五人以内の規定であつたが、後三十人と改めた。斯くて明治二十九年設置されたる高等教育會議は教育調査會設立と共に廢止されるに至つた。

大正六年九月廿日、勅令第五百五十二號を以て、「臨時教育會議官制」を公布し、「教育調査會官制」を廢止した。臨時教育會議は内閣總理大臣の監督に屬して、教育に關する重要事項を調査審議し、内閣總理大臣の諮問に應じ意見を開申し、又

は内閣總理大臣に建議することを得るものである。而して總裁一人、副總裁一人、委員四十名以内を以て組織し、特別の事項を調査審議するの必要ある時は臨時委員を置くこととした。爾後一年有餘の時日を費して多年の懸案たる學制の根本問題に關し最も有力なる決議を見るに至つた。次に本會議の實業教育に關する決議事項を示すに先立ち、明治以後に於ける學制問題の由來を明かならしめん。

學制問題の發端は遠く明治廿七年の井上文部大臣時代に有するのである。明治廿七年の「高等學校令」に於ては高等學校の目的を定めて、専門學科の教授を本體とし、帝國大學に入學するもの、爲めに豫科を設置し得るものとした。然るに高等學校は事實上大學豫科を本體とせるところより、日清戦役後右の名實相伴はざる學制の改革が叫ばれるに至つた。其の具體的内容に關しては議論紛々として歸することを知らなかつた。大正二年に至り奥田文部大臣の時同年六月高等教育會議を廢止して教育調査會を設け、學制問題を根本的に審議せんとせしも、内閣の更迭と共に重要問題に觸れるを得ずして事止み、同六年岡田文部大臣及び臨時教育會議が開催せられて、初めて教育上多年の懸案たる問題を悉く解決したのである。

臨時教育會議に對し、内閣總理大臣より諮問したる事項は小學校教育高等普通教育、大學教育及び専門教育師範教育視學制度女子教育實業教育通俗教育學位制度等極めて多方面に亘る。臨時教育會議は其の諮問に對し慎重審議の上、一々詳細なる決議を爲し希望條項を述べ理由書を附して答申した。此決議事項は我國現行制度の基礎たるべきもので、その中實業教育に關する事項を摘録すれば

## 師範教育改善決議事項

一、師範學校中學校高等女學校ニ於ケル實業科目ヲ受持ツヘキ教員ノ資格ニ關シテハ大體現制ニ依ルコト

一、實業學校教員ノ資格ニ關シテハ大體現制ニ依ルコト

## 女子教育改善決議事項

女子ニ適切ナル實業教育ヲ獎勵スルコト

## 實業教育改善決議事項

一、實業教育ニ關スル現在ノ制度ハ大體ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト

一、實業教育ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ益々其ノ振興發達ヲ圖リ國庫補助ノ増額其他適切ナル獎勵ノ方法ヲ講スルコト



- 一、實業學校ニ於テハ技能ニ偏スルノ弊ヲ避ケ德育ニ一層ノ力ヲ用ヒ人格ノ陶冶ニ努ムルコト
  - 一、實業學校ニ關スル行政機關ヲ整理スルコト
  - 一、實業學校ニ關スル規定ハ一層之ヲ寬ニシ益々實際ニ適切ナラシムルコト
  - 一、實業學校職員ノ待遇ヲ厚クスルハ現時ノ情勢ニ鑑ミ特ニ之ヲ急務トスルコト
  - 一、實業學校ト實業界トノ聯絡ヲ一層密接ナラシメ相互ノ教育ヲ促進スル方法ヲ講スルコト
  - 一、實業補習教育ハ益々其普及發達ヲ獎勵シ成ルヘク速カニ之ヲ全部又ハ一部ノ義務教育トナシ得ルニ至ラシムルコト
  - 一、實業補習學校中特ニ其ノ程度ノ高キモノハ制度上別ニ之ヲ認メ其ノ職員ノ待遇ニ就キテモ相當ノ規定ヲ爲スコト
- 其他各般の決議に基き大正八年以後文部省、實業教育制度に多くの改正を加ふるに至つた。

### 第二節 高等教育機關の大擴張

本期に於ける教育行政中最重要な事項は恐らく高等教育機關の大擴張を行つたことであらう。寺内内閣時代、既に岡田文部大臣は斯る意圖を抱いて居たが實現するに至らずして更迭し、原内閣に至つて中橋文部大臣により實現せられ多年國民輿論の要求たる高等教育機關の大擴張が實現された。原内閣が高等教育機關擴張を計畫しつゝある時、皇室に於ては御内帑金壹千萬圓御下賜の御沙汰があり、原内閣は四千四百五十餘萬圓の追加豫算を第四十一議會に提出した。此の計畫は大正八年度より大正十三年度に至る六箇年間に總收容力を二萬人に達せしめ高等學校は現在の八校を二十五校に、高工八校を十八校に、高等農業五校を十校に、高等商業五校を十二校に、外語一校を二校に、藥學專門を二校まで増設し、其他既設の學校を擴張し又は大學豫科の新設する等により大々的擴張の斷行を企圖したのである。是がために大正七年十二月大學令を公布し、官立大學の外に公立私立の大學を認め、綜合大學の外に單科大學を認むると同時に高等學校令を定め、從來の大學豫科を廢して高等普通教育の機關とし、入學資格を中學四年修了とせること既に述べたる通りである。

高等教育擴張の法律案 大正八年二月十五日第四一議會衆議院(政府提出)  
 政府は大正八年度より大正十三年度に至る六年度に於て高等諸學校創設及擴張費支辨の爲總額三千四百五十五萬圓を限り公債を發行し又は借入金爲すことを得

前項の經費中帝國大學の擴張に關するものに付ては帝國大學特別會計法を適用す  
 本案に對する中橋文部大臣の説明は極めて簡單にして、當時高等教育機關擴張の必要を痛感することに於ては全然共鳴するところにして多言を要せざることを裏書しつゝあるの感がある。本案は三土忠造外八名の特別委員は附託せられ審議を重ね、三土委員長はその經過に關し左の如き報告を試て居る。

(前略) 高等小學校創設及擴張に要する經費、總額四千四百五十五萬圓になつて居るが、其中一千萬圓は畏多くも御下賜金の御下附であり、其残り三千四百五十五萬圓を限り、公債又は借入金に依ることを得る。而して此公債及借入金に依り經費を帝國大學の擴張に使ふ場合は從來ならば帝國大學特別會計に繰入れて使用すべきであるが、同様な手續をとらず、文部大臣に於て直接に之を使用することを得ると云ふ權能を得やうと云ふ法律案である。中略。此四千四百五十五萬圓の金を以て六箇年間に完成せんとする學校は、全く創設に屬するものと既設學校の擴張に屬するものと二種ある。其中商業學校及專門學校の創設二十九校、即ち高等學校十校、商業學校七校、農業學校四校、工業學校六校、藥學校一校、外國語學校一校である。次に帝國大學に新に學部を新設するもの四つ、專門學校中東京高等商業學校及五官立醫學專門學校を單科大學に昇格する計劃にして、專門學校と大學の學部とを合せれば、總體で三十九である。次に既設學校中擴張する六實業專門學校二帝國大學の學部が六合せて八である。是だけを創設若くは擴張する爲に、四千四百五十五萬圓を要す。尙ほ其經費の割當を大別すれば全然創設に屬する高等學校及專門學校二十九校の創立費二千五百萬圓大學部の創設、專門學校の昇格、大學專門學校の擴張等に於て一千五百萬圓、而て右創設擴張に伴ひ教官の養成を必要としその經費約四百五十萬圓となる。而して此法律案に依れば寄附金は悉無と看做しつゝあり。即ち政府が公債若くは借入金を爲し得る最高限度を規定したもので若し寄附金等あればそれだけ公債若くは借入金額は減少する譯なり。寄附金に對しては、各地方の人々が最聽かんと欲する問題なり。寄附金に對しては、政府は之を希望し又勸誘するが強要はしないと云ふ事が政府の言明である。次に寄附金は主として個人、殊に富豪の寄附を歡迎する。併し學校の寄附のために縣債を募集することは許さない。即ち縣債に依りて得た所の寄附は受付けない。市債若くは町債は避けたいが必しも絶対に否とするのではないらしい。(中略)委員會で質問された重要な問題は、御下賜金は高等教育機關の創設擴張のみに使ひ、他の普通教育に使ふ譯には行かぬか、恰も政府は高等教育機關に重きを置いて普通教育の方を輕視するの嫌ありはせぬかとの事なるが、文部大臣が本議場に於て御沙汰書を朗讀された通り皇室に於かせられて、政府が高等教育機關の擴張を計畫しつゝあつたことを閉ざされての御下賜と云ふ質問があつたが、是亦別問題である。政府の計畫に對しての御下賜金なれば他に用ゐる譯には行かぬと云ふことなり。本案に對し



學校増設の必要は各委員共認め全員一致を以て賛成したが、矢張賛成の場合色々意見の陳述あり。是は或は希望であり、或は非難のやうにも開ゆるが、兎に角之を紹介すれば此擴張は洵に結構なれど、官立學校の爲めに多數の寄附を集めれば私立學校に對する寄附金が減殺せらるゝ虞あり、第二に普通教育を輕視する嫌あり、第三は理化學研究發明等に必要なる施設の見るべきものが無き事を遺憾とする。故に政府は此計畫を遂行すると同時に是等の諸點に就ても十分に意を用ゐられたしと云ふことになる。又學校増設は刻下の必要といふよりも寧ろ、入學志望者の數に重きを置いたといふ嫌がある。それから高等教育機關の増設と共に、中等以下の國民の教育にも十分力を用ゐられんことを望むと云ふ希望もあり。此計畫の爲めに私立學校を壓迫する虞が無きにし非ず。之を保護獎勵すべしと云ふ文部大臣の言明に信頼して本案に賛成すると云ふ意見の陳述もありしことを報告す。政府は高等諸學校に是程金を用ゐるならば普通教育にも大に力を用ゐて然るべきに非やと云ふ質問に對し、政府は高等教育と普通教育との間に、何等輕重本末の別を持つて居らぬ、同様に之を尊重して居る、隨て普通教育に對しても、是迄既に色々考慮して居るのみならず、是から將來に於ても十分盡す所がある。唯々此高等諸學校の擴張を急務とするは、是まで毎年數萬の子弟が學校の門に集つて、激烈なる競争試験を通過する事が出來ずして路傍に呻吟して居る。此狀を救済する爲めに之を急務としたのである。尙ほ教育一般の改善振興に付き、現内閣の最も重要なものゝ一つなれば、十分力を用ゐると云ふ政府の言明であります。以上のやうな次第で、右兩案とも委員會は滿場一致を以て可決致した云々。

要するに普通教育の普及と共に高等諸學校入學志願者激増し、ために嚴重なる選抜試験が行はれ、多數の青年は過度の勉強の爲めにその心身を害ひ或は志を得ずして社會に放浪し自他の禍を招徠する結果となり、教育上寒心に値するものあり、委員會に於ける議論として三土委員長の紹介する如く政府の考慮の重點は寧ろ如上の點に存し、國家としての發育計劃に基くことを第三義に置きたるの感なきに非ず。莫進本を經過の結果實業教育に於ては横濱、廣島、金澤、仙臺、東京工藝、神戸の六工業専門學校が増設せられたるのみならず、私立明治専門學校の組織を變更して官立となり、農業専門學校に於ては鳥取、三重を加へ、商業専門學校に於ては、東京高等商業學校が組織變更して大學となり一校を失つたが、更に名古屋、福島、大分の三校を加へたる外神戸高等商船學校の設立を見たのである。

### 第三節 實業學校法令の改革

明治三十二年二月實業學校令が發布せられ、續いて實業諸學校規定の公布を見、我國の實業教育體制大に備はり、駁々躍進として進展しつゝある産業狀勢に順應する用意を整へたのであるが、歐洲大戰を契機とする世界的事情の變遷並に躍

進に躍進を重ねつゝある國內の産業狀勢は實業教育制度をして舊態に晏如たるを許さず、實業教育第一次の大改正を加ふるの必要に迫られた。その經過は次の通りである。

#### 一、實業學校令の改正

大正九年十二月十五日勅令第五百六十四號を以て全般に亘る改正を爲した。改正の要旨を見るに(一)實業學校の目的につき、従來の工業、農業、商業等の實業に従事する者に須要なる教育を爲す云々とあつたのを改め、工、農、商業等を削り實業に従事する者に須要なる知識技能を授くるを以て目的とし「兼て徳性の涵養に力むべきものとす」となした。(二)實業學校の種類中従來農業學校の種類であつた水産學校を獨立させて一種の實業學校となし、徒弟學校は全然工業學校と融合させて其特別な種類を認めたいこととした。(三)市町村等の實業補習學校の設置に關し、従來は一般實業學校の設置と同様に土地の情況に依り順要であつて其區域内の小學校の施設上妨げない場合に限りと云ふ法令上の制限があつたのを廢して之が普及發達を便にした。(四)舊令に於ては「商業會議所ハ實業學校ヲ設立スルコトヲ得」とあつたのを新令に於ては更に之を擴張して、「(第七條)商業會議所農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ云々」と改め、而て同條二項に於て「前項ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス」と規定した。(五)、道府縣立の實業補習學校の設置は他の道府縣立學校に附設する場合に限ると云ふ従來の制限を廢して、獨立の道府縣立實業補習學校を認めた。(六)、公立實業補習學校職員の名稱待遇は公立小學校の例に依ると云ふ規定を廢し、同時に公立學校職員令に依ることとした。以上の諸點が此度の改正の重なるもので其他法文の體裁を整へたものがあるが内容の點に於ける改正ではない。(一)の目的に就き「徳性の涵養」を掲げたのは此度の諸學校令の改正に共通なる事項である。人格の陶冶は教育の基礎たるに依り従來に於ても精神教育を輕視した譯では決してない。殊に明治四十年訓令を以て甲種程度の實業學校に於ける修身教授要目を制定し、修身教授の徹底を期したことは前言の通りである。特に實業學校令に於て此趣旨を明白ならしめて居るのは社會情勢の變化を物語るものと云はねばならぬ。(三)、(四)、(五)、の改正點は實業補習教育の普及發達を企圖せるもので低度の實業教育に當局が力點を置いたことが窺へる。(六)の舊規定の削除は同時に公立學校職員待遇官等等級令を改正して、實業補習學校を同令の實業學校に包含せしめたものである。改正實業學校令の全文を左に掲げる。



改正實業學校令

勅令第五百六十四號（大正九年十二月十五日）

實業學校令中ノ通改正ス

第一條 實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス  
第二條 中「商船學校」ノ下ニ「水産學校其ノ他實業教育ヲ爲ス學校」ヲ加ヘテ「蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水産學校等」ヲ「獸醫學校」ニ改メ同條第三項ヲ削ル

第三條 第一項但書ヲ削ル

第四條 郡市町村、北海道、沖繩縣ノ區、北海道ノ一級町村、二級町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ實業補習學校以外ノ實業學校ニ付テハ土地ノ情況ニ依リ順要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル

市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第五條 商業會議所、農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス

第五條ノ二ヲ削ル

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ實業補習學校ニ在リテハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 削除

第十二條 削除

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、實業學校規程の改正

實業學校令の改正に伴ひ實業學校諸規程も漸次改正された工、農、商、船舶、水産學校規程は大體同一の構造を有するものであるから之等諸規程に共通なる改正の要旨を擧ぐれば、(一)甲種乙種(工業學校に於ては工業學校徒弟學校)の種別を廢し之を融合したる一制定とし修業年限學科目について酌量の餘地をおき、これに依つて實業學校の整備充實を期し

た事、(二)學科目に改善を加へ人格の陶冶に留意して普通學の學習を相當多からしめたこと、(三)實業の學科及學科目の範圍が濫りに廣汎多岐に亘る事の弊を避け教授の徹底を期したこと、(四)實業學校相互の間又は他の學校との關係に於て聯絡を開いたこと、(五)長期に亘り實習のみを課することを認めたこと、(六)女子に關する規定を一般に設け、女子の實業教育に刷新を加へた事が其の主なるものである。各學校規程に特殊なるものを擧ぐれば、(一)工業商業學校に於ては夜間教授を認む、(二)工業學校に於ては其所在地の工場と聯絡を保ち其設備を實習教授に利用する事を認む、(三)商業學校に於ては二部の制度を認む(大正四年の改正を存続せしものである)、(四)農業學校及商船學校に於ては夫々農業及海事に關する事項を専修する者の爲に、修業年限二年以内の特殊組織に依る學校を認めた事等が主なるものであるが尙以上の改正の趣旨に就いては昭和五年の文部省訓令第十號を参照せられたい。

三、職業學校規程の制定

大正九年の實業學校令の改正に於て「其他實業教育を爲す學校」を認めたので新たに職業學校規程を設け裁縫、家事制菓等に關する教育の發達を助長することを期した職業學校で課する職業の種類が雜多で他の實業學校と同様に律することが困難であるから修業年限は尋常小學校卒業後二箇年のものをも認めた。

四、二種以上の實業學校の學科をおく學校に關する規程の改正

明治三十七年の規程を精密にしたものである。

○文部省令第二號（大正十年一月十二日）

工業學校規程

第一條 工業學校ノ修業年限ハ學科ノ種類、工地ノ情況等ニ應シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ  
一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年  
二、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年  
前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限り一年以内之ヲ延長スルコトヲ得  
土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各號ニ該當セサルモノヲ以テ入學資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得



第二條 工業學校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條 第一學年ノ入學志願者中尋常小學校卒業セサル者又ハ高等小學校若クハ他ノ學校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒業サ

者ニ付テハ試験ニヨリ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

相當年令ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒業タル者又ハ試験ニ依リ相等ノ學力アリト認メタル者ハ第

二學年以上ニ入學ヲ許スコトヲ得

第四條 他ノ工業學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ希望スルモノアルトキハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相當學年ニ編入スルコトヲ得

他ノ工業學校ヲ卒業シタル者ニシテ入學ヲ志望スルモノニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第五條 工業學校ノ每週教授時數ハ實習ヲ除キ二十四時以内トス、但シ低學年ニ在リテハ三十時、高學年ニ在リテハ實習ヲ課セサル期間

其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時迄之ヲ増加スルコトヲ得

實習ノ教授時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條 高學年ニ在リテハ一學年ニ付キ三月以内實習ノミヲ課スルコトヲ得、但特別ノ必要アル場合ニ限リ一月以内之ヲ延長スルコトヲ

得

第七條 教授日數ハ每學年二百十日以上トス、但特別ノ事情ニ依リ臨時休業ナシタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第八條 工業學校ノ學科ハ工業ノ種類又ハ之ヲ細分シタルモノニ依リ左ノ例ニ準シ適宜之ヲ定ムヘシ

機械科 工作機械科 蒸汽工科 船用機關科 內燃機關科 精密機械科 製造用機械科 水力機械科 製圖科 木型科 鑄工

科 機械仕上科 兵器科 造船科

電氣科 電氣機械科 電力科 電氣通信科 電氣鐵道科 照明科

土木科 鐵道科 河港科 道路橋梁科 水道科 水力科 測量科

建築科 木工科 石工科 塗工科 鉛工科

探礦科 炭礦科 石油科 鑛鑛科 冶金科 製鐵科 應用化學科 分析科 塗料科 製藥科

釀造科 製革科 油脂科 製紙科

電氣化學科 電鍍科 電鍍科 電解科 窯業科

製陶科 陶畫科 珐瑯科 硝子科

染織科 色染科 織織科 紡績科 織物仕上科 製絲科 金屬工藝科 木工材藝科 彫金科 鑄令科 鍛金科 原型科 玩具科 家  
具科 漆工科 圖案科 彫刻科 印刷科 製版科

女子ニ付テハ色染 織織 紡績 製絲 圖案 分析其ノ他女子ニ適當ナルモノヨリ選擇シテ之ヲ定ムヘシ

第九條 二學科以上ヲ置ク場合ニ於テハ學科ノ種類、修業年限ニ依リ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ニ爲ササルコトヲ得

第十條 工業學校ノ學科目ハ修身 國語 數學 物理及化學 國畫 法制及經濟 體操並工業ニ關スル學科目及實習トス 但シ修業年  
限、學科ノ種類ニ依リ外國語 博物 地理 歴史 商業大意 工場要項其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身 國語 數學 理科 國畫 家事及裁縫 體操並工業ニ關スル學科目及實習トス 但シ地理 歴史 音樂其ノ他ノ學  
科目ヲ加設スルコトヲ得

工業ニ關スル學科目ハ學科ノ種類、修業年限ニ應シ適切ナル事項ヲ選ヒ之ヲ定ムヘシ

學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十一條 土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亙リ教授ヲ爲スコトヲ得、但午後九時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條 工業學校ヲ卒業シテニ關スル事項ヲ研究若クハ補習セントスルモノアルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在學セシムルコトヲ得

第十三條 工業學校ニ於テ或學科目ヲ選修セシムル爲メ選科生ヲ置クコトヲ得

第十四條 工業學校ニ於テハ主トシテ工業ニ關スル事項ヲ授クル爲メ專修科ヲ設ケ又ハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十五條 工業學校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十六條 工業學校ニ於テハ學科目、教授時數及學級數ニ應シ普通學科目並工業ニ關スル學科目及實習ニ付各相當員數ヲ置クコトヲ要ス

第十七條 工業學校ニ於テハ教室、實驗室、實習場、圖書、器具、機械、標本、模型等ヲ備フルコトヲ要ス、但シ實習場ハ文部大臣ノ認  
可ヲ受ケ便宜他ノ工場ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

徒弟學校規程ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ存スル徒弟學校ハ女子職業學校ヲ除クノ外本令ニ依リ設置セラレタル工業學校ト看做ス

本令施行ノ際現ニ存スル工業學校及前項ノ學校ニシテ本令ノ規定中ニ依リ難キモノハ當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得大正十一年三月  
三十一日マテニ設置セラレタル學校ニ付キ亦同シ



本令施行ノ際現ニ存スル工業學校ニ類スル各種學校ニシテ本令ニ依ラントスルモノニ付テハ第十條及第十六條ノ適用ニ關シ當分ノ内之ヲ斟酌スルコトヲ得

○文部省令第三號 (大正十年一月十三日)

職業學校規程

- 第一條 職業學校ノ修業年限ハ二年以上四年以下トス、但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ學科ノ種類、入學資格等ニ應シ一年以内之ヲ得縮スルコトヲ得
- 第二條 職業學校ニ入學シ得ル者ノ資格ハ年齢十二年以上ニシテ學力尋常小學校卒業程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第三條 職業學校ノ每週教授時數ハ二十四時以上トス
- 第四條 教授日數ハ毎學年二百日以上トス、但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス
- 第五條 試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス
- 第六條 職業學校ノ學科ハ裁縫、手藝、刺糸、寫眞、簿記、通信術、其ノ他特殊ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ
- 第七條 二學科以上ヲ置ク場合ニ於テハ學科ノ種類、修業年限ニ依リ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ト爲ササルコトヲ得
- 第八條 職業學校ノ學科目ハ修身、國語、數學、體操並職業ニ關スル學科目及實習トス、但シ體操ハ之ヲ缺クコトヲ得
- 第九條 前項ノ學科目ノ外修業年限、學科ノ種類ニ依リ理科、國畫、外國語其ノ他ノ學科目ヲ加設シ女子ニ付テハ尙家事、音樂其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得
- 第十條 學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得
- 第十一條 加設學科目又ハ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得
- 第十二條 第七條 職業學校ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ニ準スヘキモノニシテ更ニ或事項ヲ專攻セムトスルモノノ爲メ專攻科ヲ置クコトヲ得
- 第十三條 專攻科ノ修業年限ハ二年内トス
- 第十四條 第八條 職業學校ニ於テハ或學科目ヲ選修セシムル爲選科生ヲ置クコトヲ得
- 第十五條 第九條 職業學校ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル事項ヲ授ケクハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得
- 第十六條 第十條 職業學校ニ於テハ學科目、教授時數及學級數ニ應シ相當員數ノ教員ヲ置クコトヲ要ス
- 第十七條 第十一條 職業學校ニ於テハ教室其ノ他必要ナル諸室、機械、標本、模型等ヲ備ヘス實習ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

文部省令第四號 (大正十年一月十五日)

農業學校規程

- 第一條 農業學校ノ修業年限ハ學科ノ種類、土地ノ情况等ニ應シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ
  - 一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ二年乃至五年
  - 二、高等小學校程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年
- 第二條 前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限リ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得
- 第三條 土地ノ情况ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各號ニ該當セサルモノヲ以テ入學資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得
- 第四條 第二條 農業學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ
- 第五條 第三條 第一學年入學志願者中尋常小學校卒業セサル者又ハ高等小學校若クハ他ノ學校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試驗ニヨリ其ノ學力ヲ檢定スヘシ
- 第六條 相當年齢ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ各課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試驗ニヨリ相當ノ學力アリト認メタル者ハ第二學年以上ニ入學ヲ許スコトヲ得
- 第七條 第四條 他ノ農業學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアルトキハ試驗ヲ行ハスシテ之ヲ相當學年ニ編入スルコトヲ得
- 第八條 他ノ農業學校ヲ卒業シタル者ニシテ入學ヲ志望スルモノニ付テハ前項ノ例ニ依ル
- 第九條 第五條 農業學校ノ每週教授時數ハ實習ヲ除キ三十時以内トス、但シ實習ヲ課セサル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限リ三十三時マテ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第十條 實習ノ教授時數ハ學科ノ種類、土地ノ情况等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
- 第十一條 第六條 農業學校ニ於テハ一學年ニ付二月以内實習ノミヲ課スルコトヲ得、但シ高學年ニ在リテハ一月以内之ヲ延長スルコトヲ得
- 第十二條 第七條 教授日數ハ每學年二百日以上トス、但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス
- 第十三條 試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス
- 第十四條 第八條 農業學校ノ學科目ハ修身、國語、數學、物理及化學、博物、法政及經濟、體操並農業ニ關スル學科目及實習トス。但シ修業年限、土地ノ情况等ニ依リ地理、歴史、簿記、圖畫、手工、外國語其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得



女子ニ付テハ修身 國語 算學 理科 家事及裁縫 體操並農業ニ關スル學科目及實習トス但地理 歴史 簿記 圖畫 音樂 手藝 其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

第九條 農業ニ關スル學科目ハ作物 園藝 土壤 肥料 作物病蟲害 畜産 家畜生理 農産製造 養蠶 蠶體生理 蠶病 製絲 農業 經濟 造林 森林保護 森林利用 森林數學 森林經理 農林工學 獸醫 水産其ノ他必要ナル事項ヨリ選擇シテ之ヲ定ムヘシ

第十條 女子ニ付テハ耕種 園藝 畜産 農産製造 養蠶 製絲其ノ他女子ニ適當ナルモノヨリ選擇シテ之ヲ定ムヘシ

第十一條 學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 農業學校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ學科ヲ農業科、養蠶科、園藝科、畜産科、又ハ林業科等ニ分チ其ノ一學科又ハ數學科ヲ置クコトヲ得

第十三條 二學科以上ヲ置ク場合ニ於テハ學科ノ種類、修業年限ニ依リ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ト爲ササルコトヲ得

第十四條 農業學校ヲ卒業シ特ニ農業ニ關スル事項ヲ研究若クハ補習セムトスルモノアルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在學セシムルコトヲ得

第十五條 農業學校ニ於テハ或學科目ヲ選修セシムル爲メ選科生ヲ置クコトヲ得

第十六條 農業學校ニ於テハ主トシテ農業ニ關スル事項ヲ授クル爲メ專修科ヲ設ケ又ハ臨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十七條 農業學校ニ於テハ教室、實習室及實習ニ必要ナル建物、圖書、器具、機械、標本等ヲ備フルコトヲ要ス

第十八條 農業ニ關スル事項ヲ專修セムトスル者ノ爲メニ特殊ノ組織ニ依リ修業年限二年以内ノ學校ヲ設クルコトヲ得

第十九條 前項ノ學校ノ入學資格、教授ノ日數及時數、學科目等ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第二十條 前條ノ學校及專修科ノ教場ハ隨時必要ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 獸醫學校ノ修業年限ハ四年トス、但シ特別ノ必要アルトキハ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第二十二條 獸醫學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢十四年以上ニシテ高等小學校卒業程度ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第二十三條 獸醫學校ノ學科目ハ修身 國語 算學 物理及化學 博物 法制及經濟 體操並獸醫ニ關スル學科目及實習トス、但シ外國語、其他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

附 則  
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル農業學校ニシテ本令ノ規程中之ニ依リ難キモノハ當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル學校ニ付亦同シ

文部省令第五號 (大正十年一月十八日)  
二種以上の實業學校の學科を置く學校に關する規程

第一條 工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校及職業學校ノ内二種以上ノ學校ノ學科又ハ之ヲ併合シタル學科ヲ置ク實業學校ヲ設クルコトヲ得

第二條 前條ノ實業學校ノ修業年限、入學資格、學科目及其ノ程度、設備等ハ業科ノ種類ニ應ジ工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程水産學校規程又ハ職業學校規程ニシ準シ之ヲ定ムヘシ

附 則  
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年文部省令第七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際明治三十七年文部省令第七號ニ依リ現存スル實業學校ハ本令ニ依ル實業學校ト看做ス

文部省令第七十號 (大正十年三月十八日)  
商業學校規程

第一條 商業學校ノ修業年限ハ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ  
一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年  
二 高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ三年  
前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限り一年以内之ヲ延長スルコトヲ得  
土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各號ニ該當セサルモノヲ以テ入學資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ三年以上ニ於テ

第五期 大正時代 第三章 實業教育制度  
四九七



ハ適宜定ムルコトヲ得

第二條 商業學校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條 第一學年ノ入學志願者中等小學校ヲ卒業セサル者又ハ高等小學校若クハ他ノ學校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒業サレ

者ニ付テハ試験ニ依リ其學力ヲ檢定スヘシ  
相當年齢ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒業タル者又ハ試験ニ依リ相當ノ學力アリト認メタル者ハ第  
二學年以上ニ入學ヲ許スコトヲ得

第四條 他ノ商業學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアル時ハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相當學年ニ編入スルコトヲ得

他ノ商業學校ヲ卒業シタル者ニシテ入學ヲ志望スルモノニツイテハ前項例ニ依ル

第五條 商業學校ノ每週教授時數ハ三十三時以内トス

第六條 教授日數ハ毎學年二百十日以上トス、但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ爲シタル場合ハ此ノ限りニ非ラス

試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第七條 高學年ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一學年ニ付三月以内商業ニ關スル實地練習ノミヲサシムルコトヲ得

第八條 商業學校ノ學科目ハ修身 國語 數學 地理 歴史 理科 外國語 法制 經濟 體操並商業ニ關スル學科目トス、但シ圖畫工

業大意其ノ他學科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身 國語 數學 地理 歴史 理科 外國語 家事及裁縫 體操並商業ニ關スル學科目トス、但シ圖畫音樂法制及經濟

其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

第一條第一項第一號中ノ學校中修業年限三年ノモノ及第二號ノ學校ニ在リテハ歴史理科ヲ欠クコトヲ得

第九條 商業ニ關スル學科目ハ商事要項 簿記 商品 商業文 商業算術 商業實踐 商業地理 商業史 商業法規 商業英語 タイプ

ライチング、速記術其ノ他必要ナル事項ヨリ選擇シテ之ヲ定ムヘシ

前項ノ學科目中 商事要項 簿記 商品 商業文 商業算術 商業實踐ハ之レヲ欠クコトヲ得ス 但シ第一條第一項第一號ノ學校中修

業年限三年ノモノ、女子ノ學校及特別ノ必要ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ商品、商業實踐ヲ課セサルコトヲ得

第十條 學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十一條 土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亘リ教授ヲ爲スコトヲ得 但シ午後九時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條 第一條第一項第一號ノ學校中修業年限五年ノモノ及第二號學校ニハ第二部ヲ設クルコトヲ得

第十三條 第二部ニ入學スルコトヲ得ルモノハ中學校又ハ高等女學校ノ卒業者若クハ之ニ準スヘキ者トス

第十四條 第二部ノ修業年限ハ一年トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第十五條 第二部ノ每週教授時數ハ三十六時以内トス

第十六條 第二部ノ學科目ハ修身 商事要項 簿記 商品 商業文 商業算術 商業英語 商業法規 經濟トス但シ必要ニ應シ他ノ學科

目ヲ加設スルコトヲ得

第十七條 商業學校ニ於テハ或ル學科目ヲ選修セシムル爲メ選科生ヲ置クコトヲ得

第十八條 商業學校ニ於テハ主トシテ商業ニ關スル事項ヲ授ケタル爲メ專修科ヲ設ケ又ハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十九條 商業學校ニ於テハ學科目教授時數及學級數ニ應シ相當員數ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第二十條 商業學校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第二十一條 商業學校ニ於テハ教室、實驗室、商業實踐室、其ノ他必要ナル諸室、圖書、器具、機械、標本、模型、商品見本等ヲ備フル

コトヲ要ス

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル商業學校ニシテ本令ノ規定中之レニ依リ難キモノハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得、大正十一年三月三十

一日マテニ設置セラレタル學校ニ付亦同シ

本令施行ノ際現ニ商業學校ニ類スル各種學校ニシテ本令ニ依ラントスルモノニ付テハ第八條及第二十條ノ適用ニ關シ當分ノ中之ヲ斟酌

スルコトヲ得

文部省令第十三號 (大正十二年三月三十一日)

商船學校規程

第一條 商船學校ノ修業年限ハ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ五年

二、高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ四年

三、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ三年

第五期 大正時代 第三章 實業教育制度



前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限り一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第二條 商船學校ニ入學シ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條 第一學年ノ入學志願者中尋常小學校ヲ卒業セサルモノ高等小學校第一學年ヲ修了セサル者高等小學校ヲ卒業セサル者若ハ他ノ學校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ハラサル者ニ付テハ試驗ニ依リ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

相當年齢ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試驗ニ依リ相等ノ學力アリト認メタル者ハ第二學年以上ニ入學ヲ許スコトヲ得

第四條 他ノ商船學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スル者アルトキハ試驗ヲ行ハズシテ之ヲ相當學年ニ編入スルコトヲ得

第五條 商船學校ノ每週教授時數ハ技業ヲ除キ三十時以内トス 但高學年ニ在リテハ二百十日以上トス 但特別ノ必要アル場合ニ限り三十三時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

技業ノ教授時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條 教授日數ハ一學年ニ付最終學年ニ在リテハ二百日以上其ノ他ノ學年ニ在リテハ二百十日以上トス 但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲナシタル場合ハ此ノ限リニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ數ニ算入ス

第七條 商船學校ノ學科目ハ修身 國語 數學 物理及化學 外國語 法制及經濟 體操並ニ實業ニ關スル學科目及ヒ技業トス 但シ地理 歴史 博物 圖畫 商業大意 音樂 其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

第八條 實業ニ關スル學科目ハ運用術 航海術 機關術 機械裁圖 海上氣象學大意 海事諸法規 船舶衛生 其ノ他必要ナル事項ヨリ選擇シテ之ヲ定ムヘシ

第九條 學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十條 商船學校ノ學科目ハ之ヲ航海科及機關科ニ分ツ 但シ其ノ一學科ノミヲ置クコトヲ得

二學科ヲ置ク場合ニ於テハ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ト爲ササルコトヲ得

第十一條 商船學校ニ於テハ主トシテ海事ニ關スル事項ヲ授クルタメ專修科ヲ設ケ又ハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十二條 商船學校ニハ本科又ハ專修科卒業後一定ノ期間實習ニ従事セムトスル者ノタメニ練習科ヲ置クコトヲ得

第十三條 商船學校ニ於テハ學科目教授時數及學級數ニ應シ普通學科目並ニ實業ニ關スル學科目技業及實習ニ付各相當員數ノ教員數ヲ置クコトヲ要ス

第十四條 商船學校ニ於テハ校地内若クハ其附近ニ於テ船舶ヲ以テ校舎ニ代用スル場合ハ其緊留地附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十五條 商船學校ニ於テハ教室 技業室 實驗室 其ノ他必要ナル諸室 圖書 器具 機械標本 模型 機動艇 端艇 操帆練習設備等ヲ備フルコトヲ要ス

第十六條 海事ニ關スル事項ヲ專修セムトスル者ノタメニ特殊ノ組織ニ依リ修業年限二年以内ノ學校ヲ設クルコトヲ得

前項ノ學校ノ入學資格教授ノ日數及時數學科目等ハ土地ノ狀況ニ依リ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

第十七條 前條ノ學校及專修科ノ教場ハ隨時必要ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル商船學校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得

文部省令第十五號 (大正十二年四月四日)

水産學校規程

第一條 水産業校ノ修業年限ハ學科ノ種類土地ノ情况等ニ應シ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年

二、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年

前項ノ修業年限ハ遠洋漁業科ニ在リテハ二年以内其ノ他ノ學科ニ在リテハ特別ノ必要アル場合ニ限り一年以内之ヲ延長スルコトヲ得土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ第一項各號ニ該當セサルモノヲ以テ入學資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得

第二條 水産學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第三條 第一學年ノ入學志願者中尋常小學校ヲ卒業セサル者又ハ高等小學校若ハ他ノ學校ニ於テ之ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒ラサル者ニ付テハ試驗ニ依リ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

相當ノ年齢ニ達シ他ノ學校ニ於テ前各學年ノ課程ト同程度ト認ムヘキ課程ヲ卒リタル者又ハ試驗ニ依リ相當ノ學力アリト認メタル者ハ第二學年以上ニ入學スルコトヲ得



第四條 他ノ水産學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スル者アルトキハ試験ヲ行ハスシテ之ヲ相當學年ニ編入スルコトヲ得

他ノ水産學校ヲ卒業シタル者ニシテ入學ヲ志望スル者ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第五條 水産學校ノ每週教授時數ハ實習ヲ除キ三十時以内トス 但シ實習ヲ課セサル期間其ノ他ノ特別ノ必要アル場合ニ限り三十三時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

實習ノ教授時數ハ學科ノ種類 土地ノ情况等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條 高學年ニアリテハ一學年ニ付三月以内實習ノミヲ課スルコトヲ得 但シ特別ノ必要アル場合ニ限り一月以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 教授日數ハ每學年二百十日以上トス 但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休學ヲナシタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第八條 水産學校ノ學科目ハ修身 國語 數學 地理 物理及化學 博物 法制及經濟 體操並水産ニ關スル學科目及實習トス 但シ修業年限 土地ノ情况等ニ依リ外國語 歴史 簿記 圖畫其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

女子ニ付テハ修身 國語 數學 理科 家事及裁縫 體操並水産ニ關スル學科目及實習トス 但シ地理 歴史 簿記 圖畫 音樂 手藝其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

第九條 水産ニ關スル學科目ハ水産養殖 發生 漁撈 造船 航海 運用 漁獲物處理 冷蔵 水産製造 水産化學 微生物 水産衛生 應用機械裁縫 水産動物 水産植物 海洋氣象 水産法規 水産經濟 其ノ他必要ナル事項ヨリ選擇シテ之ヲ定ムヘシ

第十條 學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムコトヲ得

第十一條 水産學校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ學科ヲ水産科 養殖科 漁撈科 製造科 遠洋漁業科等ニ分チ其ノ一學科又ハ二學科以上ヲ置クコトヲ得

二學科以上置ク場合ニ於テハ修業年限ニ依リ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ト爲サザルコトヲ得

第十二條 水産學校ヲ卒業シ特ニ水産ニ關スル事項ヲ研究若ハ補習セントスル者アルトキハ設備ノ許ス限り之ヲ在學セシムルコトヲ得

第十三條 水産學校ニ於テハ主トシテ水産ニ關スル事項ヲ授クル爲メ專修科ヲ設ケ又ハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十四條 水産學校ニ於テハ學科目 教授時數及學級數ニ應ジ普通學科目並ニ水産ニ關スル學科目及實習ニ付各相當員數ノ教員ヲオクコトヲ要ス

第十五條 水産學校ニ於テハ校地内若クハ其ノ附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十六條 水産學校ニ於テハ教室 實驗室 實習場 實習船 圖書 器具機械 標本模型等ヲ備フルコトヲ要ス 但シ實習場 實習船ハ特別ノ事情アル場合ニ限り文部大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ漁場 工場又ハ漁船ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ有スル水産學校ニシテ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノハ當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得

五、實業學校と上級學校との連絡に關する問題  
専門學校及高等學校は中學校と連絡するのを本體として居た。實業學校よりは、二、三の例外を除けば、同一種類の實業専門學校(例へば農業學校より高等農林學校)に入學する事が夫々學校に於て個別的に認められて居たに過ぎず、實業學校と上級學校との連絡は圓滑を缺いてゐた。實業學校より進んで高等教育を受ける爲には少なからざる不便を感じ殆んど不可能に近かつたのである。大正十三年の文部省告示は實業學校卒業者を中學校卒業者と同等以上の學力を有するものと指定し如上の不安を一掃した。

文部省告示第九九號 (大正十三年三月十二日)  
専門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ左記ノ者ヲ専門學校入學ニ關シ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定ス  
一、男子實業學校卒業者  
但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年 高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若クハ之ト同等以上ノ卒業者ニ限ル

一、女子實業學校卒業者  
但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年 高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若クハ之ト同等以上ノ卒業者ニ限ル

第五期 大正時代 第三章 實業教育制度  
五〇三



六、實業學校教員に關する規程

ノ卒業者ニ限ル

實業學校教員養成規程には格別なる改正はなく唯大正九年教員養成所の生徒の學校補給金額を十五圓より二十五圓に増額し、大正十年に大學專門學校の學生々徒にして卒業の後實業學校の教職に従事すべき者にも二十五圓以内の學校補給を認めたと過ぎず、多く云ふべきものがない。寧ろ新規定の實業學校教員檢定に關する規定に注意を拂はなければならぬ。曩に明治四十年省令二十八號を以て公立私立實業學校教員資格に關する規程が公布せられ、爾來數項の改正を経たのであるが、實業界の殷賑に伴れ、多くの人材は實業方面に吸収せられ、教員拂底し、諸學校に於ける授業上に支障を生ずる虞ありたるより、本規程の公布となつたことは事實であるが、然し實技と體験を主とする實業教員がその教員に資格者に對しても徒らに學問的知識の一面にのみ膠着する弊を除いて、極めて彈力ある制度を一貫しつゝある平素の立前に一致するものと認めて良からうと思ふ。

文部省令第四號 (大正十一年一月二十四日)

實業學校教員檢定に關する規程

- 第一條 實業學校教員檢定ハ受験者ノ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第二條 檢定ヲ爲スベキ學科目ハ實業ニ關スル學科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス
- 第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ
- 試驗檢定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試驗施行ノ期日及場所ハ教員檢定委員會長之ヲ告示ス
- 第四條 檢定ヲ受ケントスル者ハ第二號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方廳ヲ經由シ無試験檢定ニ在リテハ其ノ住所地方ノ地方廳又ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スベシ
- 一、第二號書式ノ履歷書
- 二、受験資格ニ關スル學校卒業證書 教員免許狀又ハ認可指令ノ寫
- 三、第五條第一號 第二號 第四號 第五號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長ノ證明書 同條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試験檢定合格證明書、同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許狀授與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書

四、第六號書式ノ醫師法ニ依ル醫師ノ身體検査書

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一、實業學校又ハ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者
- 二、中學校 高等女學校 高等女學校實科又ハ實科高等女學校ヲ卒業シタル者
- 三、專門學校入學者檢定規定ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
- 四、專門學校入學者檢定規定第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
- 五、徴兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
- 六、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 七、教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者又ハ本令施行前實業學校教員資格ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル者
- 八、外國ニ於テ實業學校 師範學校 中學校又ハ高等女學校ニ準ズベキ學校ヲ卒業シタル者
- 九、文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得 但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ハ實習科目ノ檢定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得

- 一、相等ノ學歷ヲ有シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 二、實業補習學校教員養成所ヲ卒業シ三年以上上教諭ノ職ニ在リ且檢定ヲ受ケムトスル學科目教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 三、實業學校ヲ卒業シ五年以上檢定ヲ受ケントスル學科目ニ關スル實地ノ經驗ヲ有シ技術優良ナル者
- 四、五年以上實地ノ經驗ヲ有シ實業學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケントスル學科目ノ實習教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 第七條 試験檢定ヲ分テテ豫備試験及本試験トス 但シ豫備試験ハ便宜之ヲ行ハサルコトアルベシ
- 豫備試験ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 豫備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験檢定ニ同一科目ニ就キ出願スル場合ニ限り豫備試験ヲ免ス
- 第八條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケントシタル者 又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ當該檢定ヲ受クルコトヲ得ス
- 檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發見シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ
- 第九條 本令中實業學校ニハ實業補習學校ヲ包含セス



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五、文部省令第五號 (大正十一年一月二十四日)

公立私立實業學校教員資格に關する規程改正

第一條中「文部大臣ノ認可シタル者」ヲ「教員免許令ニ依り教員免許狀ヲ有スル者」ニ改ム  
第三條中「第一條又ハ」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ文部大臣ノ認可シタル者ノ公立私立實業學校教員資格ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

第四節 實業教育國庫補助法の改正

政府は大正三年二月十日第三十一議會に於て實業教育費國庫補助法改正案を提出した。此の法律案に兩院を通過し大正三年三月二十日實業教育費國庫補助法を見るに至つた。これは明治二十七年六月公布されたものを改正補足せるものにして、從來補助金を交付せる實業學は公立學校に限られたるものを、私立も公立と同様に補助金を交付して實業教育の發展に資せんとするものである。而して國庫より毎年豫算を以て一定の金額を支出し、從來五箇年を一期として支出せるを改めて用途を指定し、臨時の補助を除く外、三箇年を以て一期とすることとした。更に此の實業教育費國庫補助法の改正と共に同施行規則も改正公布された。此の實業教育費國庫補助法の改正に付いては既に明治四十三年三月九日貴族院に對して愛知縣豊橋市遠藤安太郎外五名より同法改正の請願書が呈出されてあつた。同請願書は、實業教育費國庫補助法の恩典は獨り公立若は農工商組合實業學校にのみ與へられ私立實業學校に與へられざるも、斯の如きは實業教育の獎勵上宜しきを得ざるを以て同法第二條第一項の「公立の」の三字乃第二項を削除せられたしとの趣旨であつた。即ち今回の改正によりて此の旨趣が實現された譯である。

實業教育費國庫補助法 (大正三年三月二十日法律第九號)

法律 第九號

實業教育費國庫補助法

- 第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲メ國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス
- 第二條 主務大臣ハ前條金額ノ範圍内ニ於テ獎勵上必要アリト認ムル公立ノ私立ノ實業學校ニ對シ補助金ヲ交付ス
- 第三條 補助金ノ交付ハ用途ヲ指定シテ臨時ニ補助スル場合ヲ除クノ外三年ヲ以テ一期トス
- 第四條 補助金ノ年額ハ補助ヲ受クル學校ノ設立者ノ負擔額ヲ越ユルコトヲ得ス但シ用途ヲ指定シテ臨時ニ交附スル補助金及實業補習學校ニ對シ交附スル補助金ニ就テハ此限ニ在ラス
- 第五條 補助ヲ受クル學校ノ設立者ハ補助期間其ノ學校經費ヲ繼續支出スル義務アルモノトス
- 第六條 主務大臣補助ヲ受クル學校ノ管理不適當ナリト認メタル時又ハ其學校主務大臣ノ定ムル規程ニ違背シ第五條ノ義務ヲ盡サス若ハ補助ノ條件ニ違反シタル時ハ補助ヲ廢止シ若ハ停止シ又ハ補助金額ヲ減少スルコトヲ得
- 第七條 主務大臣ハ第二條ノ補助金ノ外公立、私立ノ實業學校教員ノ養成費其ノ他實業教育獎勵上必要ト認ムル費用ニ充ツル爲メ第一條ノ豫算ノ額ノ八分ノ一以内ヲ支出スルコトヲ得
- 第八條 補助金ノ交附ニ關シ必要ナル規程ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ施行ス

本法施行ノ際現ニ存スル補助ノ期間ニ關シテハ仍以前ノ規定ニ依ル

實業教育費國庫補助法施行規則 (大正三年四月二十二日)

- 第一條 實業學校ニシテ補助ヲ受ケントスルキハ公立學校ニ在リテハ其管理者私立學校ニ在リテハ其設立者ヨリ收支豫算ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但實業補習學校ニ在リテハ實業學校設置廢止規則第一條第一項第一號乃至第五號第八號及第十號ノ事項ヲ併セ具スヘシ
- 第二條 補助ヲ受クル私立學校ノ設立者ハ其學校經費ニ關シ政府ノ會計年度ニ依リ會計年度ノ收支豫算及決算ヲ調製スヘシ  
補助ヲ受クル私立學校ノ設立者ハ其ノ學校ノ收支及物品ニ關シ必要ナル會計帳簿ヲ備フヘシ
- 第三條 補助ヲ受クル學校ノ收支豫算ハ每會計年度前之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ  
前項ノ收支豫算書ニハ前年度豫算額及之ニ對スル比較増減ヲ示シ且細目ニツキ説明ヲ附スヘシ  
設立者ノ負擔額ヲ減額シタル場合ノ更正豫算ハ其都度之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ其他ノ場合ニ於ケル更正豫算又ハ追加豫算ハ收支決算ノ報告ト共ニ之ヲ報告スヘシ



第四條 補助ヲ受クル學校ノ收支決算ハ遲滞ナク之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ收支決算書ニハ同年度豫算額及之ニ對スル比較増減ヲ示シ且増減ヲ示シ且増減ニ就キ説明ヲ附スヘシ

第五條 實業學校ニシテ器具器械船舶圖書標本其ノ他教授上必要ナル物品ヲ設備スル爲臨時ニ補助ヲ受ケントスルトキハ公立學校ニ在リ

テハ其ノ設立者ヨリ左ノ書類ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但シ現ニ補助ヲ受クル學校ニ在リテハ第二號ノ書類ヲ添付スルヲ要セス

一、品目數量價格並用途ヲ記載セル説明書

二、當該年度ニ於ケル其ノ學校ノ收支決算書

現ニ補助ヲ受ケサル實業補習學校ニ於テハ實業學校設置廢止規則第一條第一項第一號乃至第五號第八號及第十號ノ事項ニ併セ具スヘシ

第六條 前條ニ依リ補助ヲ受ケタルトキハ直ニ追加豫算ヲ調製シ文部大臣ニ報告スヘシ決算ニ關シテハ第四條第一項ノ規定ニ依ル

第七條 補助金ハ補助ヲ與フル月ヨリ月割計算ヲ以テ之ヲ交付ス

第八條 補助金ハ毎會計年度ヲ二期ニ區分シ當該年度ノ四月十月ニ各一期分ヲ交付ス但シ新ニ補助ヲ與フル場合ニ於テ其ノ期ニ屬スル補助金並臨時ニ補助ヲ與フル場合ノ補助金ハ本文ノ期日ニ拘ラス之ヲ交付ス

第九條 實業學校設置廢止規則第一條第二條乃至第四條ノ規程ハ補助ヲ受クル實業補習學校ニ之ヲ準用ス

第十條 道府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ總テ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官第一條及第五條ノ申請書ヲ進達スル場合ニ於テハ精査ノ上詳細ナル意見ヲ附スヘシ

第十一條 文部大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ補助ヲ受クル學校ニ就キ其ノ書類帳簿並物品ノ檢閲ヲ行ハシムルコトアル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 明治三十二年文部省令第二十一號ハ之ヲ廢止ス (完)

### 第四章 實業補習學校制度の改善

#### 第一節 實業補習學校規程改正

實業専門教育の充實擴張と共に朝野共に大衆少青年の教育に深甚の關心を寄せ實業補習教育制度に劃期的改善を施したことは、大正期間に於ける實業教育史上特筆に値する事柄である。

歐洲戦争の勃發と共に歐洲各國は國家の全能力を擧げてこれに参加したる結果、夫々自國の長所とし短所とするところを遺憾なく體驗し認識する機會を得、國民全體の能力を最大限度に發揚するに非れば、國家の隆昌は遂に望むべからざることを痛感し、各國相争て其の教育制度の改善に熱中し、一九一七年、一八年、一九年の交、世界の教育界は百花燎亂の觀を呈するに至つた。その結果はやがて英吉利のフィッシャー條例となり、佛蘭西のアステイエ條例となり米國の史密斯・ヒューズ條例となり、獨逸のライプチヒ教育會議に依る改革となつて現はれたのであるが、大衆少青年の教育を中心とし、所謂補習教育制度改善振興に重點を置いたことに於てその規を一にする。要するに國民全部の能力を最大限度に發揚し、寒村陋巷の一少年の能力をも空しうせざらしむる教育制度の必要を認識したるが爲めに外ならぬ。大正期間に於ける實業補習教育の改善振興問題が重心となり、これを特色づけたのも、勿論國內の政治經濟産業等各方面の諸狀勢の然らしむるところたりしは云ふ迄もないが、また右に述る如き歐米に於ける特色ある教育運動の強烈な刺戟に基くものでなければならぬ。

然らば實業補習教育制度の改善に於て政府は如何なる用意を以てこれに臨んだかに就ては、大正十一年夏時の實業學務局長山崎達之輔が實業補習教育調査委員會に於て左の如く述べて居る。

實業補習教育に關する從來の制度は明治三十五年の制定にかゝる。その内容は極めて簡單で、修業年限學科目等に關する規程は殆んど之を缺如した。これは恐らく、補習教育の普及を計るには出来るだけ規程を簡略にし、各地の狀況に應じて施爲するところを異らしめんとするの精神に出たものであらう。文部省令の如きものを以て統一するは却て補習教育の健全なる發達を妨ぐるもので、簡單なる規程を設けることに依つて、具體的の場合に適した處置を取らしめんとしたことは、寧ろ時代に即した仕方であつて、當時の法令が目して欠陥多きものとするは出来ない。然し其後補習教育の進歩發達は實に目覺ましきものあるを觀、而して實業補習教育の使命が那邊に存するかを併せ察するとき、徒らに明治三十五年の制度に拘泥して機宜を得たる施爲に出づることを憚るは國家の大局から考へて吾人の採らざるところである。恰も大正七八年の頃に於て斯の如き改正の機運熟し、全體の教育系統に於て、又全教育機關中に於て



補習教育に有力なる地位を與ふる爲には國家が補習教育に對し奈何なる希望と要求を有するか、その趣旨の存するところを明瞭にすること、

補習教育振興の抑々の根本策であるとなされ、大正八年以來文部省に於て周密な調査を續行し來つた次第である。補習教育制度を完備しつゝ發展を策するに就て本省は如何なる用意を以て考慮し來つたかと云ふに、先づ農村と都市とは多く事情を異にしつゝあるに鑑み、唯單に補習教育として調査委員を設けることは、却て適當な結論に達せざるべきを思ひ、先づ工業教育の方面より着手し、工業に關係ある諸大家及び實際家を調査委員に囑託して工業調査委員會を設けた。かくて工業補習教育に就ての成案を得、次いで農業教育全般、商業教育全般に就て調査を重ね夫々各委員會に於て成案を得た。

此の際問題となつたのは、補習學校を農業補習學校、工業補習學校或は商業補習學校とする如く、制度上も別箇のものとなすか、又は制度として一括したる實業補習學校となすかの點であつた。此の點に付て實業事務局に於て種々研究を續けた結果、大體右三者は統一可能であるとの觀測の下に、今回の制度に於ては矢張り形に於ては實業補習學校制度として統括した次第である。而して内容に於て農工商、換言すれば農村と都市とに依つて變化があり得る仕組と致した次第である。斯の如き趣旨を基礎として調査委員會の審議を経て、成案となつて現はれたのは大正九年十二月發令の改正實業補習學校規程である。

實業補習學校規程（大正九年十二月十七日文部省令第三十二號）

- 第一條 實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スルモノニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トス
- 第二條 實業補習學校ノ課程ヲ前期後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス
- 第三條 實業補習學校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ前期ニ在リテハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタルモノ高等小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス
- 第四條 實業補習學校ノ教授時數ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス
- 第五條 實業補習學校ノ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、理科及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、數學及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得、女子ニ課スヘキ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トシ、後期ニアリテハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トス、但シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ國語、家事、裁縫中二科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得

前二項ノ學科目ノ外必要ニ應シ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語、其他ノ學科目ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得

第六條 一學科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目又ハ其ノ一部ニ併セテ一學科目ト爲スコトヲ得

第七條 加設學科目及後期ノ職業ニ關スル學科目中或ル事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得

一學科目又ハ數學科目ニ付キ或ル學年ノ課程ヲ修シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタルモノニ對シテハ當該學年ニ於テ之ヲ課セサルコトヲ得

第八條 實業補習學校ニ於テハ適當ナル學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニ力ムルヲ要ス

職業ニ關スル學科目ニ於テハ前期ニアリテハ工業、農業、商業又ハ水産等ニ關シ主トシテ基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ應シ適切ナル事項ヲ授クルヲ要ス

第九條 實業補習學校ニ於テハ常ニ生徒ノ體育及衛生ニ留意スルヲ要ス

第十條 實業補習學校ニ於テハ後期ノ課程ヲ卒ヘ更ニ學習セントスル者ノ爲別ニ適宜ノ課程ヲ設ケ一定ノ期間之ヲ在學セシムルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ニハ土地ノ情況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ノミヲ置クコトヲ得

第十二條 工業、農業、商業、水産以外ノ職業ニ關スル實業補習學校ノ修業年限、教授時數、學科目等ハ前數條ノ規定ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第五期 大正時代 第四章 實業補習學校制度の改善



- 二、修業年限ニ關スル事項
  - 三、學科目及其程度ニ關スル事項
  - 四、教授時數ニ關スル事項
  - 五、教授ノ時刻及季節ニ關スル事項
  - 六、休業日ニ關スル事項
  - 七、入學退學等ニ關スル事項
  - 八、授業料等ニ關スル事項
- 第二十條 道府縣立ニアラサル實業補習學校ノ修業年限學科目及其程度並教授時數ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 特別ノ事由ニ依リ本令ノ規程中之ニ依リ難キモノニ付テハ本令施行ノ後三年間ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

新實業補習學校規程に於ける規正の要旨を摘録すれば大體左記の要項となるであらう。

- 一、從來の簡略な規程を改めその内容を整備し施設上準據すべき所を示したること
- 二、實業補習教育の本旨を明かにしたること
- 三、課程を分ちて前期、後期とし其の修業年限及教授時數に付標準を定めたこと
- 四、前期後期とも相當普通學科目を必須科目とし殊に前期に於て之に重きを置いたこと
- 五、職業に關する學科目に付ては前期に於ては主として職業に關する基礎的知識技能を授け後期に於ては特に職業の種類に應じ適切なる事項を撰びて授けしめること
- 六、法制上の知識其の他公民として心得べき事項を授け又經濟觀念の養成に力むべきことを明かにし其他教養上特に留意すべき事項を示したること
- 七、女子に關する規程を設けたこと
- 八、學科目の分合並に隨意科目撰擇科目等に關する規程を設け、生徒の學力職業の種類等に應じ教授事項の選定其の宜しきを得しめたこと

- 九、高等の實業補習學校の設置を認め又卒業後の學習に關する規定を設けたこと
- 十、實業補習學校は之を學校、試驗場、講習所等に併設するを得しめたこと
- 十一、教授上の設備に關する規定を設けたこと
- 十二、短期間特殊の事項を授けるため隨時講習をなすを得る規定を設けたこと
- 十三、學校の名稱に關し規定上制限を設けぬこととしたこと

第二節 實業補習學校教員養成所令の公布

實業補習教育制度の改善と共に第一に考慮せらるべきはその教員の養成である。從來實業補習教育は逐年著しき發達を告げつゝあるにも拘らず、其の教員は多くは小學校教員の兼任で成績が舉らぬ勝であつたに鑑み、是に専任教員設置を奨勵し、大正九年から特に三十六萬圓、北海道及各府縣に交付することとし、その内容の充實に盡力することとなつた。而して優秀なる専任を養成せんがために左に輯録する實業補習學校教員養成所令を發布し同時に施行規則を公布し、修業年限、學科目、入學資格等を詳細に規定した。

實業補習學校教員養成所令（大正九年十月二十九日、勅令第五百二十一號）

- 第一條 北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習學校教員養成所ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 實業補習學校教員養成所ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第三條 略ス（職員ノ種類 所長 教諭 助教諭 書記）
- 第四條 略ス（所長ノ待遇 責任 及職務）
- 第五條 略ス（教諭ノコト）
- 第六條 略ス（書記ノコト）
- 第七條 略ス（職員ノ待遇 官等 俸給 旅費ノ分限ノコト）
- 公立學校職員中實業學校職員ニ同シ
- 第八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外實業補習學校教員養成所ノ設置、廢止、入學資格、修業年限、學科及學科目、並教諭及助教諭ノ資



格等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校教員養成所令施行規則（大正九年十二月十八日、文部省令第三十三號）

第一條 實業補習學校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第二條 實業補習學校教員養成所ノ學科目ハ修身、教育、經濟、並實業ニ關スル學科目及實習トス、但シ女子ニ付テハ家事裁縫ヲ加ヘ法

制經濟ハ之ヲ缺クコトヲ得

第三條 第一項第二號ニ該當セル者、又ハ之ニ準スベキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セザルコトヲ得

第一項學科目ノ外、國語、數學、外國語、簿記、社會學大意、其他必要ナル學科目ヲ加設スルコトヲ得

第三條 實業補習教員養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルベシ

一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者

二、師範學校ヲ卒業シタル者

前項ノ外中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者、若ハ尋常小學校卒業程度

ヲ以ツテ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ二年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者、其他之ニ準ズベキ者ニシテ相當

ノ學力アリト認メタルモノハ之ヲ入學セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校教員養成所ニハ講習所ヲ設クルコトヲ得

第五條 實業補習學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノタルベシ

第六條 實業補習學校教員養成所ハ公立學校又ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校教員養成所ニ於テハ教室、實驗場、器具、機械、標本圖書其他教授上必要ナル設備ヲ爲スベシ

第八條 實業學校設置、廢止規則ハ實業補習學校教員養成所ノ設置廢止ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 實業補習學校教員養成所生徒ノ學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則 本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十一日マテ之ヲ斟酌スルコト

ヲ得

斯の如く補習學校教員養成所令を制定すると共に、公立實業學校教員の資格を補習學校に延長し補習學校教員の充實を圖らるが爲めに、公立實業學校教員資格に關する規程に改正を施し左の如く發令した。

公立實業學校教員資格に關する改正規程（大正九年十二月十八日、文部省令第三十四號）

第一條 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得

一、實業補習學校教員養成所卒業者

二、小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

第二條 一、實業ニ關スル殊別ノ知識經驗ヲ有スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

第三條 中「第二條」ヲ「第二條ノ二」ニ改ム

第四條 中「第一條又ハ第二條」ヲ「第一條乃至第二條ノ二」ニ「助教諭、調導又ハ准調導」ヲ「及助教諭」ニ改ム

第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニアラザレバ公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得ズ

一、一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者

二、修業年限二年ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者

三、前號以外ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上助教諭ノ職ニ在リタル者

四、小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ職ニ在リタル者

實業補習學校以外ノ公立學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在リタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得

第五條 中「徒弟學校」ヲ「職業學校」ニ、「前條」ヲ「第四條」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年文部省告示第九十二號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定第二號各項ノ一ニ該當シ本令施行ノ際現ニ實業學校ノ

教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者ハ實業學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校ノ調導ノ職ニ在ル者ハ實業補習學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校調導ノ職ニ在ル者ニシテ第二條第一項ノ資格ヲ有スルニ付テハ第四條ノ二ノ適用ニ關シ助教諭ノ在職年

數ヲ相當斟酌スルコトヲ得

大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル實業補習學校教員養成所ニ準ズベキ施設ニシテ文部大臣ノ指定シタルモノハ本令ノ適用

第五期 大正時代 第四章 實業補習學校制度の改善



ニ關シ實業補習學校教員養成所ト看做ス

### 第三節 實業補習教育に對する輿論

實業補習教育振興に關する政府の對策の大體は前節に述べたところである。然らば實業補習教育に對して社會は如何なる希望を抱きつゝあつたかを觀察することは無用のことではなからう。その顯著な事例は衆議院に於ける建議であるがその中代表的のものを左に掲げる。

#### 實業補習教育振興の建議

大正十四年二月二十四日第五十議會衆議院（竹原一外二名提出）

#### 建議案

國民一般の文化を増進し思想の安定と産業の進展とを圖るは現下の急務なり。之が爲には特に實業補習教育の振興を策するを以て喫緊の要務とす。政府は速に之が制度及施設に關し根本的の方策を樹立し、以て斯教育の改善振興を期すべし。

#### 建議趣旨要領

現下の義務教育を終りし者、又高等小學を卒業した者が、其儘では國民の實生活に何等役に立たない。是だけでは教育が不完全であるから此改善の方策として實業補習教育を振興すべしと云ふのである。中略義務教育を終つた者、若しくは高等小學を終つた者を其儘にして置いて、教育改善の根本的政策を考へられて居つては此の缺陷を匡救するところの間に合はぬ。故に一層此の缺陷を救済する捷徑は實業補習教育内容を改善し、之を普及せしめ、且つ國庫の補助金を増額することである。現在に於ける實業補習學校數一萬五千二百六十五校あるも、四百の市町村は未だ補習學校を設けて居ない。而して毎年小學を卒業する者百二十六萬人、其中で高等小學に入る者を差引いた殘餘の者と高等小學を卒業した者とを加へた九十五萬人は教育の惠澤を受けて居ない。是非共之を實業補習學校に收容しなければならぬ。毎年實業補習學校に入る者四十二萬人を出でず、他の五十二萬人は捨ておかれる状態である。之を勧誘して補習學校に收容しなければならぬ。次に大正九年十二月政府は補習學校規程を改正し大正十年四月一日より施行した改正規則施行後四ヶ年にすぎないから、今其効果を批評することは避けなければならぬが、今日までのところ其成績は顯著なものがある。所謂時代の缺陷に丁度投合したものと想はれる。其進歩率を見るに、學校は大正元年に比して二倍強になり、生徒數は四倍になつて居る。而して經費は十六倍

になつて居て千六十万一千七百五圓を費して居る、即ち一校當り七百圓である。補習學校の一校當り七百圓では教員の俸給を支拂つた殘額を以て、設備其他の完全を期することは出来ぬ。希くは之に經費を豊富にして、その内容を充實せしめなければならぬ。次に、教員數現在七萬一千五百四十四人で其中兼任者六萬二千四百八十八人、専任教員九千三百三十四人にすぎない、専任教員は一校當り〇・六人にしか當らない。而して其給料は一年七百二萬圓で専任教員に對し四百八十萬圓、兼任教員に對し二百九十萬圓である。専任教員の四百八十萬圓といふ此給料に對して國家が補助することになつて居る。其國庫の補助は約専任教員の三分の二まで府縣と國庫と半分宛負擔することになつて居る。即ち國庫は其の三分の一を補助する規定になつて居るに拘らず、大正九年には國庫は其の三分の一の補助をすることだけで、年を経るに従ひ専任教員の給料が殖えて居るから、政府補助金は十年には一割五分、十一年には一割、十二年には七分、十三年には六分といふ状態になつて、政府が實業學務局長の名を以て各府縣に訓令を出して、政府が其専任教員の給料の三分の一は國庫から之を補助するからと云ふ誘導を取て公約したるに拘らず、現在に於て政府補助金は僅に六分といふ状態に在る。隨つて教育そのものも不完全極まるものである。此缺陷を補ひ大衆青年の教育を完全にし職業教育に於ても完全な補習教育を施すには國庫補助金を増額すべし。小くとも大正九年の公約を實行しなければならぬ。何れは教育の大改善に依つて根本から其教育の方法を改められると信するが、刻下焦眉の急としては他に此缺陷を匡救する途は無いと考へる。故に政府は速に此施設を改善し補習教育を普及せしめ、及其補助を増額し、少くとも公約を實行することが極めて大切だと云ふので本案を提出したのである。

#### 實業補習教育振興に關する建議

大正十五年三月二十四日第五一議會衆議院（高橋熊治郎外四名提出）

#### 建議案

實業補習教育の振興を圖り國民一般の文化を増進するは刻下の要務なり、殊に産業の展進民風の作興選舉權擴張並陪審法實施に伴ふ公民教育の普及等益々斯教育の徹底を追て已まざるものあり、仍て政府は實業補習教育の制度及施設に關し速に根本的の方策を樹立し以て其の改善振興を期すべし

#### 建議趣旨要領

實業補習教育振興に關する建議に於て教育の制度施設に就ては改善刷新を要するもの多くあるが、就中其の弊のみ徒に高く實質内容夫れに伴はざるものは實業補習教育である。近時地方の實狀を見るに、都市にも農村にも憂ふべき各種の問題があり、政府は之に對し



種々の方策施設を講じつゝあるも如何なる方策も其の對象であり實行者である一般民衆の智徳が向上しなければ、根本から之を解決する事は出来ない。結局は國民全部の智徳の水平線が高まる事が總ての解決の基礎を爲すものと思ふ。而して一般民衆の向上を期する唯一無二の方法は、實業補習教育の普及徹底である。先年政府に於て實業補習教育の刷新改善を圖るため實業學校令、實業補習學校規程等制度の全般を改正せると共に、或は教員の資格待遇を向上し、或は教員養成の方法を講じ、優良なる教員を招致するため年額三十萬圓を支出して教員俸給に對し補助金を交付することとしたのも此趣旨に外ならずと信ずる。爾來實業補習學校專任の教員は逐年増加したが之を一萬五千三百有餘の學校に割當てれば僅に二校に付一人の割合に過ぎず、大半の學校は尙未だ一人の專任教員もなき状態であり、且つ其教員の待遇の菲薄なことも亦驚くべきもので、小學校本科正教員平均月俸六十二圓三圓なるに實業補習學校の專任教員平均月俸五十一圓餘、兼任教員は平均月俸三圓八十錢にすぎない。教員の配置待遇が斯かる状態では補習教育の實績を擧げんとしても、望む方が無理である(中略)

實業補習學校教員養成所令が制定せられ、道府縣に於て兎も角も四十箇所の教員養成所の設立を見られど、現内閣は之に對して座視傍觀の體で、何等積極的方法を講ぜず、爲めに養成所の設備は概して不完全であり、甚しきは一名の專任教員も無き養成所がある。加之男教員養成所すら設置しない府縣があり、女子教員の養成機關に至りては僅に三縣に於て之が施設を爲すに過ぎず、岡田文相は小學校教員改善の前提として師範教育の改善を企畫しながら、實業補習學校教員の養成に就ては何等の方法をも講ぜざるは大に遺憾に思ふ。勿論實業補習教育を根本的に考ふれば國民一般の教養を向上するを以て其目的とするのであるから、是非とも全部の青年子女を實業補習學校に收容する方法を講じなければならぬ。然るに現在小學校修了者中上級學校入學者を控除し實際實業補習學校に入學すべきものは百萬人に近いのに實際の入學者は約四十萬人で、残りの六十萬人は小學教育のみにて直に實生活に入つてしまふ。此の六十萬人の子に職業上の教養を得させ、公民たるの訓練を施さねば、民衆一般の智徳を向上することは出来ない、此最大多數者を何等かの方法を以て實業補習學校に導かなければならぬ爲には歐米諸國に於けると同様之を義務教育としなければならぬ。臨時教育會議に於ても「實業補習教育は益々普及發達を奨励し成るべく速に之を全部又一部の義務教育と爲し得るに至らしむること」を決議せられてから已に八九年を経過し、今日に於ては最早論議の時期が過去去りに對する國論は既に一定して居る。小學教育を延長するには地方財政の膨脹等種々の支障があるが、實業補習教育は地方の財政を脅かす僅少なる經費を以て義務制と爲すことが出来るので、之を實施するにも強ち劃一的に全國の市町村に同時に行はずとも町村なり府縣なりの任意にし、或る府縣或る市町村に於て之を義務とするやうな仕方もあるから、適當の方法を以て一刻も速に之を義務制とせられたい。

尤も實業補習教育の振興に就ては已に第五十議會に於て三派一致して建議したのであるが、其際當局は「來年度即大正十五年度には必ず努力して之が實現を期する」と言明し、貴族院豫算總會に於て岡田文相は「實業補習教育は成るべく速に全體に普及する方法を執らう、實業補習教育の義務制は義務教育年限延長に比較すれば極めて實行し易い事であるから出来るだけ速に相當の施設をする」と陳べ又昨年の地方長官會議に於ても「實業補習學校には出來得る限り優良なる專任教員を置き、又教員養成機關を完備して之が改良刷新を圖る事を急務とするから、政府に於ては國庫補助の増額、教員養成所の充實等には特に力を致す考である。故に地方長官も一層教育の振興を圖り國民教育の完成上遺憾なきを期せられたい」と訓示して居る。文相は補習教育の振興に就き機會ある毎に國民に言明し約束して居るのであるから、今議會には之が實行に關する豫算も表はれることと信じて居た所が、豫算案には一つもそれらしいものも計上されて居ない。つまり岡田文相は自ら進んで言明し公約したことを掌を反すが如く勝手に抛擲したのであつて、其の亂暴なる態度には驚くの外はない。尤も新聞紙には、文相は補習教育に對する豫算を要求したに拘らず大藏省に於ける査定折、財源なき故を以て削除せられたやうに傳へられたが、義務教育費國庫負擔金の如き二千萬圓が一夜に三千萬圓に増額された位であるから二三百萬圓の金額は如何様にもなる筈で、それが財政の都合で削られたものとは何うしても考へることは出来ない。假りに左様であつたとしても又大藏省が無理解であつたとしても、然も尙公約したことであるから誠意があり言責を重ぜられるなれば極力之が實現を期すべく主張すべきものであると思ふ。然るに其舉に出なかつた文相の態度は諒解に苦しむと共に、かゝる重要な要求を削除した大藏當局の亂暴さに惘れざるを得ない。今や我國内外の情勢は産業の進展といひ、國民精神の作興といひ、實業補習教育に俟つより外はないのであつて、斯教育の振興は現下の急務であり、而も國家永遠の大策であると信ずる。本建議案は以上の理由に依て提出した次第である。

以上の如く大正年間に於ける實業教育輿論は産業の空前の發展に促されて、産業の勃興に適合する實業教育の要望、就中實業專門教育機關の擴張、中等實業學校の内容改善の必要、實業補習教育の重視が叫ばれるに至つたのである。

## 第五章 實業教育機關

### 第一節 中等實業教育の充實

歐洲大戰の終熄と共に各國は競ふて教育制度の改革を斷行し、更生の意氣を以て國家充實に邁進したことは曩に述べたところである。彼等の教育政策の重心は大衆青少年の教育に存したことは云ふ迄もないが、それが又實業教育の擴大強化であり、大衆化であつた。我國に於ても社會の輿論は寧ろ實業教育を以て教育の正系たらしめよと痛論するに至つたこと



は我國教育思想史上に大なる時期を劃するものと觀察せらるべく、斯の如き時代の要求は實業補習教育の振興となり實業學校の擴張増設となつたことは怪むを須ひざるところである。

明治三十二年實業學校令發布せられ實業教育は準據すべき基準を得、整然たる體制の下に量的に擴大せられ、一意内容の充實に向つて進展したのであるから、新設せられ又は擴張せられたる個々の學校に於ては特に記述する必要を認めない。

寧ろ統計的に觀察して本期に於ける實業教育の大勢を理解するを便とする。

本期に於て施設せられたる實業教育機關を總覽するに、農業學校は大正二年に於ける二百五十三校より大正十五年に於て三百三十八校に、(以下同じ)工業學校は三十五校より百十九校に、商業學校は百三校より三百五十一校に夫々躍進的増加を見たるに、前掲本期に於ける商工業の發展と照應して考ふる時、當に斯くあらざるべからざる所以を理解することが出来る。唯商船學校が十五年に更に一校を増加したるに過ぎざるは需要せらるべき限られたる海員數に對し實業教育が飽和状態に到達しつゝあるが故と解するを至當とすべく、現に第六期(昭和)に入り、産業界の沈衰は茲に海運業に深刻なる失業問題を惹起し、海員の供給を調節せんがために商船學校中廢校を斷行せざるを得ざるものを生じたるに徴しても、明な事實である。更に又水産教育振興に關する輿論の高調せられつゝあるに拘らず、水産學校が十六校より十二校に減少したるは、個々の學校に於ては夫々特殊の理由はありたるべきも、吾人の諒解に苦むところで、強ちに直接府縣の財政的負擔の過大に基くと觀察するよりは水産企業の特事情に基くものとするを妥當とするかも知れない。

次に實業補習教育は明治三十五年一月實業補習學校規程の發布により整然たる體系を得、動かすべからざる基礎に立つに至つたが、更に大正九年十二月實業補習學校規程を改正し、「土地の状況に依り須要にしてその区域内の小學教育の施設上妨げ無き場合に限る」と云ふ制限を撤廢して其の普及發達に便ならしめ、特に公民科を課して大衆青年の公民的教養に力を致し、専任教員の設置を奨勵して俸給額の三分の二以上の國庫補助の途を開きたる爲め、大正八年には約三千七百人に過ぎざりし専任教員數は、大正十一年には七千人、大正十三年には九千人、大正十四年には一萬人と躍進的に増加するに至つたのみならず、大正十二年より實業補習學校教員養成所を設けて優良教員養成に力め、大正八年には既に二十二ヶ所にその設置を見た。斯くて大正九年の實業學校令の改正、大正十年の文部省内に於ける實業補習教育主事の施設等に依り、實業補習教育は隆々として伸展し、補習學校數は大正二年に於ける六千五百三十七校より大正十五年の一萬三千八百

二十四校に増加し、生徒數及教員數の増加は更により大なる躍進を遂げるに至つた。數字に關する叙述を重ねることは徒らに冗長に陥る虞あるを以て差控へることとする。

## 第二節 實業専門教育機關の擴張

明治三十二年實業學校令の發布に伴ひ専門學校令を改正し、實業専門教育に關する基準を與へられて以來實業専門學校は年を逐ふて増加の傾向を示し、特に原内閣に於ける高等教育機關擴張計畫の進行と共に著しき發展を遂げるに至つた。

- 一、**農業専門學校** 農業専門學校に於ては從來農商務省の所管に在つた東京蠶業講習所及び京都蠶業講習所が大正二年六月文部省所管に移り、同三年三月東京高等蠶絲學校、京都高等蠶絲學校と改稱せるを始とし、同九年十一月以後新たに設置を見たる鳥取、三重、宇都宮、岐阜、宮崎の各高等農業學校を是に加へ十校の官立農業専門學校を見ることとなつた。
- 二、**工業専門學校** 工業専門學校は大正四年十二月桐生高等染織學校(大正九年三月桐生高等工業學校と改稱)の創設に依り全國に八校の官立高等工業學校を有するに至つたが、更に政府の高等教育機關擴張計劃に基き、横濱廣島金澤明治專門(私立なりしも組織を變更して文部省所管となる)東京工藝神戶濱松徳島長岡福井山梨を加ふることとなつた。
- 三、**商業及び商船に關する専門學校** 商業及商船に關する専門學校に就いては、大正九年四月東京高等商業學校が組織を變更して大學となりたる爲め一校を失ひしも(但し商科大學附屬專門部として高等商業教育を行ふ)、同年の名古屋高商及び神戸高等商船の設立に次いで福島、大分、彦根、和歌山、高松、高岡、横濱の高等商業の設立を見たる外、從來逡信省所管なりし商船學校が大正十四年文部省に移管せられて東京高等商船學校となり、茲に官立は新たに十校を加へるに至つた。
- 四、**公私立實業専門學校** 大正年間における公私立實業専門學校は公立のものなくすべて私立にして工業方面に於ては大正十二年東京寫真專門學校、商業方面に於ては大正三年高千穂高等商業學校、同五年成蹊實業専門學校(數年に於て廢校成蹊高等學校となる)同九年大倉高等商業學校、同十二年松山高等商業學校の設立を見た。

以上略述したところに依つて大正期間に於ける實業教育機關増設擴張の全貌を彷彿し得ると信ずる。長江もその源に溯れば僅に觴を浮べ得るに過ぎない。微々たりし明治初期の實業教育は大正に於て洋々たる長江の夫れにも比すべき規模を



現出し、産業に磐石の基礎を與へ、昭和の非常時局に先行して産業日本の名を世界に恣にせしむるに至つた。

### 結 語

我國實業教育制度實施せられて五十年、紙幅限りあり、叙して詳なるを得ず、殊に昭和を説くに及ばずして擱筆の止むなきに至つたことを遺憾とするものであるが、事最新の事例に屬し、多言讀者を煩はすまでもないことであると共に、若し編者の私見を開陳することを許さるゝならば、昭和に入つて國際的に非常時局を現出すると共に國內的にも政治經濟産業その他あらゆる局面に於て大なる變革を湧起し、國家を負擔すべき國民の教育が亦根本的改革を要請せられつゝある状態で、昭和維新の教育は今後に於てその眞面目を發揮すべきであり、これまでは國家の教育政策の大轉向を生み出つたためのシユトルム・ウント・ドラング・ツァイトアルターであつたと信ぜらるゝのであるから、昭和の教育は寧ろ筆を改め新に稿を起すことを至當とするであらう。

内外非常時局に當面し、これを契機として更に大なる躍進を試むべき我國教育政策は奈何なるものたるべきかは茲に云ふべき限りではないが、大衆青年により高き教養と雋鋭なる産業技能を與ふることの必要は何人も異議なしとするところであり、随つて實業補習教育は云ふ迄もなく、夜間實業學校や各種學校の發達に大なる期待を寄せざるを得ない譯である。随つて本篇を編纂するに當つても、全國の當局各位を煩はし、廣く資料を蒐集して詳密なる調査を試み、新なる研究として輯録せんと企圖したのであつたが、之亦紙幅の制限を蒙り涙を飲んで割愛せざるを得なかつたことを痛憾するものである。

實業教育五十年、苦難の歴史を重ね、創始以來七百萬に餘る産業人を養成し、今日の産業日本を建設したのであるが、土地狹隘にして息つまるまでに夥多なる人口を抱容する我國は、人的資源の高機能に依つて國力を涵養する以外に道がないのであるから、國家が實業教育に俟つところ如何に大なるものあるべきかは多言を要せざるところで、今后我國の教育が大に力を用ゐるべき分野は當に是に在ると信ずる。實業教育五十周年を劃期とし、朝野を問はず、斯教育の發展に努力し、我國礎を牽うすると共に世界の慶福に寄與する用意がなければならぬ。

終

昭和九年十月十五日印刷  
昭和九年十月二十日發行

【實業教育五十年史】  
非 賣 品

文部省實業學務局編纂

發行者 文部省實業學務局  
近 藤 榮 助

發行所 文部省實業學務局内  
實業教育五十周年記念會

印刷者 東京市日本橋區通三丁目一番地  
河 出 孝 雄





IFSMIS

不  
詳

中華民國二十五年十月二十五日

（此處有模糊文字）

（此處有模糊文字）

（此處有模糊文字）

（此處有模糊文字）

（此處有模糊文字）











